

<h1>名古屋市公報</h1>	平成26年 4月 9日	第1053号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目	次	ページ
あ ら ま し		
○ 条例のあらまし		8
○ 規則のあらまし		10
○ 達のあらまし		16
○ 名教委教訓令のあらまし		22
<hr/>		
条 例		
○ 特別職の秘書の職の指定等に関する条例 (市長・秘書課)	(第40号)	23
○ 名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会条例 (環境・総務課)	(第41号)	26
○ 名古屋市文化小劇場条例の一部を改正する条例 (市経・文化振興室)	(第42号)	29
○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例 (財政・税制課)	(第43号)	31
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (健福・総務課)	(第44号)	32
<hr/>		
規 則		
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第35号)	33
○ 区長委任規則等の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第36号)	53
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第37号)	55
○ 特別職の秘書の職の指定等に関する条例施行規則 (市長・秘書課)	(第38号)	57
○ 名古屋市契約規則の一部を改正する規則 (財政・契約監理課)	(第39号)	58
○ 名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員の設置に関する規則を廃止する規則 (教育・総務課)	(第40号)	60
○ 災害派遣手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)	(第41号)	61
○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)	(第42号)	62
○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)	(第43号)	64
○ 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)	(第44号)	65

○ 管理職手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第45号)	67
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第46号)	70
○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第47号)	72
○ 名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第48号)	74
○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第49号)	75
○ 名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則	(財政・管財課)	(第50号)	78
○ 名古屋市補助金等交付規則の一部を改正する規則	(財政・財政課)	(第51号)	80
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第52号)	82

告 示

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第200号)	84
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第201号)	86
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第202号)	88
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第203号)	90
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第204号)	91
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開	(健福・保護課)	(第205号)	93
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第206号)	94
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止	(健福・保護課)	(第207号)	96
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定	(健福・保護課)	(第208号)	97

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止	(健福・保護課)	(第209号)	99
○ 生活保護法による施術者の指定	(健福・保護課)	(第210号)	100
○ 名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第211号)	101
○ 指定管理者の指定について	(健福・環境薬務課)	(第212号)	102
○ 名古屋市南陽交流プラザにおいて徴収する使用料について	(健福・環境薬務課)	(第213号)	103
○ 指定代理納付者の指定	(財政・資金課)	(第214号)	104
○ 平成26年度一般廃棄物処理実施計画	(環境・総務課)	(第215号)	105
○ 名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・区画整理課)	(第216号)	113
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島において徴収する使用料について	(健福・高齢福祉課)	(第217号)	114
○ 指定管理者の指定について	(健福・高齢福祉課)	(第218号)	115
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務	(緑土・自転車利用課)	(第219号)	116
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務	(緑土・自転車利用課)	(第220号)	117
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務	(緑土・自転車利用課)	(第221号)	118
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務	(緑土・自転車利用課)	(第222号)	119
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務	(緑土・自転車利用課)	(第223号)	120
○ 占用工事の費用算出基準	(緑土・道路維持課)	(第224号)	122
○ 家賃算定に関わる利便性係数について	(住都・住宅管理課)	(第225号)	127
○ 副市長の任命について	(総務・人事課)	(第226号)	131
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託	(市経・消費流通課)	(第227号)	132
○ 指定代理納付者の指定	(交通・営業課)	(第228号)	133
○ 市営路外駐車場の使用料の収納事務の委託について	(住都・交通施設管理課)	(第229号)	134
○ 平成26年度包括外部監査契約の締結について	(監査・特別監査室)	(第230号)	135
○ 固定資産の価格等の登録	(財政・固定資産税課)	(第231号)	137
○ 平成26年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法	(財政・契約監理課、上下水・契約課、 交通・会計課、病院・経理課)	(第232号)	138
○ 名古屋市青少年交流プラザ(分館を除く。)において徴収する使用料	(子青・青少年家庭課)	(第233号)	139

○ 名古屋市とだがわこどもランドにおいて徴収する使用料について	(子青・青少年家庭課)	(第234号)	140
○ 体育施設等の使用料の徴収事務の委託の廃止について	(教育・スポーツ振興課)	(第235号)	141
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第236号)	142
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第237号)	144
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第238号)	145
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第239号)	147
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第240号)	149
○ 指定管理者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第241号)	151

達

○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第7号)	152
○ 区役所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第8号)	170
○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第9号)	172
○ 名古屋市区役所支所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第10号)	174
○ 名古屋市社会福祉事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第11号)	175
○ 名古屋市市政資料館処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第12号)	176
○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第13号)	177
○ なごや人権啓発センター処務規程	(総務・行政改革推進室)	(第14号)	179
○ 名古屋市中央卸売市場に属する市場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第15号)	181
○ 名古屋市立中央看護専門学校処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第16号)	182
○ 名古屋市生活衛生センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第17号)	183
○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第18号)	184
○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第19号)	185

○ 名古屋市地域療育センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第20号)	186
○ 名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第21号)	187
○ 名古屋市農業センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第22号)	188
○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第23号)	189
○ 名古屋市生涯学習センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第24号)	190
○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第25号)	191
○ 区長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第26号)	193
○ 公所長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第27号)	195
○ 職名及び補職名規程の一部改正	(総務・給与課)	(第28号)	196
○ 財政局の主管する債権に関する規程の一部改正	(財政・税制課)	(第29号)	197

選挙管理委員会告示

○ 農業委員会委員の解任請求に必要な数について		(第3号)	199
-------------------------	--	-------	-----

教育委員会告示

○ 名古屋市指定文化財の指定等について		(第7号)	200
---------------------	--	-------	-----

名教委教訓令

○ 教育次長以下代決規程の一部改正		(第1号)	202
○ 名古屋市教育委員会事務局係設置並びに分掌事務規程の一部改正		(第2号)	203

農業委員会規程

○ 名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程		(第1号)	207
----------------------------	--	-------	-----

上下水道局告示

○ 名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所の名称、位置及び所管区域についての一部改正		(第4号)	210
--	--	-------	-----

上下水道局管理規程

○ 名古屋市上下水道局分課規程の一部改正		(第8号)	211
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程等の一部改正		(第9号)	217
○ 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正		(第10号)	221
○ 名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程の一部改正		(第11号)	225
○ 名古屋市上下水道局被服貸与規程の一部改正		(第12号)	229
○ 職員分限条例の施行に関する規程の一部改正		(第13号)	235
○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正		(第14号)	237
○ 名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程の一部改正		(第15号)	241
○ 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部改正		(第16号)	242

○ 育児休業職員の代替として雇用する臨時的任用職員の雇用期間等に係る名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の特例を定める規程の一部改正	(第17号)	249
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正	(第18号)	251
○ 名古屋市上下水道局職員の給与の特例に関する規程の一部改正	(第19号)	255
○ 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正	(第20号)	256
○ 名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正	(第21号)	258

交 通 局 告 示

○ 名古屋市交通局営業所の名称及び位置についての一部改正について	(第5号)	259
----------------------------------	-------	-----

交 通 局 管 理 規 程

○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正	(第4号)	260
○ 交通局次長以下代決規程の一部改正	(第5号)	277
○ 交通局職員のサービスの宣誓実施規程の一部改正	(第6号)	279
○ 職員分限条例施行規程の一部改正	(第7号)	280
○ 勤務時間及び休暇に関する規程等の一部改正	(第8号)	282
○ 交通局被服規程の一部改正	(第9号)	285
○ 名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の一部改正	(第10号)	288
○ 新嘱託員就業規程等の一部改正	(第11号)	291
○ 地方自治法第 221条第 3項の法人の職員から引き続き採用される職員の就業に関する取扱いの特例に関する規程	(第12号)	301
○ 短時間嘱託職員及び短時間嘱託乗客整理員の平成25年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程	(第13号)	302
○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部改正	(第14号)	303
○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規程及び初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正	(第15号)	310
○ 管理職手当の額の特例に関する規程	(第16号)	322
○ 名古屋市交通局契約規程の一部改正	(第17号)	323

病 院 局 管 理 規 程

○ 名古屋市病院局会計規程の一部改正	(第12号)	324
○ 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部改正	(第13号)	333
○ 名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正	(第14号)	337
○ 名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第15号)	339

公 告

○ 名古屋国際会議場の利用料金の公告	(市経・観光推進室)	341
○ 名古屋能楽堂の利用料金の公告	(市経・文化振興室)	361

○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請公告 (市経・市民活動推進センター)	362
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告 (市経・市民活動推進センター)	364
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (市経・地域商業課)	365
○ 名古屋市総合体育館、瑞穂運動場、名古屋市露橋スポーツセ ンター、名古屋市枇杷島スポーツセンター、名古屋市稲永ス ポーツセンター、名古屋市北スポーツセンター、名古屋市中 村スポーツセンター、名古屋市名東スポーツセンター、名古 屋市千種スポーツセンター、名古屋市中スポーツセンター、 名古屋市南陽プール、名古屋市山田西プール、名古屋市富田 北プール、名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター及び 名古屋市港サッカー場の利用料金の公告 (教育・スポーツ振興課)	368
○ 名古屋市緑スポーツセンター、名古屋市昭和スポーツセン ター、名古屋市鳴海プール、名古屋市香流橋プール、名古屋 市志段味スポーツランド及び名古屋市名城庭球場の利用料金 の公告 (教育・スポーツ振興課)	400

条 例 の あ ら ま し

○ 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（第40号）

1 制定の目的

特別職の秘書の職の指定に関し必要な事項を定めるとともに、当該秘書の職にある者の定数並びに給与及び旅費に関し必要な事項を定めます。（第1条関係）

2 主な内容

- (1) 秘書の職の指定等について定めます。（第2条関係）
- (2) 給料月額及び旅費の額について定めます。（第3条及び第5条関係）
- (3) 手当の支給及び額について定めます。（第4条関係）
- (4) 給与の支給方法について定めます。（第6条関係）

3 施行期日等

- (1) 平成26年 4月 1日から施行します。
- (2) 給料を 3%削減します。

○ 名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会条例（第41号）

1 制定の趣旨

市長の附属機関として、名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置します。（第1条関係）

2 主な内容

審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定します。（第2条から第9条関係）

3 施行期日

平成26年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市文化小劇場条例の一部を改正する条例（第42号）

1 改正内容

- (1) 新たに名古屋市瑞穂文化小劇場を設置します。（第1条の表関係）
- (2) 名古屋市瑞穂文化小劇場のホール、練習室及び駐車場の利用料金の基

準額を定めます。（別表第 2 項関係）

2 施行期日

(1) 別に規則で定める日から施行します。

(2) 名古屋市瑞穂文化小劇場を使用するために必要な手続等は、施行前においても行うことができることとします。

○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（第43号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（附則第14条の 6及び附則第19条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第44号）

1 改正内容

地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第19条の 2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第35号）

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、役割や機能の低下した組織について統合・廃止を行うとともに、新たな行政課題に対応するため、平成26年度の組織改正等を行います。（第1条、第2条、第5条、第6条、第8条及び第9条関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行します。

○ 区長委任規則等の一部を改正する規則（第36号）

1 改正内容

(1) 財政局税務部債権回収室への引継対象債権の一部変更等に伴い、区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の規定を整備します。（第2項関係）

(2) 財政局税務部債権回収室への引継対象債権の一部変更等に伴い、社会福祉事務所長委任規則（昭和40年名古屋市規則第26号）の規定を整備します。（本則関係）

(3) 名古屋市理容師法施行条例（平成24年名古屋市条例第87号）による理容所以外の場所で業務を行うことが出来る場合の承認に関すること等を保健所長に委任することに伴い、保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第7号）の規定を整備します。（本則関係）

(4) 道路法（昭和27年法律第180号）の一部改正に伴い、土木事務所長委任規則（平成6年名古屋市規則第62号）の規定を整備します。（本則関係）

(5) 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の一部改正に伴い、農業委員会委任規則（平成17年名古屋市規則第80号）の規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行します。

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則（第37号）

- 1 改正内容

- 公益的法人等への職員の派遣について、派遣先団体の整備を行います。

- (別表第 3及び別表第 4関係)

- 2 施行期日

- 平成26年 4月 1日から施行します。

- 特別職の秘書の職の指定等に関する条例施行規則（第38号）

- 1 制定の目的

- 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成26年名古屋市条例第40号）第 3条の規定に基づき、市長の秘書の職にある者の給料に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

- 2 主な内容

- 秘書の給料月額について定めます。（第 2条関係）

- 3 施行期日

- 平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市契約規則の一部を改正する規則（第39号）

- 1 改正内容

- (1) 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改定されたことに伴い、延滞金及び賠償金の利息の割合について規定の整備を行います。（第33条及び第46条の 2関係）

- (2) 地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第11条関係）

- 2 施行期日

- 平成26年 4月 1日から施行します。ただし、第11条の改正規定については、公布の日から施行します。

- 名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員の設置に関する規則を廃止する規則（第40号）
 - 1 廃止内容
名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員の設置に関する規則（平成25年名古屋市規則第86号）を廃止します。
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 災害派遣手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則（第41号）
 - 1 改正内容
職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第42号）
 - 1 改正内容
組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条、第15条及び第24条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 初任給調整手当規則の一部を改正する規則（第43号）
 - 1 改正内容
医師等に係る初任給調整手当の特例を、平成27年 3月31日まで適用します。（附則第 8項及び第 9項関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第44号）
 - 1 改正内容
組織改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 管理職手当規則の一部を改正する規則（第45号）
 - 1 改正内容
平成26年度から新設する管理又は監督の地位にある職員の職について、管理職手当の区分を定めるとともに、廃止する職等について規定の整理を行います。（別表第 1関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。ただし、別表第 1の改正規定中名古屋城総合事務所の主幹に係る部分は、平成25年 4月 1日より適用します。

- 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第46号）
 - 1 改正内容
勤勉手当の職務段階別加算割合に関して、規定の整備を行います。（附則第 5項関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第47号）
 - 1 改正内容
 - (1) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条の 4及び第29条関係）
 - (2) 給与の減額について取扱いを変更します。（第15条関係）
 - (3) 扶養手当の事後の確認について規定の整備を行います。（第12条の 2関係）

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則（第48号）

1 改正内容

平成26年度における教員等の定数を定めるものです。（第 2条関係）

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則（第49号）

1 改正内容

(1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 6号様式の 2及び第 6号様式の 2の 3関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 6条の 2の 5関係）

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則（第50号）

1 改正内容

(1) 公有財産の売払い又は貸付けに係る一般競争入札における入札保証金及び契約保証金の額にかかる規定の整備を行います。（第 3条の 2及び第 3条の 3関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第39条関係）

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市補助金等交付規則の一部を改正する規則（第51号）

1 改正内容

(1) 補助金等の返還に係る加算金及び延滞金について、規定の整備を行います。（第20条関係）

(2) その他規定の整理を行います。(第 6条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (第52号)

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則 (平成 9年名古屋市規則第 114号) 中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成26年 6月 1日 (入居手続等に関する規定は公布の日) から施行します。

達 の あ ら ま し

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第7号）
 - 1 改正内容
平成26年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第1条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 区役所処務規程の一部を改正する規程（第8号）
 - 1 改正内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（第2条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 区役所課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第9号）
 - 1 改正内容
平成26年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第1条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市区役所支所処務規程の一部を改正する規程（第10号）
 - 1 改正内容
平成26年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第3条及び第4条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する規程（第11号）
 - 1 改正内容
社会福祉事務所の分掌事務について、規定を整備します。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市市政資料館処務規程の一部を改正する規程（第12号）
 - 1 改正内容
市政資料館主査（市史）を廃止します。（第 3条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程（第13号）
 - 1 改正内容
事業実績の報告を、副局長に行うよう改めること及び名古屋城に関連する事業の調整等を行うため、主幹（事業調整）を 1名増設すること等に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 3条及び第 6条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- なごや人権啓発センター処務規程（第14号）
 - 1 制定の趣旨
なごや人権啓発センターの開設に伴い、センターの組織及び分掌事務を定めるものです。
 - 2 主な内容
センターに所長、係及び主査を設置するとともに、所長、係及び主査の分掌事務を定めます。
 - 3 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部を改正する規程（第15号）
 - 1 改正内容
 - 中央卸売市場南部市場管理課主査（施設維持管理）を廃止します。（第5条関係）
 - 2 施行期日
 - 平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市立中央看護専門学校処務規程の一部を改正する規程（第16号）
 - 1 改正内容
 - 中央看護専門学校事務局を廃止し、新たに管理課を設置することに伴い、規定を整理します。（第 3条及び第 4条関係）
 - 2 施行期日
 - 平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市生活衛生センター処務規程の一部を改正する規程（第17号）
 - 1 改正内容
 - 生活衛生センター感染症調査係及び地域環境係を廃止し、新たに感染症対策係を設置すること等に伴い、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）
 - 2 施行期日
 - 平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部を改正する規程（第18号）
 - 1 改正内容
 - 児童及び家族に対する医学的指導等を行うため、児童福祉センター中央児童相談所相談課主査（医学的指導）を設置すること等に伴い、規定を整備します。（第 2条、第 3条及び第 4条の 2関係）
 - 2 施行期日
 - 平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部を改正する規程（第19号）
 - 1 改正内容
保育所等に係る企画及び調整を行うため、荒輪井保育園主査（保育所等に係る企画調整）を設置すること等に伴い、規定を整備します。（第 4条の 2及び第 5条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市地域療育センター処務規程の一部を改正する規程（第20号）
 - 1 改正内容
地域療育センター療育係を診療相談係に、指導係を通所支援係に名称変更することに伴い、規定を整備します。（第 3条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程の一部を改正する規程（第21号）
 - 1 改正内容
ささしまライブ24総合整備事務所の所管を都心開発部に改めること等に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 2条及び第 4条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市農業センター処務規程の一部を改正する規程（第22号）
 - 1 改正内容
市民が農業に親しむ機会の増進等を行うため、農業センター主査（ふれあい農業等）を設置すること等に伴い、規定を整備します。（第 2条の 2関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市東山総合公園処務規程の一部を改正する規程（第23号）
 - 1 改正内容
東山総合公園管理課主査（平和公園・くらしの森の整備推進）を主査（東山の森）に名称変更することに伴い、規定を整備します。（第4条関係）
 - 2 施行期日
平成26年4月1日から施行します。

- 名古屋市生涯学習センター処務規程の一部を改正する規程（第24号）
 - 1 改正内容
中村・熱田・名東生涯学習センターの管理を指定管理者に移行することに伴い、規定を整理します。（第1条関係）
 - 2 施行期日
平成26年4月1日から施行します。

- 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第25号）
 - 1 改正内容
財政局税務部債権回収室への引継対象債権の一部変更等に伴い、規定を整備します。（第3条、第5条、第6条、第13条、第15条及び別表第2関係）
 - 2 施行期日
平成26年4月1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年6月1日から施行します。

- 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第26号）
 - 1 改正内容
財政局税務部債権回収室への引継対象債権の一部変更等に伴い、規定を整備します。（別表第2及び別表第3関係）
 - 2 施行期日
平成26年4月1日から施行します。

- 公所長以下代決規程の一部を改正する規程（第27号）
 - 1 改正内容
 - なごや人権啓発センターの設置等に伴い、規定を整備します。（第3条、第4条、別表第1及び別表第2関係）
 - 2 施行期日
 - 平成26年 4月 1日から施行します。

- 職名及び補職名規程の一部を改正する規程（第28号）
 - 1 改正内容
 - 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第3条関係）
 - 2 施行期日
 - 平成26年 4月 1日から施行します。

- 財政局の主管する債権に関する規程の一部を改正する規程（第29号）
 - 1 改正内容
 - 財政局の主管する債権の種類を一部変更します。（本則関係）
 - 2 施行期日
 - 発布の日から施行します。

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

- 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程（第1号）
 - 1 改正内容
平成26年度の教育委員会事務局の組織改正等に伴い、規定を整理します。
(第3条及び別表第2関係)
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市教育委員会事務局係設置並びに分掌事務規程の一部を改正する規程（第2号）
 - 1 改正内容
平成26年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第1条及び第2条関係）
 - 2 施行期日
平成26年 4月 1日から施行します。

特別職の秘書の職の指定等に関する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第40号

特別職の秘書の職の指定等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 4 号の規定に基づき、特別職の秘書の職の指定に関し必要な事項を定めるとともに、当該秘書の職にある者の定数並びに給与及び旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(秘書の職の指定等)

第 2 条 地方公務員法第 3 条第 3 項第 4 号の規定に基づき指定する秘書の職は、市長の秘書の職とする。

2 前項に規定する市長の秘書の職にある者（以下「秘書」という。）の定数は、1 人とする。

3 秘書の任期は、1 年とする。ただし、再任されることができる。

(給料)

第 3 条 秘書の給料月額は、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例

第5号。以下「給与条例」という。)別表第1行政職給料表の7級を占める職員(以下「7級職員」という。)の号給の例に準じて市長の定める額とする。

(手当)

第4条 秘書には、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 前項に規定する手当(期末手当を除く。)の額は、7級職員の例に準ずる。

3 給与条例第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、秘書に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中「1,000分の1,225」とあるのは「100分の140」と、「1,000分の1,375」とあるのは「100分の155」と、同条第5項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

(旅費)

第5条 秘書の旅費の額は、7級職員の例に準ずる。

(給与の支給)

第6条 第3条に定める給料及び第4条に定める手当(退職手当を除く。)の支給については、給与条例の規定を準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(給料月額の特例)

2 給料月額は、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第4条に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額は、第3条の規定により定められる額と

する。

名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会条例をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第41号

名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会条例

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づき行う本市が設置する一般廃棄物処理施設（焼却施設に限る。）の整備運営事業（法に準じて行うものを含む。）を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

2 審議会は、前項に掲げる事項について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から当該諮問に係る調査審議が終了した日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者の中から調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市文化小劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第42号

名古屋市文化小劇場条例の一部を改正する条例

名古屋市文化小劇場条例（平成 3 年名古屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

「

名古屋市中川文化小劇場	名古屋市中川区吉良町 178 番地の 3	を
-------------	----------------------	---

「

名古屋市中川文化小劇場	名古屋市中川区吉良町 178 番地の 3	に
名古屋市瑞穂文化小劇場	名古屋市瑞穂区豊岡通 3 丁目29番地	

改める。

別表第 2 項中「名古屋市名東文化小劇場」を「名古屋市名東文化小劇場及び名古屋市瑞穂文化小劇場」に改める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市文化小劇場条例（以下「改正後条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び改正後条例第11条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 改正後条例の規定に基づく許可の申請その他この条例の規定により新たに設置される施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第43号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の6第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第19条第2項及び第3項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第44号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第19条の 2第 1項中「（当該世帯主を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第35号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「大学調整室」を「情報化推進課」に、
「監 察 室」を「人材育成・コンプライアンス推進室」に、
「情報化推進課」を「大学政策室」に、

「まちづくり企画部」を「都市整備部
まちづくり企画課」に、
「まちづくり企画課」を「まちづくり企画課
市街地整備課」に、

「 都心まちづくり課
リニア中央新幹線関連整備室
市街地整備部」を
「 市街地整備課
耐震化支援室」に、

「耐震化支援室

都心開発部

に、

都心まちづくり課

リニア関連・名駅周辺まちづくり推進室」

「農政課

農業技術課」

を「都市農業課」に、

「緑地計画課」を「緑地利活用室」に、

「緑地整備課」を「緑地事業課」に改め、同条第2項中「農政課及び農業技術課」を「都市農業課」に改める。

第2条総務局行政改革推進部行政改革推進室の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 外郭団体の指導調整の総括に関する事。

第2条総務局行政改革推進部大学調整室の項を次のように改める。

情報化推進課

(1) 情報化施策の総合的な企画及び推進に関する事。

(2) 事務の電算化の調査並びに事務の電算化に伴う事務改善の推進及び企画に関する事。

(3) 電子情報の保護及び管理の総括に関する事。

(4) 行政情報ネットワークの管理及び活用に関する事。

(5) 事務処理システムの効率的な情報化の推進及び調整に関する事。

第2条総務局職員部人事課の項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、同部監察室の項を次のように改める。

人材育成・コンプライアンス推進室

(1) 人材育成の総合的な企画及び推進に関する事。

(2) 職員の研修その他の能力開発に関する事。

(3) 職員の倫理の保持の総括に関する事。

(4) 職員の公正な職務の執行の確保の総括に関する事。

(5) 職員の服務に関する事（人事課の主管に属するものを除く。）。

(6) 市民サービス改善及び業務改善に関する事。

- (7) 職員倫理審査会に関すること。
- (8) 行政監理委員会に関すること。
- (9) 監理主幹及び監理主査に関すること。

第2条総務局企画部企画課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同部情報化推進課の項を次のように改める。

大学政策室

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学に関すること。
- (2) 名古屋市公立大学法人評価委員会に関すること。
- (3) 大学等と連携した政策の推進に関すること。

第2条総務局総合調整部総合調整室の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港に関すること。

第2条財政局税務部税制課の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 臨時福祉給付金等の支給に係る調整に関すること。

第2条市民経済局人権施策推進室の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同室の項第6号中「啓発活動その他」を削り、同号を同室の項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) なごや人権啓発センターに関すること。

第2条環境局総務課の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会に関すること（工場課の主管に属するものを除く。）。

第2条環境局施設部工場課の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会の審議事項に係る調査及び資料作成に関すること。

第2条健康福祉局障害福祉部障害企画課の項中第18号を第20号とし、第6号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 障害者に対する理解の促進に関すること。

(7) 福祉都市環境整備に関すること。

第2条健康福祉局障害福祉部障害者支援課の項第5号中「障害程度区分認定等審査会」を「障害支援区分認定等審査会」に改め、同課の項第7号を削り、同条子ども青少年局保育部保育企画室の項第3号を削り、同室の項第2号中「保育所」の次に「(市立の保育所を除く。)」を加え、同号を同室の項第3号とし、同室の項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子ども・子育て支援新制度に関すること(局内他部課室の主管に属するものを除く。)

第2条子ども青少年局保育部保育運営課の項を次のように改める。

保育運営課

(1) 市立の保育所の運営に関すること。

(2) 市立の保育所の改修等に関すること。

(3) 市立の保育所の民間移管に関すること。

(4) 保育所(市立の保育所を除く。)の指導監査及び認可外保育施設の指導監督に関すること。

(5) 保育所及び認可外保育施設の保育の指導に関すること。

(6) 保育所及び認可外保育施設の給食に係る調理及び栄養の指導に関すること。

(7) 保育所及び認可外保育施設の職員の研修に関すること。

(8) 保育所(市立の保育所を除く。)における保育を行うことに要する費用の徴収に係る企画及び指導に関すること。

第2条子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条住宅都市局都市計画部歴史まちづくり推進室の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 伝統的建造物群保存地区に関すること。

第2条住宅都市局建築指導部建築指導課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同部建築審査課の項第2号中「並びに建築指導課及び監察課」を削り、同課の項中第6号を削り、第5号を第10号とし、第4号を第9号とし、第3号

を第 8 号とし、第 2 号の次に次の 5 号を加える。

- (3) 建築基準法による仮設建築物の建築の許可に関すること。
- (4) 建築基準法による仮使用の承認に関すること。
- (5) 建築基準法による全体計画の認定に関すること。
- (6) 愛知県建築基準条例による認定（建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係るものを除く。）に関すること。
- (7) 建築基準法による工事中における安全上の措置等に関する計画の届出に関すること。

第 2 条住宅都市局建築指導部監察課の項第 1 号中「承認及び」を削り、同課の項第 2 号中「防災対策」の次に「（臨海部防災区域に関する制限の適用除外に係るものを除く。）」を加え、同局の項中「まちづくり企画部」を「都市整備部」に改め、同局都市整備部まちづくり企画課の項を次のように改める。

まちづくり企画課

- (1) 市街地の開発及び整備に係る調査及び企画に関すること（局内他部課室公所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 市街地の開発及び整備に係る相談及び調整に関すること（局内他部課室公所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 地域のまちづくりの支援等に関すること。
- (4) 都市計画区域内の土地についての調査及び資料の収集並びに情報の提供に関すること。
- (5) 国土利用計画法の施行に関すること。
- (6) 土地利用審査会に関すること。
- (7) 公益財団法人名古屋まちづくり公社に関すること。
- (8) 部内他課室公所の主管に属しないこと。

第 2 条住宅都市局都市整備部まちづくり企画課の項の次に次のように加える。

市街地整備課

- (1) 市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、市街地住宅整備事業その他これらに類する事業（以下市街地整備課の項において「市街地再開発事業等」という。）の施行及び施行に係る連絡調整に関すること（局内他部課室公所の主管に属するものを除く。）。

- (2) 市街地再開発事業等に係る残存事務のうち局長が指定するものの処理に関すること。
- (3) 密集市街地の防災対策に係る調査、企画及び調整に関すること（局内他部課室公所の主管に属するものを除く。）。
- (4) 大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所及び下之一色都市整備事務所に関すること。

第2条住宅都市局都市整備部臨海開発推進室の項の次に次のように加える。

耐震化支援室

- (1) 建築物、宅地等の耐震対策に関すること（局内他部課室公所の主管に属するものを除く。）。

第2条住宅都市局の項中

「都心まちづくり課」を「都心開発部
都心まちづくり課」に改め、同局都心開発部都心まちづくり課

心まちづくり課の項中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 部内他室公所の主管に属しないこと。

第2条住宅都市局都心開発部都心まちづくり課の項第3号を同課の項第4号とし、同課の項第2号中「都心部」の次に「（ささしまライブ24を除く。）」を加え、同号を同課の項第3号とし、同課の項中第1号を第2号とし、同課の項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 都心部のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

第2条住宅都市局都心開発部リニア中央新幹線関連整備室の項を次のように改める。

リニア関連・名駅周辺まちづくり推進室

- (1) リニア中央新幹線の開業を見据えた名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進に関すること。
- (2) 名古屋駅周辺地区における開発及び整備の事業推進に関すること。
- (3) ささしまライブ24総合整備事務所に関すること。

第2条住宅都市局市街地整備部の項を削り、同条緑政土木局企画経理課の項第6号中「局内他部課」を「局内他部課室」に改め、同局路政部道路利活用課の項第1号及び第2号中「企画調整」を「企画及び調整」に改め、同局道路建

設部用地補償課の項第1号から第4号までの規定中「緑地整備課」を「緑地事業課」に改め、同局河川部河川工務課の項第1号中「農業技術課」を「都市農業課」に改め、同局農政課の項を次のように改める。

都市農業課

- (1) 農業委員会及び農業関係諸団体に関する事。
- (2) 農地振興に関する事。
- (3) 生産緑地に関する事。
- (4) 人・農地プランに関する事。
- (5) 農業用の水路等（市街化調整区域内に限る。）、道路その他の施設に関する事。
- (6) 土地改良事業に関する事。
- (7) 農産物の増産奨励及び生産指導に関する事。
- (8) 米穀の生産調整に関する事。
- (9) 地産地消の推進に関する事。
- (10) 森林の保護に関する事。
- (11) 林業及び水産業に関する事。
- (12) 農業センターに関する事。
- (13) 農業センター、東谷山フルーツパーク及び農業文化園のあり方の検討に関する事。
- (14) 野鳥観察館に関する事。
- (15) 農畜産業に関する事項のうち、農業センターの主管に属しない事。

第2条緑政土木局農業技術課の項を削り、同局緑地部緑地管理課の項第2号中「みどりが丘公園事務所及び」を削り、同課の項第3号中「部内他課公所」を「部内他課室公所」に改め、同部緑地計画課の項を次のように改める。

緑地利活用室

- (1) 公園及び緑地の利活用に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 公園及び緑地に係る市民等との協働の推進に関する事。

第2条緑政土木局緑地部緑地維持課の項第2号中「久屋大通公園ランの館」を「久屋大通公園久屋大通庭園」に、「及び緑化センター」を「緑化センター及びみどりが丘公園」に改め、同課の項に次の4号を加える。

- (6) 緑化率の規制に係る指導、審査及び監察その他民間緑化に関すること。
- (7) 公共施設等の緑化の指導に関すること。
- (8) 特別緑地保全地区内における行為の制限に関すること。
- (9) 風致地区内における行為の制限に関すること。

第2条緑政土木局緑地部緑地整備課の項を次のように改める。

緑地事業課

- (1) 緑のまちづくり施策に関すること（緑地利活用室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 緑の基本計画に関すること。
- (3) 緑の審議会に関すること。
- (4) 公園及び緑地の新設及び改良の工事に関すること。
- (5) 緑道の整備（路政部及び河川部の主管に属するものを除く。）に関する
こと。
- (6) 公園及び緑地の事業推進に関すること。
- (7) 公園事業（農畜産業関係事業を含む。以下緑地事業課の項において同
じ。）用地の取得及び補償に関すること。
- (8) 公園事業用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関すること。
- (9) 公園事業の工事の施行に伴う補償並びに補償の調査及び評価に関する
こと。
- (10) 特別緑地保全地区に係る企画、調査及び調整に関すること。
- (11) 特別緑地保全地区内の土地の買取り等に関すること。
- (12) 東山動植物園の再生に係る連絡調整に関すること。

第5条第3項中「危機管理監」を「防災・危機管理監」に改める。

第6条第4項中「危機管理監」を「防災・危機管理監」に、「危機管理に係
る連絡調整」を「防災及び危機管理に係る総合調整」に改め、同条第7項中
「住宅都市局まちづくり企画部」を「住宅都市局都心開発部」に改める。

第8条第1項の表中

市民経済局	産業技術支援	1 次世代産業の振興及び調査研究に関すること。	を
-------	--------	-------------------------	---

総務局	防災・危機管理	1 防災及び危機管理に係る総合調整に関すること。	に
市民経済局	産業技術支援	1 次世代産業の振興及び調査研究に関すること。	

改め、同表住宅都市局保全・設備の項及び都心・リニア中央新幹線の項を次のように改める。

開発・耐震	<ul style="list-style-type: none"> 1 局長の指定する土地区画整理事業に関すること。 2 臨海部の開発及び整備に関すること。 3 局長の指定する建築物、宅地等の耐震対策に関すること。
リニア・名駅 周辺開発	<ul style="list-style-type: none"> 1 リニア中央新幹線の開業を見据えた名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進に関すること。 2 名古屋駅周辺地区における開発及び整備の事業推進に関すること。 3 ささしまライブ24総合整備事務所に 関すること。

第8条第1項の表緑政土木局地域企画の項第2号中「局内他部課」を「局内他部課室」に改め、同局東山再生に係る総合調整の項及び名城公園・名古屋城整備に係る総合調整の項を次のように改める。

名城公園・名古屋城整備に係る総合調整	1 名城公園及び名古屋城の整備に係る総合調整に関する事。
東山再生に係る総合調整	1 東山動植物園の再生に係る総合調整に関する事。

第9条第1項の表市長室秘書事務に係る特命事項の処理の項を次のように改める。

秘書事務に係る特命事項の処理	1 秘書事務に係る特命事項の処理に関する事。	1
----------------	------------------------	---

第9条第1項の表総務局行政改革推進部行政改革推進の項を次のように改める。

行政改革推進	1 局長の指定する行財政改革の企画及び総合調整に関する事。 2 局長の指定する事務事業及び公の施設の見直しの推進に関する事。 3 局長の指定する外郭団体の指導調整の総括に関する事。 4 局長の指定する行政評価の企画及び総括に関する事。 5 局長の指定する行政組織に関する事。 6 局長の指定する職員の定員管理に関する事。	1
--------	---	---

第9条第1項の表総務局総合調整部の項を次のように改める。

総合調整部	調整	1 重要事項の総合調整に関すること。 2 特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関すること。 3 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港に関すること。 4 その他特命事項の処理に関すること。	1
	防災・危機管理	1 防災及び危機管理に係る総合調整に関すること。	4
	相談	1 女性の自立支援のための相談、助言及び事業の実施に関すること。	1

第9条第1項の表財政局財政部アセットマネジメントの推進の項を次のように改める。

アセットマネジメントの推進	1 アセットマネジメントの推進に係る企画、調査及び総合調整に関すること。 2 アセットマネジメントの推進に係る技術上の調査及び指導に関すること。	3
---------------	---	---

第9条第1項の表財政局税務部の項中

「

固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究	1 固定資産評価審査委員会に関すること。 2 市税（個人の県民税を含む。）に係る審査請求その他不服申立て及び犯則事件に関すること。 3 税務事務運営の適正化のための監察及び指導に関すること。	1
----------------------------	---	---

を

」

臨時福祉給付金等の支給に係る調整	1 臨時福祉給付金等の支給に係る調整に関すること。	1	に
固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究	1 固定資産評価審査委員会に関すること。 2 市税（個人の県民税を含む。）に係る審査請求その他不服申立て及び犯則事件に関すること。 3 税務事務運営の適正化のための監察及び指導に関すること。	1	

改め、同表市民経済局地域振興部区役所改革推進の項を削り、同局人権施策推進室人権企画の項を次のように改める。

人権企画	1 人権施策の推進に係る総合的企画及び調査研究に関すること。 2 人権施策の推進に係る総合調整に関すること。 3 人権擁護委員に関すること。 4 なごや人権啓発センターに関すること。 5 人権施策推進室の庶務及び経理に関すること。	1
------	---	---

第9条第1項の表市民経済局人権施策推進室同和問題の項第2号中「啓発活動その他」を削り、同表環境局環境企画部持続発展教育に関するユネスコ世界会議の項を次のように改める。

持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議	1 持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議に関すること。	3
---------------------------	------------------------------------	---

第9条第1項の表環境局施設部新工場建設推進の項を次のように改める。

新工場建設 推進	1 新工場の建設推進に関すること。	1
	2 一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会の審議事項に係る調査及び資料作成に関すること。	

第9条第1項の表健康福祉局障害福祉部の項中

「

精神保健福祉	1 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。	1
	2 精神保健福祉審議会に関すること。	
	3 精神保健福祉センターに関すること。	

を

「

障害者差別 解消・福祉 都市推進	1 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。	1
	2 福祉都市環境整備に関すること。	
精神保健福祉	1 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。	1
	2 精神保健福祉審議会に関すること。	
	3 精神保健福祉センターに関すること。	

に

改め、同部施設整備・福祉都市推進の項を次のように改める。

重症心身障害児者施設整備	1 重症心身障害児者施設の整備に関すること。	1
--------------	------------------------	---

第9条第1項の表健康福祉局生活福祉部の項を次のように改める。

生活福祉部	援護事業・保護施設	1 住居のない者の援護に関すること。 2 保護施設の運営に係る企画及び調整に関すること。 3 無料定額宿泊所に係る届出に関すること。	1
	困窮者支援	1 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。	1

第9条第1項の表子ども青少年局子育て支援部施設整備の項を次のように改める。

施設の整備・民間移管等	1 市立の児童福祉施設等の整備に関すること。 2 局長の指定する市立の児童福祉施設等の民間移管等に関すること。 3 部の所管する施設に係る連絡調整に関すること。	1
-------------	--	---

第9条第1項の表子ども青少年局保育部の項を次のように改める。

保育部	子ども・子育て支援新制度に係る企画調整	1 子ども・子育て支援新制度に係る企画及び調整に関する事。	1
	幼保連携型認定子ども園	1 幼保連携型認定子ども園に係る局長の指定する企画及び調整に関する事。	1
	待機児童対策	1 局長の指定する待機児童対策に関する事。	1
	保育所の民間移管	1 局長の指定する市立の保育所の民間移管に関する事。	2
	保育事業	1 保育事業の指導に関する事。 2 保育所及び認可外保育施設の職員の研修に関する事。 3 認可外保育施設の指導に関する事。	1

第9条第1項の表住宅都市局都市計画部名古屋高速道路の項を次のように改める。

自動車専用道路	1 自動車専用道路に関する事。	1
	2 名古屋環状2号線に係る連絡調整に関する事。	
	3 名古屋高速道路に関する事。	
	4 名古屋高速道路公社に関する事。	

第9条第1項の表住宅都市局都市計画部歴史まちづくりプランの項を削り、同局の項中

まちづくり企画部	茶屋新田	1 茶屋新田土地区画整理事業の指導監督及び工事の調整に関する事 こと。	1
	志段味総合整備	1 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関する事 こと。 2 志段味地区における特定土地区画整理事業の指導監督に関する事 こと。	1
	港関連事業等に 係る特命事項の 処理	1 港関連事業等に係る特命事項の処理 に関する事 こと。 2 港湾区域内の公有水面の埋立てに係 る意見に関する事 こと。	1
	金城ふ頭開 発	1 金城ふ頭地区の開発に関する事 こと。	2
	処分場確保 地に係る整 備計画	1 処分場確保地に係る整備計画に関す る事 こと。	1
	名駅南公共 空間整備等	1 名古屋駅周辺における公共空間の整 備に関する事 こと。 2 ささしまライブ24における民間再開 発等に係る調整に関する事 こと。	1
	栄	1 栄地区における開発及び整備の事業 推進に関する事 こと。 2 栄バスターミナル及びナディアパー クの管理に関する事 こと。	1
	名駅ターミ ナル機能強 化	1 リニア中央新幹線の開業を見据えた 名古屋駅のターミナル機能の強化に関 する事 こと。	1

を

都市整備部	茶屋新田	1 茶屋新田土地区画整理事業の指導監督及び工事の調整に関すること。	1
	志段味総合整備	1 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。 2 志段味地区における特定土地区画整理事業の指導監督に関すること。	1
	港関連事業等に係る特命事項の処理	1 港関連事業等に係る特命事項の処理に関すること。 2 港湾区域内の公有水面の埋立てに係る意見に関すること。	1
	金城ふ頭開発	1 金城ふ頭地区の開発に関すること。	3
	処分場確保地に係る整備計画	1 処分場確保地に係る整備計画に関すること。	1
都心開発部	栄	1 栄地区における開発及び整備の事業推進に関すること。	1
	名駅ターミナル機能強化	1 リニア中央新幹線の開業を見据えた名古屋駅のターミナル機能の強化に関すること。	1
	名駅南公共空間整備等	1 名古屋駅周辺における公共空間の整備に関すること。 2 ささしまライブ24における民間再開発等に係る調整に関すること。	1

に

改め、同表緑政土木局路政部の項中

測 量	1	局長の指定する区域に係る道路、河川、公園等の境界測量に関する事	2	を
	2	局長の指定する区域に係る道路台帳、河川台帳、都市公園台帳等の調製のための測量に関する事		
	3	局長の指定する区域に係る測量標に関する事		
	4	局長の指定する区域に係る国土調査法に基づく地籍調査に関する事		

道路の利活用に係る企画調整	1	局長の指定する道路の利活用に係る企画及び調整に関する事	1	に
	2	局長の指定する道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関する事		
測 量	1	局長の指定する区域に係る道路、河川、公園等の境界測量に関する事	2	に
	2	局長の指定する区域に係る道路台帳、河川台帳、都市公園台帳等の調製のための測量に関する事		
	3	局長の指定する区域に係る測量標に関する事		
	4	局長の指定する区域に係る国土調査法に基づく地籍調査に関する事		

改め、同局の項中

河川部	堀川総合整備	1 堀川総合整備に係る調査及び企画に関すること。 2 堀川まちづくりに係る構想の策定及び推進に関すること。	1	を
	施設管理・調整	1 ポンプ施設の管理に関すること。 2 河川の維持管理に係る計画及び調整に関すること。 3 河川の新設及び改良に係る連絡調整に関すること。	1	

河川部	堀川総合整備	1 堀川総合整備に係る調査及び企画に関すること。 2 堀川まちづくりに係る構想の策定及び推進に関すること。	1	に
	施設管理・調整	1 ポンプ施設の管理に関すること。 2 河川の維持管理に係る計画及び調整に関すること。 3 河川の新設及び改良に係る連絡調整に関すること。	1	
	農業振興	1 局長の指定する農地振興に関すること。 2 第2条緑政土木局都市農業課の分掌事務中第5号から第11号まで及び第14号に掲げること。	1	

改め、同局緑地部公園経営の項を次のように改める。

施設運営・改善	1 第2条緑政土木局緑地部緑地維持課の分掌事務中第2号に掲げること。	1
	2 局長の指定する公園及び緑地の運営の改善に関すること。	

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「総務局企画部情報化推進課長」を「総務局行政改革推進部情報化推進課長」に改める。

第6条第2項中「総務局企画部長」を「総務局行政改革推進部長」に、「総務局企画部情報化推進課長」を「総務局行政改革推進部情報化推進課長」に改める。
- 3 名古屋市職員倫理審査会規則（平成16年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務局職員部監察室」を「総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室」に改める。
- 4 名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第18条中「緑政土木局農政課」を「緑政土木局農業センター」に改める。
- 5 名古屋市農業文化園条例施行細則（平成元年名古屋市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条中「緑政土木局農政課」を「緑政土木局農業センター」に改める。

区長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第36号

区長委任規則等の一部を改正する規則

(区長委任規則の一部改正)

第 1 条 区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 項第21号中「（財政局税務部債権回収室において行う滞納整理の事務を除く。）」を削り、同項第28号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

(社会福祉事務所長委任規則の一部改正)

第 2 条 社会福祉事務所長委任規則（昭和40年名古屋市規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則第 3 号中「徴収」の次に「（財政局税務部債権回収室において行う滞納整理の事務を除く。）」を加え、本則第 6 号の次に次に次の 1 号を加える。

(6) の 2 生活保護法による被保護者に対する援護金の支給に関するこ

と。

本則第9号の3中「保育所に係る徴収」の次に「及び財政局税務部債権回収室において行う滞納整理の事務」を加える。

(保健所長委任規則の一部改正)

第3条 保健所長委任規則(昭和28年名古屋市規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則第42号及び第43号を次のように改める。

(42) 名古屋市理容師法施行条例(平成24年名古屋市条例第87号)第4条第3号による承認に関する事。

(43) 削除

本則第49号を次のように改める。

(49) 名古屋市美容師法施行条例(平成24年名古屋市条例第88号)第4条第3号による承認に関する事。

(土木事務所長委任規則の一部改正)

第4条 土木事務所長委任規則(平成6年名古屋市規則第62号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「食事施設等」を「津波避難施設、食事施設等、」に改める。

(農業委員会委任規則の一部改正)

第5条 農業委員会委任規則(昭和17年名古屋市規則第80号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「別表第8 2の項」の次に「及び3の項」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第37号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体
及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「
名古屋市住宅供給公社
」を

「
名古屋市住宅供給公社
愛知県農業共済組合
」に改める。

別表第 4 中

「
財団法人自治体国際化協会
一般社団法人地方税電子化協議会
」を

「
一般財団法人自治体国際化協会
」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

特別職の秘書の職の指定等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第38号

特別職の秘書の職の指定等に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成26年名古屋市条例第40号）第 3 条の規定に基づき、市長の秘書の職にある者（以下「秘書」という。）の給料に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給料)

第 2 条 秘書の給料月額は、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号）別表第 1 行政職給料表の 7 級71号給の額（括弧内の額以外の額）とする。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第39号

名古屋市契約規則の一部を改正する規則

名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改める。

第33条第1項中「契約金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額」を「契約金額につき、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額」に改める。

第46条の2第1項中「年3.0パーセントの割合」を「契約締結日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定

は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名古屋市契約規則第33条第1項及び第46条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員の設置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第40号

名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員の設置に関する規則を廃止する規則

名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員の設置に関する規則（平成25年名古屋市規則第86号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

災害派遣手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第41号

災害派遣手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当等の支給に関する規則（平成 8 年名古屋市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第42号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項及び第7項中「生活衛生センター地域環境係」を「生活衛生センター感染症対策係」に改める。

第15条第2項中「第20条の4に規定する養護老人ホーム」を「第20条の5に規定する特別養護老人ホーム」に改め、「、寿楽荘、希望荘」を削る。

第24条第1項第9号中「指導係長」を「通所支援係長」に改め、同条第3項中「次の各号に掲げる」を「厚生院（特別養護老人ホームに限る。）における入所者の養護を行う看護師若しくは准看護師の業務又は看護師若しくは准看護師とともに直接入所者の養護を行う介護員若しくは生活相談員の」に改め、同項各号及び同条第5項第6号を削り、同条第10項第19号から第21号までを次のように改める。

(19)から(21)まで 削除

第24条第10項第22号中「第3項第2号に掲げる」を「第3項に規定する」に改め、同項第33号を次のように改める。

(33) 削除

第24条第11項中「第3項第2号」を「第3項」に改め、「若しくは第6号」を削り、「、第30号又は第33号」を「又は第30号」に改め、同条第12項第10号及び第11号を次のように改める。

(10)及び(11) 削除

第24条第12項第12号中「第3項第2号に掲げる」を「第3項に規定する」に改め、同項第15号を削り、同条第14項中「第3項各号」を「第3項」に、「、第5号及び第6号」を「及び第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第43号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項及び第 9 項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第44号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和40年名古屋市規則第91号)の一部を次のように改正する。

第2号中「長」の次に「並びに交通局の担当部長」を加える。

第4号中「の長」の次に「、営業所」を加える。

第6号中「、技師長及び副部長」を「及び技師長」に、「内視鏡部長」を「内視鏡部の部長及び副部長」に改め、「遺伝診療部長」の次に「、緩和ケア医療部の部長及び副部長」を、「医療安全管理室長」の次に「、情報管理室長、病院整備室長」を加え、「、運営企画室長並びに情報管理室長」を「並びに運営企画室長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第45号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局内部部局の項中「及び分担事項が人権企画である者」を削り、同表市長の事務部局その他の項中

「

名古屋城総合事務所	所長	4種
	課長及び室長	7種

を

」

「

なごや人権啓発センター	所長	8種
-------------	----	----

に、

」

中央卸売市場南部市場	場長	4種	を
	課長	7種	
	主幹	8種	

中央卸売市場南部市場	場長	4種	に改め、同表市
	課長	7種	
	主幹	8種	
名古屋城総合事務所	所長	4種	
	課長及び室長	7種	
	主幹	8種	

長の事務部局その他寿楽荘の項及び同表市長の事務部局その他希望荘の項を削り、同表市長の事務部局その他中央看護専門学校の項中

校長及び事務局長	4種	を	校長	4種
	課長		7種	管理課長
			課長（管理課長を除く。）	7種

に改め、同表市長の事務部局その他青少年交流プラザの項を削り、同表市長の事務部局その他の項中

ささしまライブ24総合整備事務所	所長	7種	を
	主幹	8種	
下之一色都市整備事務所	所長	7種	

「

下之一色都市整備事務所	所長	7種
ささしまライブ24総合整備事務所	所長	7種
	主幹	8種

に改め、同表市

」

長の事務部局その他みどりが丘公園事務所の項を削り、同表消防局内部部局の項中「防災・危機管理監」を「防災・危機管理担当局長」に改め、同表教育委員会事務局内部部局の項中

「

部長	3種
参事	4種

を

部長及び担当部長	3種
----------	----

」

」

に、「小規模校対策」を「学校規模の適正化等」に、「又は教諭から引き続いて指導主事に命ぜられた者」を「、教諭から引き続いて指導主事に命ぜられた者又は新たに採用されて指導主事に命ぜられた者のうち教育職給料表(2)の職務の級2級にあるもの」に、「教諭から引き続いて指導主事に命ぜられた者に限る」を「9種指導主事又は指導主事甲を除く」に改め、同表教育委員会事務局その他生涯学習推進センターの項、同表教育委員会事務局その他女性会館の項及び同表教育委員会事務局その他見晴台考古資料館の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の管理職手当規則別表第1中名古屋城総合事務所の主幹に係る部分は、平成25年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第46号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

附則中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

- 5 第15条の2第3項及び附則第3項の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げる職員（評価対象職員を除く。）であつて、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認めるものの勤勉手当基礎額に係る職務段階別加算割合は、当分の間、同条第3項及び附則第3項の規定により求められる割合に100分の10を超えない範囲内で1,000分の15を加算して得た割合とする。
- 6 第15条の2第3項及び附則第4項の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げる職員以外の職員であつて、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し

て市長が特に必要と認めるものについては、当分の間、同条第3項の規定を適用し、この場合における職務段階別加算割合は、1,000分の15（附則第4項の規定の適用を受ける職員については、同項の規定により求められる割合に100分の10を超えない範囲内で1,000分の15を加算して得た割合）とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第47号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第3項中「防災・危機管理監」を「防災・危機管理担当局長」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

第12条の2 任命権者又はその委任を受けた第9条第1項に規定する給料の支給義務者は、現に扶養手当の支給を受けている職員が条例第9条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に扶養親族認定に必要と認める扶養事実等を証明する証拠書類の提出を求める等の方法により、随時確認しなければならない。

第15条第1項中「給与期間」の次に「（以下「減額給与期間」という。）」を加え、同項ただし書中「職員の給料支給日前に退職し、又は死亡したときは、

その際」を「これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の場合において、一の減額給与期間における条例第14条各項の規定により減額する額の合計額が当該減額給与期間の条例第19条に規定する合計額（以下「勤務1月当たりの給与額」という。）を超えるとき又は当該減額給与期間の正規の勤務時間の全時間が減額の基礎となる時間であるときの減額する額は、勤務1月当たりの給与額とする。

第29条第5号中「財団法人愛知県公立高等学校教職員退職互助会」を「一般財団法人愛知県公立高等学校教職員退職互助会」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第48号

名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市職員定数条例施行細則（昭和33年名古屋市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「817人」を「825人」に、「60人」を「61人」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第49号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の5中「第21条の5の4第2項」を「第21条の5の4第3項」に改める。

第6号様式の2（裏）中

「

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> 1 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します（あてはまるものに○をつけてください。いずれにもあてはまらない場合は空欄としてください。）。 (1) 生活保護受給世帯 (2) 市民税非課税世帯に属する者 (3) 市民税課税世帯（所得割の額が28万円未満）に属する者
	<input type="checkbox"/> 2 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置・特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を申請します。

」

を

「

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> 1 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します（当てはまるものに○をつけてください。いずれにも当てはまらない場合は空欄としてください。）。 (1) 生活保護受給世帯 (2) 市民税非課税世帯に属する者 (3) 市民税課税世帯（所得割の額が28万円未満）に属する者
	<input type="checkbox"/> 2 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します（当てはまるものに○をつけてください。）。 (1) 第2子に該当する者 (2) 第3子以降に該当する者
	<input type="checkbox"/> 3 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置・特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を申請します。

」

に改める。

第6号様式の2の3中

「

負担上限月額(障害児通所給付費)		適用期間	
------------------	--	------	--

」

を

「

負担上限月額(障害児通所給付費)		適用期間	
多 子 軽 減 対 象			

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第50号

名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則

名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（入札保証金）

第3条の2 公有財産の売払い又は貸付けに係る一般競争入札に参加しようとする者から納付させる入札保証金の額は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、その都度市長が定める定額とすることができる。

（契約保証金）

第3条の3 公有財産の売払い又は貸付けに係る一般競争入札により契約を締結しようとする者に納付させる契約保証金の額は、契約規則第30条第1項の規定にかかわらず、その都度市長が定める定額とすることができる。

第39条中「名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）」を「契約規

則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の名古屋市公有財産規則の規定は、施行日以後に公告される入札について適用し、施行日前に公告された入札については、なお従前の例による。

名古屋市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第51号

名古屋市補助金等交付規則の一部を改正する規則

名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第 187 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号中「補助事業者等」を「補助事業等」に改める。

第20条第 1 項中「年 10.95 パーセントの割合」を「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第 179 号。以下「法」という。）第19条第 1 項に規定する割合」に改め、同条第 4 項中「年14.6パーセントの割合」を「法第19条第 2 項に規定する割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の名古屋市補助金等交付規則第20条第1項及び同条第4項の規定は、加算金及び延滞金のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月2日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第52号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 公営住宅の表平田荘の項中

「	6階建	平成16年度	48	を	6階建	平成16年度	48	に
		平成23年度	42			平成23年度	42	
	7階建	平成13年度	63		7階建	平成13年度	63	
	11階建	平成22年度	143		11階建	平成22年度	143	
		12階建	平成16年度			96	12階建	
	平成19年度		180		平成19年度	180		
	平成22年度	84	平成22年度		84			
	」					」		

改める。

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表平田荘の項中

「
132号から152号まで、457号から490号まで、908号から936号まで及び1001号から1363号まで
」
を
「
132号から152号まで、457号から490号まで、908号から936号まで、1001号から1363号まで及び1401号から1460号まで
」
に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 200号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 4項第11号に該当します。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区大江町 1番 5の一部（詳細は、別紙のとおり）

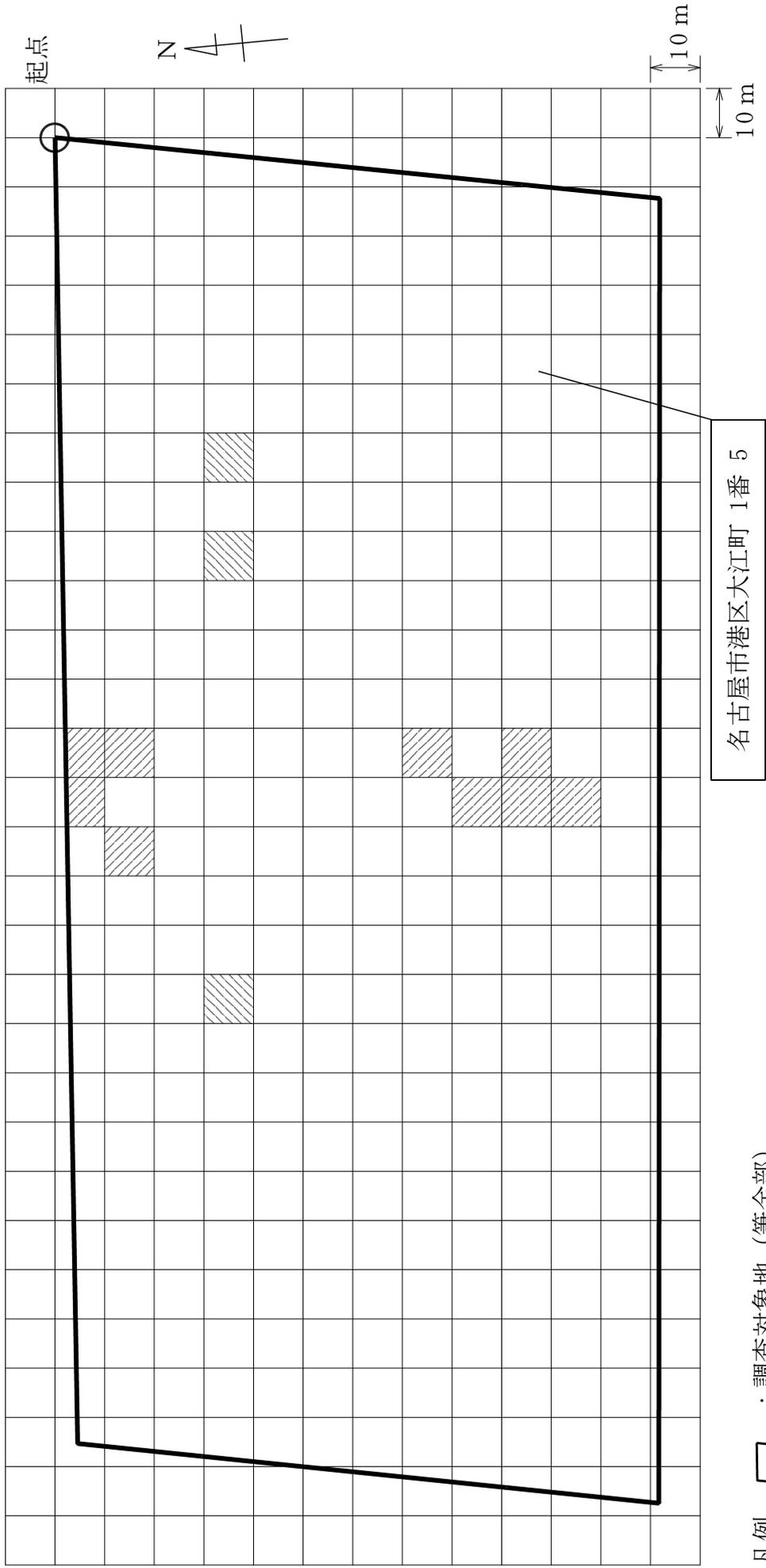
2 土壤汚染対策法施行規則第31条第 1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第 2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第 201号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

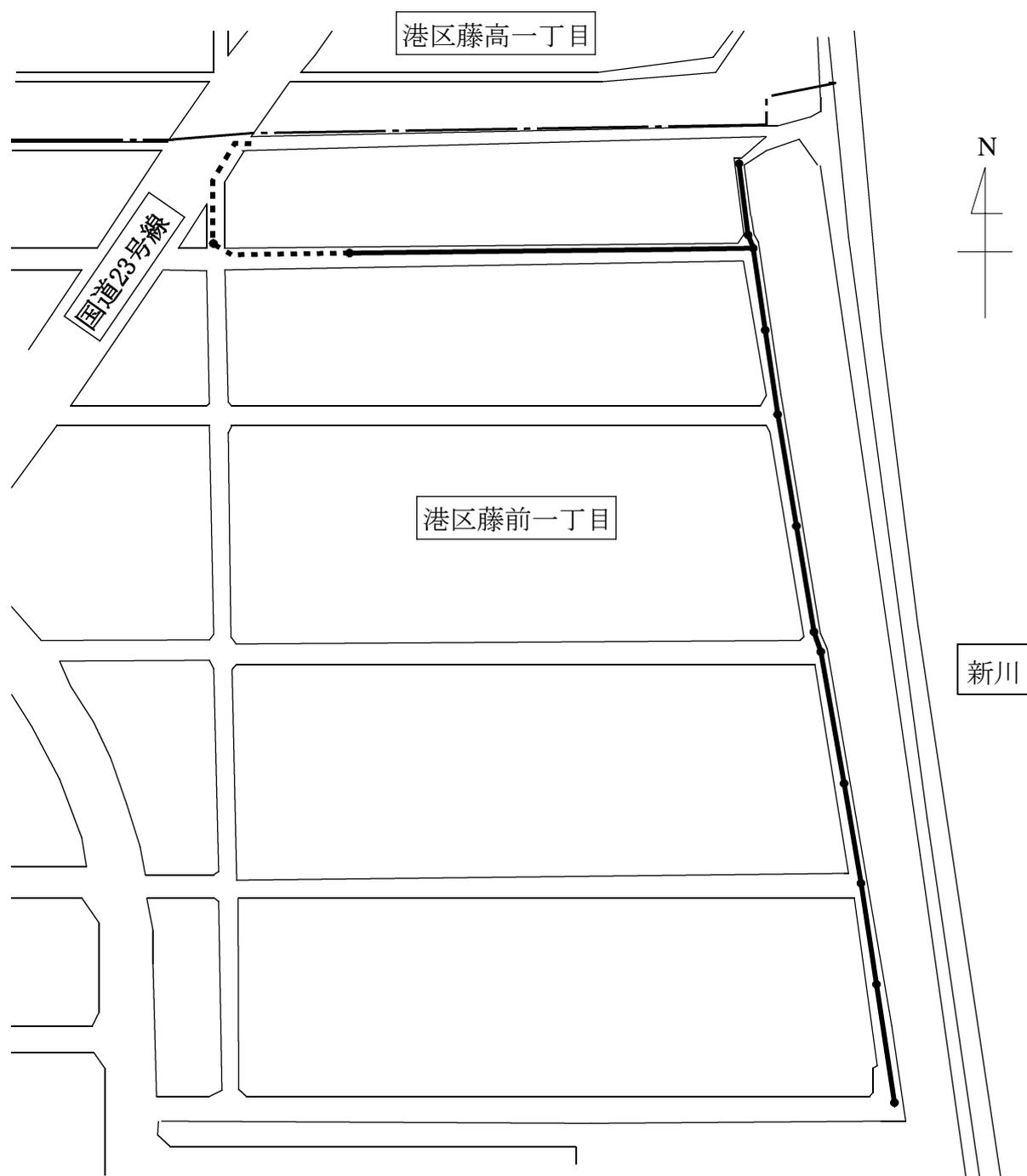
1 指定する区域

名古屋市港区藤前一丁目 2番の一部、 2番地先、 3番の一部、 3番地先、
6番の一部、 6番地先、12番の一部、12番地先、15番の一部、15番地先、
17番の一部、17番地先、53番の一部、53番地先、55番の一部、55番地先、
及び 116番地先（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 町名の境界
- : 形質変更時届出管理区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))
- : 形質変更時届出管理区域 (鉛及びその化合物並びに^ひ砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 202号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

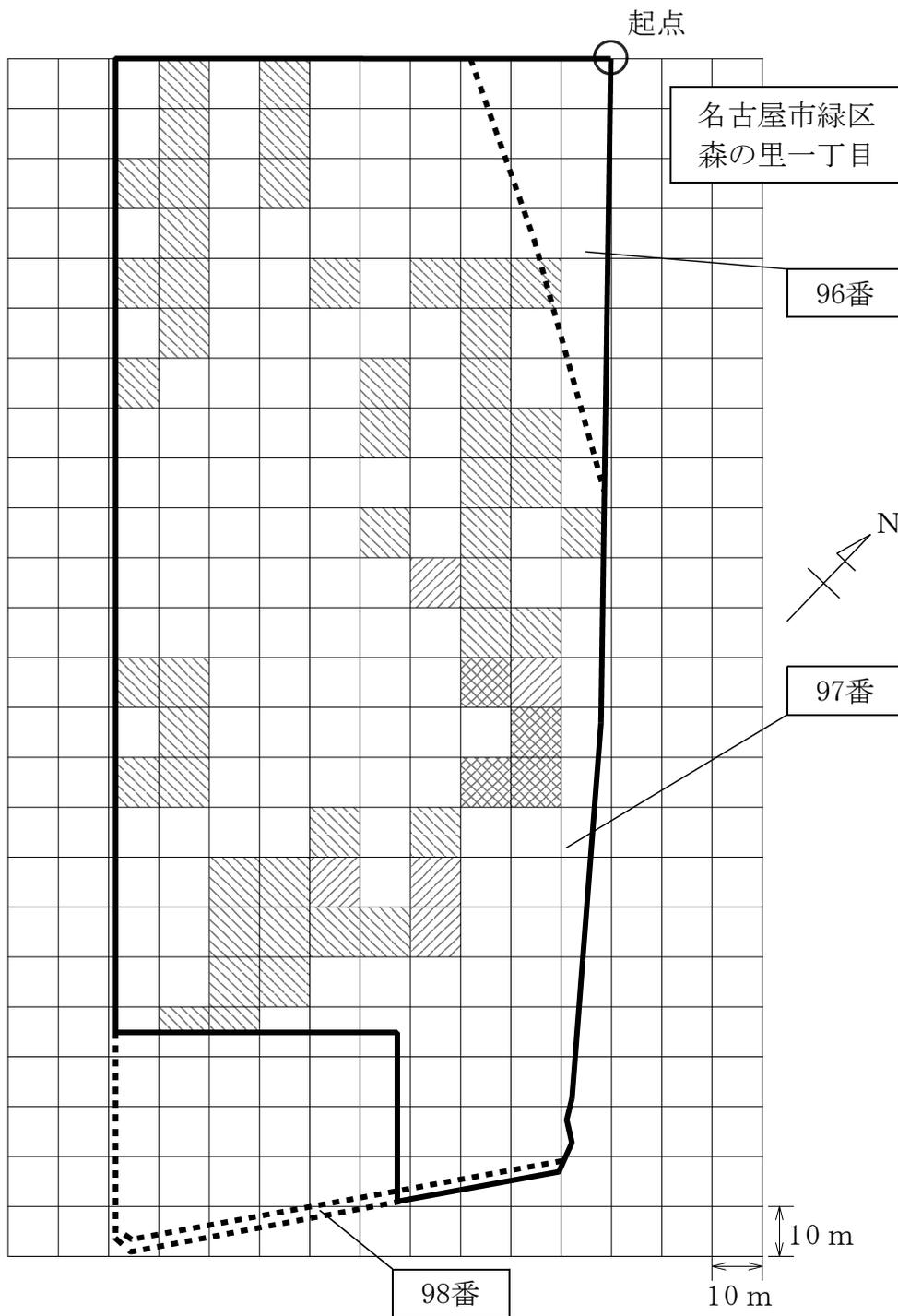
1 指定する区域

名古屋市緑区森の里一丁目96番の一部及び97番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地
: 筆の境界
- : 形質変更時届出管理区域
(砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))
- : 形質変更時届出管理区域
(ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))
- : 形質変更時届出管理区域
(砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合) 並びにふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 203号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定を解除する区域

平成25年名古屋市告示第 425号により指定した区域（名古屋市熱田区古新町 2丁目60番 1の一部、61番の一部及び62番 1の一部）の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 204号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人光が丘内科 クリニック	名古屋市千種区光が丘一丁目16 番20号	平成25年11月 1日
いまず外科	名古屋市西区那古野二丁目22番 16号	平成26年 1月 1日
ナグモクリニック名 古屋	名古屋市中区丸の内一丁目16番 4号	平成26年 2月 1日
麒麟診療所	名古屋市中川区八熊一丁目 5番 18号	平成26年 1月 1日
あらこ整形外科リウ マチ科クリニック	名古屋市中川区好本町 2丁目 7 番地の 1	平成26年 3月 1日
おにたけ整形外科	名古屋市天白区御前場町 258番 地	平成25年10月 1日

馬場歯科医院	名古屋市千種区春岡一丁目 2番 10号	平成26年 2月 1日
やまだ歯科	名古屋市港区東茶屋三丁目33番 地	平成26年 1月 1日
医療法人吉田歯科医 院	名古屋市守山区小幡中二丁目22 番 7号	平成25年11月 1日
本郷ステーション歯 科	名古屋市名東区本郷二丁目94番 地の 1	平成26年 2月28日
自由堂薬局	名古屋市西区名駅二丁目 7番 4 号	平成26年 2月 1日
なの花薬局名古屋太 閤店	名古屋市中村区太閤三丁目 7番 84号	平成26年 2月 1日
スギ薬局本陣店	名古屋市中村区鳥居通 2丁目28 番地	平成26年 3月 1日
サチのくすり箱	名古屋市中川区柳森町 403番地	平成26年 2月24日
ちくさよろづ訪問看 護ステーション	名古屋市千種区内山二丁目13番 4号	平成26年 3月 6日
訪問看護ステーショ ンひだまり	名古屋市千種区千種二丁目24番 2号	平成26年 2月 1日
にじのさと訪問看護 ステーション神宮前	名古屋市熱田区三本松町12番24 号	平成25年 9月 1日
訪問看護ステーショ ンスマイル	名古屋市緑区桶狭間3322番地	平成25年11月 1日
訪問看護ステーショ ンワイズケア	名古屋市名東区八前一丁目 801 番地	平成26年 2月20日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 205号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平
成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条
の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があ
りました。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	再 開 年 月 日
横田皮膚泌尿器科	名古屋市北区敷島町65番地の 1	平成26年 2月17日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 206号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
光が丘内科クリニック	名古屋市千種区光が丘一丁目 16番20号	平成25年10月31日
いまず外科	名古屋市西区那古野二丁目22 番16号	平成25年12月31日
医療法人社団ナグモ 会ナグモクリニック 名古屋	名古屋市中区丸の内一丁目16 番 4号	平成26年 1月31日
麒麟診療所	名古屋市中川区八熊一丁目 5 番18号	平成25年12月31日
おにたけ整形外科	名古屋市天白区御前場町 258 番地	平成25年 9月30日

馬場歯科医院	名古屋市千種区春岡一丁目 2 番10号	平成26年 1月31日
やまだ歯科	名古屋市港区西茶屋二丁目 5 番地	平成25年12月31日
石山歯科医院	名古屋市南区大同町 4丁目 1 番地の20	平成26年 2月10日
吉田歯科医院	名古屋市守山区小幡中二丁目 22番 7号	平成25年10月31日
大岡薬局	名古屋市北区金城町 2丁目48 番地	平成26年 1月 7日
自由堂薬局	名古屋市西区名駅二丁目 7番 4号	平成26年 1月31日
スギ薬局北内店	名古屋市南区北内町 2丁目19 番地の 1	平成26年 2月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 207号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人中村皮膚科	名古屋市瑞穂区彌富通 3丁目10番地	平成25年12月 1日
スギ訪問看護ステーション葵	名古屋市東区葵三丁目19番 3号	平成26年 2月10日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 208号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、各法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
松尾 能治	名古屋市北区中切町 2丁目55番地の 2	平成26年 3月 1日
城北ライフサポート		
安藤 猛	名古屋市名東区一社二丁目91番地の 102	平成26年 3月 1日
一社治療院		
高木 正直	名古屋市天白区境根町 146番地	平成26年 3月 1日
高木正直（ピュア天白）出張専門		
横地 信行	名古屋市東区東大曾根町18番 7号	平成25年 7月20日
シルフ鍼灸接骨院		

伊藤 光	名古屋市南区松城町 1丁目36番地	平成26年 2月 1日
接骨院金太郎		
鈴木 貴晶	名古屋市緑区大高町字北大高畑21番地の 1	平成26年 3月 1日
貴晶接骨院		
森下 恭多	名古屋市天白区山根町 335番地	平成26年 2月 1日
相生山接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 209号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の
2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の
自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によ
るとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の 2の規定により、
各法による指定施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

施 術 者 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 所 名		
横地 信行	名古屋市東区東大曾根町18番 7号	平成25年 7月19日
シルフ接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 210号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
溝口 徹	名古屋市守山区小六町 8番 2号	平成26年 2月12日
なごみや		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 211号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎)	名古屋都市計画道路事業 3・5・79号弥富相生山 線に係る図書	平成 5年 9月 3日から 平成30年 3月31日まで

2 縦覧期間

告示の日から事業施行期間の終了の日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 212号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市南陽交流プラザ	東京都目黒区下目黒一丁目 1番11号 アクティオ株式会社 代表取締役社長 鈴木 悟

2 指定の期間 平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 213号

名古屋市南陽交流プラザにおいて徴収する使用料について

名古屋市南陽交流プラザ条例（平成25年名古屋市条例第34号）第 3条第 1項に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

東京都目黒区下目黒一丁目 1番11号

アクティオ株式会社

代表取締役社長 鈴木 悟

2 委託期間

平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 214号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定代理納付者の名称
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
東京都港区赤坂九丁目 7番 1号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第215号

平成26年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）第6条第1項の規定により、平成26年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

平成26年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

1 平成26年度一般廃棄物排出見込み

区 分	総 量
ごみ及び資源	765,800 t/年
し尿及び浄化槽汚泥	40,154k1/年

2 ごみ処理計画

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進計画

一般廃棄物処理基本計画に基づき、3Rの取り組みを推進します。

(2) ごみ処理計画

家庭廃棄物は、市が処理し、事業系廃棄物は、事業者が自ら市長の指示する施設へ搬入し、又は市の許可業者が収集及び運搬し、市長の指示する施設において処分することとします。

ア 収集・運搬計画

区 分		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法 (注3)	運搬先 (注4)	年間量		
市 収 集	可燃ごみ 発火性危険物	市	全市域	週2回	指定袋による原則各戸収集	焼却・熔融施設	393,926t		
	不燃ごみ			破碎施設		19,085t			
	粗大ごみ			月1回	事前申込制による原則各戸収集	破碎施設	7,389t		
	環境美化ごみ			随時		破碎施設 埋立処分場	1,755t 20t		
	資 源			空きびん	週1回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	4,239t 11,227t	
				空き缶		指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集	○選別等施設 一時保管施設	1,324t 1,834t	
				ペットボトル	週1回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	8,148t	
				紙パック	週2回	拠点回収			選別・保管施設
				紙製容器包装	週1回	指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	11,587t	
				プラスチック製容器包装		指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	26,903t	
				小型家電	随時	拠点回収	△再資源化施設	170t	
				食用油			△再資源化施設	39t	
	(注1) 業者収集			可燃ごみ	許可業者	随時		焼却・熔融施設	182,031t
				不燃ごみ				破碎施設 埋立処分場	2,351t 14t
食品廃棄物		△再資源化施設	26,786t						
(注2) 自己搬入	可燃ごみ	排出者			焼却・熔融施設	57,455t			
	不燃ごみ				破碎施設 埋立処分場	5,422t 2,370t			
	剪定枝葉・芝草				△再資源化施設	1,500t			

(注1) 食品廃棄物については、一部、自己搬入及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき認定された再生利用事業計画に従って行う収集・運搬（許可業者以外の事業者によるもの）を含みます。

(注2) 剪定枝葉・芝草については、一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(注3) 発火性危険物を排出する場合は、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

資源を排出する場合は、当分の間、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

(注4) 運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

イ 中間処理計画

(ア) 焼却・溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	393,175t
	発火性危険物 (使い捨てライター等)		79t
業 者 収 集	可燃ごみ		182,031t
自 己 搬 入	可燃ごみ		57,455t
破 碎 処 理 後	破碎可燃物		26,217t

(イ) 破碎処理計画

区 分		処理主体	年間処理量	処分方法	年間処理量
市 収 集	不 燃 ご み	市	19,085t	焼 却 溶 融 埋 立 資 源 化	26,217t 7,256t 600t 1,929t
	粗 大 ご み		7,389t		
	環境美化ごみ		1,755t		
業 者 収 集	不 燃 ご み		2,351t		
自 己 搬 入	不 燃 ご み		5,422t		

(ウ) 溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
焼却・溶融処理後	焼 却 灰 等	市	23,598t
	反 応 生 成 物		800t
破 碎 処 理 後	破 碎 不 燃 物		7,256t

(注) 五条川工場で発生する焼却灰については、当該施設の灰溶融炉で溶融処理します。

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	20t
業 者 収 集	不燃ごみ		14t
自 己 搬 入	不燃ごみ		2,370t
焼却・溶融処理後	焼却灰等		33,444t
	溶融不適物		5,833t
	反応生成物		2,063t
	溶融飛灰		6,400t
破 碎 処 理 後	破碎不燃物	600t	

エ 資源化計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物 (スプレー缶類等)	市	414t
	空きびん		15,466t
	空き缶		3,158t
	ペットボトル		8,148t
	紙パック		225t
	紙製容器包装		11,587t
	プラスチック製容器包装		26,903t
	小型家電		170t
	食用油		39t
	紙回収		258t
業 者 収 集	食品廃棄物	許可業者	26,786t
自 己 搬 入	剪定枝葉・芝草		1,500t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	市	3,898t
	溶融飛灰		454t
	溶融スラグ		31,756t
	溶融メタル等		4,856t
破 碎 処 理 後	金属回収		1,929t

(3) 施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

(ア) 焼却・溶融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪子石工場	名古屋市千種区香流橋一丁目101番	ストーカ式	600t/24h
南陽工場	名古屋市港区藤前二丁目101番地	ストーカ式	1,500t/24h

鳴海工場	名古屋市緑区鳴海町 字天白90番地	シャフト炉式 ガス化溶融炉	530t/24h
五条川工場	愛知県あま市中萱津 奥野	ストーカ式 (黒鉛電極式プ ラズマアーク式)	560t/24h (灰溶融炉 70t/24h)

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大江破碎工場	名古屋市港区本星崎 町字南4047番地の13	横型回転式 破 碎 機	400t/5h
愛岐処分場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪 町字川西75番地	2軸せん断式 回転破碎機	20t/5h

(ロ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	全体容量
愛岐処分場	岐阜県多治見市諏訪 町字川西75番地	250,000m ²	444万 m ³

(エ) 選別・保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
西資源センター	名古屋市西区新木町61番 地及び十方町36番地の2	空きびん 30t/日 空き缶 15t/日 ペットボトル 4t/日
港資源選別 センター	名古屋市港区正徳町6丁 目69番地の1	空きびん 20t/日 空き缶 10t/日
南リサイクル プラザ	名古屋市南区元塩町6丁 目8番地の5	空きびん 23t/日 空き缶 13t/日 ペットボトル 9t/日 紙パック 2t/日

(オ) 保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
鳴海工場内 保管施設	名古屋市緑区鳴海町字天 白90番地	空きびん 22t/日 空き缶 6t/日

(カ) 溶融スラグストックヤード

名 称	所 在 地	設 備 規 模
南陽工場内 ストックヤード	名古屋市港区藤前二丁目 101番地	溶融スラグ 1,700t
愛岐処分場内 ストックヤード	岐阜県多治見市諏訪町字 川西75番地	溶融スラグ 1,400t

イ 処理計画にかかる本市以外の者が設置する処理施設の概要

(ア) ばいじん又は焼却灰の溶融固化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番地	焼却灰等

(イ) 堆肥化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株式会社 熊本清掃社	名古屋市港区潮見町37番10	食品廃棄物

(ウ) 飼料化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番地	食品廃棄物

(エ) 破碎施設

名 称	設 置 場 所	区 分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町2丁目2番	せん 剪定枝葉・芝草

(オ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株式会社IHI環境エンジニアリング	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック製容器包装
東海資源株式会社	名古屋市西区見寄町44番	ペットボトル
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目53番、54番、55番、56番	
株式会社イオノセイ	名古屋市南区弥次エ町2丁目23番	
大幸商事株式会社	名古屋市守山区太田井302番、303番、304番	ペットボトル、紙製容器包装
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目10番地及び愛知県清須市西堀江2460番地	紙製容器包装
株式会社名港宮崎	名古屋市港区正保町2丁目6番地	
株式会社藤川紙業	名古屋市昭和区福江二丁目1108番、1114番	
リメイキング株式会社	名古屋市南区元塩町6丁目15番1	
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町537番1	空き缶

(カ) 埋立処分場

名 称	設 置 場 所	区 分
衣 浦 港 3 号 地 廃棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地17番 2 の 地先公有水面	焼却灰等

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処 分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年間量	
し 尿	市	全市域	月 2 回 程 度	各戸収集	12,642k1	下 水 道 投 入
浄 化 槽 汚 泥	許可業者		随 時		27,512k1	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山、名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川、港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑、天白

(2) 施設の概要

名称	所 在 地	対 象 廃棄物	設 備 能 力	前処理後の 処 分 方 法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通1丁目 39番地	し 尿	150k1/日	下水道投入
内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目 32番10号	し 尿	150k1/日	
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚 泥	200k1/日	

4 参考

(1) 一般廃棄物の市内民間施設での処理（本市委託を除く。）

区 分		処理方法	市内発生	市外発生
			年間量	年間量
業者収集	食品廃棄物	堆肥化	21,710t	4,200t
		飼料化	4,200t	2,300t
自己搬入	焼却灰等	溶 融		22,200t
	プラスチック製 容器包装	圧縮梱包		900t
	剪定枝葉・芝草	破 碎	1,200t	100t

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理（本市委託を除く。）

区 分		処理方法	年間量
業者収集	実験用動物	焼 却	12t
自己搬入			
業者収集	食品廃棄物	堆肥化	876t
自己搬入	剪定枝葉・芝草	堆肥化	300t

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の市内処理施設での最終処分

区 分		処理方法	年間量
多治見市	溶融飛灰等	埋 立	1,100t

名古屋市環境局総務課

名古屋市告示第 216号

名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧の期間

平成26年 4月 1日から平成26年 4月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 217号

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島において徴収する使用料について

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例（昭和56年名古屋市条例第18号）第 4条に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号

株式会社トヨタエンタプライズ

代表取締役社長 河合 和之

2 委託期間

平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 218号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島	名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号 株式会社トヨタエンタプライズ 代表取締役社長 河合 和之

2 指定の期間

平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 219号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付される自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

グリーンパークなごや

代表者

名古屋市中区千代田一丁目 7番 8号

株式会社光建

代表取締役 正 田 要 一

3 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

浄心第一自転車駐車場、浄心第二自転車駐車場、浄心西自転車駐車場、浅間町第一自転車駐車場、浅間町第二自転車駐車場及び亀島第六自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 220号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のとおり徴収事務を委託しました。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市中川区八熊二丁目 1番11号
株式会社日本メカトロニクス
代表取締役社長 山 口 正 孝

3 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

笈瀬川自転車駐車場、清正公自転車駐車場、国際センター北自転車駐車場、
国際センター南自転車駐車場、椿自転車駐車場、椿第二自転車駐車場、西
柳自転車駐車場及び東別院第一自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 221号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

東京都中央区日本橋茅場町三丁目 1番11号
公益財団法人自転車駐車場整備センター
理事長 加 藤 利 男

3 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

藤が丘第一自転車駐車場、藤が丘第二自転車駐車場、藤が丘第三自転車駐車場、藤が丘第四自転車駐車場、藤が丘第五自転車駐車場、藤が丘第六自転車駐車場、藤が丘第七自転車駐車場及び藤が丘東自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 222号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のとおり徴収事務を委託しました。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市名東区引山四丁目 601番地
株式会社猪正
代表取締役 西 尾 浩 己

3 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

徳重第一自転車駐車場及び徳重第二自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付される自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市西区新福寺町 1丁目57番地
蔦井株式会社
代表取締役社長 熊 田 光 男

3 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

今池第六自転車駐車場、千種第一自転車駐車場、新栄第一自転車駐車場、中村公園北自転車駐車場、中村公園第一自転車駐車場、中村公園第四自転車駐車場、中村公園西自転車駐車場、中村公園東自転車駐車場、中村公園南自転車駐車場、本陣第一自転車駐車場、本陣第二自転車駐車場、本陣第三自転車駐車場、本陣第四自転車駐車場、中村区役所第一自転車駐車場、中村区役所第二自転車駐車場、鶴舞公園前自転車駐車場、川名第一自転車駐車場、妙音通第一自転車駐車場、妙音通第二自転車駐車場、塩釜口第一自転車駐車場、塩釜口第二自転車駐車場、塩釜口第三自転車駐車場、塩釜

口第四自転車駐車場、塩釜口第七自転車駐車場及び塩釜口第八自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 224号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

別表第 1 道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	29,260
	〃	31,760
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	20,180
	〃	21,260
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	14,030
	〃	14,880
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	12,110
	〃	12,810
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	6,950
	〃	6,950
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	25,120
	〃	26,200
セメントコンクリート舗装	〃	34,610
	〃	37,260

(注) 同一工種について、2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	37,170
	〃	31,760
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	29,770
	〃	21,260
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	23,670
	〃	14,880
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	20,720
	〃	12,810
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	11,430
	〃	6,950
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	34,020
	〃	26,200
セメントコンクリート舗装	〃	42,000
	〃	37,260
準 歩 道 舗 装	〃	16,880
	〃	12,660
歩 道 補 強 舗 装 (A)	〃	25,150
	〃	18,670
歩 道 補 強 舗 装 (B)	〃	11,730
	〃	9,250
歩 道 平 板 舗 装	〃	21,930
	〃	8,940
歩 道 ブ ロ ッ ク 舗 装 (A) (I L B)	〃	18,030
	〃	8,640
歩 道 ブ ロ ッ ク 舗 装 (B) (透 水 性 I L B)	〃	22,130
	〃	9,310
歩 道 ブ ロ ッ ク 舗 装 (C) (I L B)	〃	17,230
	〃	8,640
歩 道 ブ ロ ッ ク 舗 装 (D) (透 水 性 I L B)	〃	21,250
	〃	9,310
歩 道 セ メ ン ト コ ン ク リ ー ト 舗 装	〃	13,610
	〃	11,510
歩 道 ア ス フ ァ ル ト コ ン ク リ ー ト 舗 装	〃	9,800
	〃	7,770
歩 道 ア ス フ ァ ル ト コ ン ク リ ー ト 舗 装 (透 水 性)	〃	13,220
	〃	8,200
ソ イ ル ア ス フ ァ ル ト コ ン ク リ ー ト 舗 装	〃	10,010
	〃	6,910

(注) ア 同一工種について、2段の単価区分のあるものは、上段は掘削部分、下段は影響部の単価を示す。

イ 同一工種について、単価区分のないものは、掘削部分及び影響部分に共通する。

(3) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
路 幅 境 界	1メートル当たり	12,250
歩 車 道 境 界 (A)	〃	18,560
歩 車 道 境 界 (B)	〃	17,880
街 渠 (A)	〃	29,600
街 渠 (B)	〃	27,080
L 形 側 溝	〃	24,100
U 形 側 溝 (A)	〃	26,160
U 形 側 溝 (B)	〃	35,900
街渠ます (車道用) (A)	1個当たり	111,000
街渠ます (歩道用) (B)	〃	84,710
側 溝 ます	〃	121,800
街 路 樹 根 囲 い	1組当たり	48,470
区 域 標 設 置 (A)	1点当たり	15,600
区 域 標 設 置 (B)	〃	21,600
道路中心線 (破線) (A)	1メートル当たり	1,220
道路中心線 (実線) (B)	〃	1,160

(4) 特殊工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
コンクリートカッター切断 (A) (コンクリート系)	1メートル当たり	5,630
コンクリートカッター切断 (B) (アスファルト系)	〃	2,230

(注) 表(1)～(4)の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2 路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	760
砂 利 道	〃	80
電 柱 類	1 本 当 た り	800

(2) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	650

(注) 表(1)(2)の各単価は消費税の対象外。

名古屋市告示第 225号

家賃算定に関わる利便性係数について

平成26年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 2項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	棟名称	号 数	事業主体の 定める数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種 の住宅の 家 賃
平田荘	6棟	101号	0.8992	1.1938	0.9961	90,300
		201号、301 号、401号、 501号及び 601号	0.8992	1.1461	0.9961	85,900
		102号から 104号まで、 202号から 204号まで、 302号から 304号まで、 402号から	0.8992	0.9846	0.9961	74,000

	404号まで、 502号から 504号まで及 び 602号から 604号まで				
	105号、106 号、205号か ら 207号ま で、305号か ら 307号ま で、405号か ら 407号ま で、505号か ら 507号ま で及び 605号か ら 607号まで	0.8992	0.8307	0.9961	62,500
	107号	0.8992	0.8707	0.9961	65,900
7棟	101号	0.8992	0.9938	0.9961	80,500
	102号、103 号、201号か ら 203号ま で、301号か ら 303号ま で、401号か ら 403号ま で、501号か ら 503号ま で、601号か ら 603号ま で、701号か	0.8992	0.9784	0.9961	78,100

		ら 703号まで、801号から803号まで、901号から903号まで、1001号から1003号まで及び1101号から1103号まで				
		104号から106号まで、204号から207号まで、304号から307号まで、404号から407号まで、504号から507号まで、604号から607号まで、704号から707号まで、804号から807号まで、904号から907号まで、1004号から1007号まで及び1104号か	0.8992	0.8246	0.9961	65,900

	ら1107号まで				
	107号	0.8992	0.8676	0.9961	70,200

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 226号

副市長の任命について

平成26年 4月 1日本市副市長に次の者を任命しました。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

田 宮 正 道

名古屋市総務局職員部人事課

名古屋市告示第 227 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により本市が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 受託者

名古屋市中区錦一丁目 5 番 13 号

オリックス名古屋錦ビル 9 階

日美株式会社

代表取締役 長谷川 裕一

2 委託期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 228号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) トヨタファイナンス株式会社
東京都江東区東陽六丁目 3番 2号
 - (2) 株式会社名古屋カード
名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号
- 2 指定代理納付者に納入させる歳入
 - (1) 地方自治法第 231条の 2第 6項に規定する指定代理納付者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第22号）に規定する乗車券の料金
 - (2) ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第 1号）に規定するデポジット
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成26年 4月 1日から平成29年 7月31日まで

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市告示第 229号

市営路外駐車場の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、次のように施設の使用料の収納事務を委託しますので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

平成26年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託に係る施設の名称及び委託する相手方

施設の名称	委託する相手方
名古屋市営久屋駐車場	名古屋市中区丸の内二丁目 1 番36号 公益財団法人名古屋まちづくり公社 理事長 住 田 博
名古屋市営大須駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商株式会社 代表取締役 盛 田 敏 雄
名古屋市営古沢公園駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号 タイムズ24株式会社 代表取締役社長 西 川 光 一

2 収納事務を委託する使用料

上記施設の使用料

3 委託開始期日

平成26年 4 月 1 日

名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設管理課

名古屋市告示第230号

平成26年度包括外部監査契約の締結について

平成26年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第5項の規定に基づき告示します。

平成26年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 契約の目的
包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 契約の金額
10,371,240円を上限とする額
- 4 費用の算定方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した金額
- 5 費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払い
- 6 契約の相手方
 - (1) 住所
名古屋市千種区徳川山町2丁目2番15号

(2) 氏名

大島 嘉秋

(3) 資格

公認会計士

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市告示第231号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成26年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 232号

平成26年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに
契約の内容に関する事項の閲覧方法

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第 5条第 3項及び第 7条第 5項の規定により、平成26年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法を次のとおり告示します。

平成26年 4月 1日

名古屋市 長	河村 たかし
名古屋市上下水道局長	小林 寛 司
名古屋市交通局長	三 芳 研 二
名古屋市病院局長	山 田 和 雄

1 閲覧方法

インターネットを利用し、名古屋市電子調達システムへの掲載により、閲覧に供します。

2 電子調達システムによる閲覧のアドレス

<http://www.chotatsu.city.nagoya.jp>

名古屋市財政局契約部契約監理課
名古屋市上下水道局経営本部経理部契約課
名古屋市交通局営業本部企画財務部会計課
名古屋市病院局管理部経理課

名古屋市告示第 233号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）において徴収する使用料

名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）第 4条に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

平成26年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託の相手方

名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16
名古屋ユースクエア共同事業体
代表者 柴 田 達 男

2 委託の期間

平成26年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 234号

名古屋市とだがわこどもランドにおいて徴収する使用料について

名古屋市とだがわこどもランド条例（平成 8年名古屋市条例第12号）第 5条に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託の相手方

名古屋市北区清水四丁目17番 1号
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会長 河 内 尚 明

2 委託期間

平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第235号

体育施設等の使用料の徴収事務の委託の廃止について

平成22年名古屋市告示第492号及び第494号から第496号まで（体育施設等の使用料の徴収事務の委託について）を廃止し、告示の日から施行します。

平成26年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第 236号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成26年 4月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市緑区大根山一丁目1909番の一部、1910番の一部、1911番の一部、1914番の一部及び1919番の一部

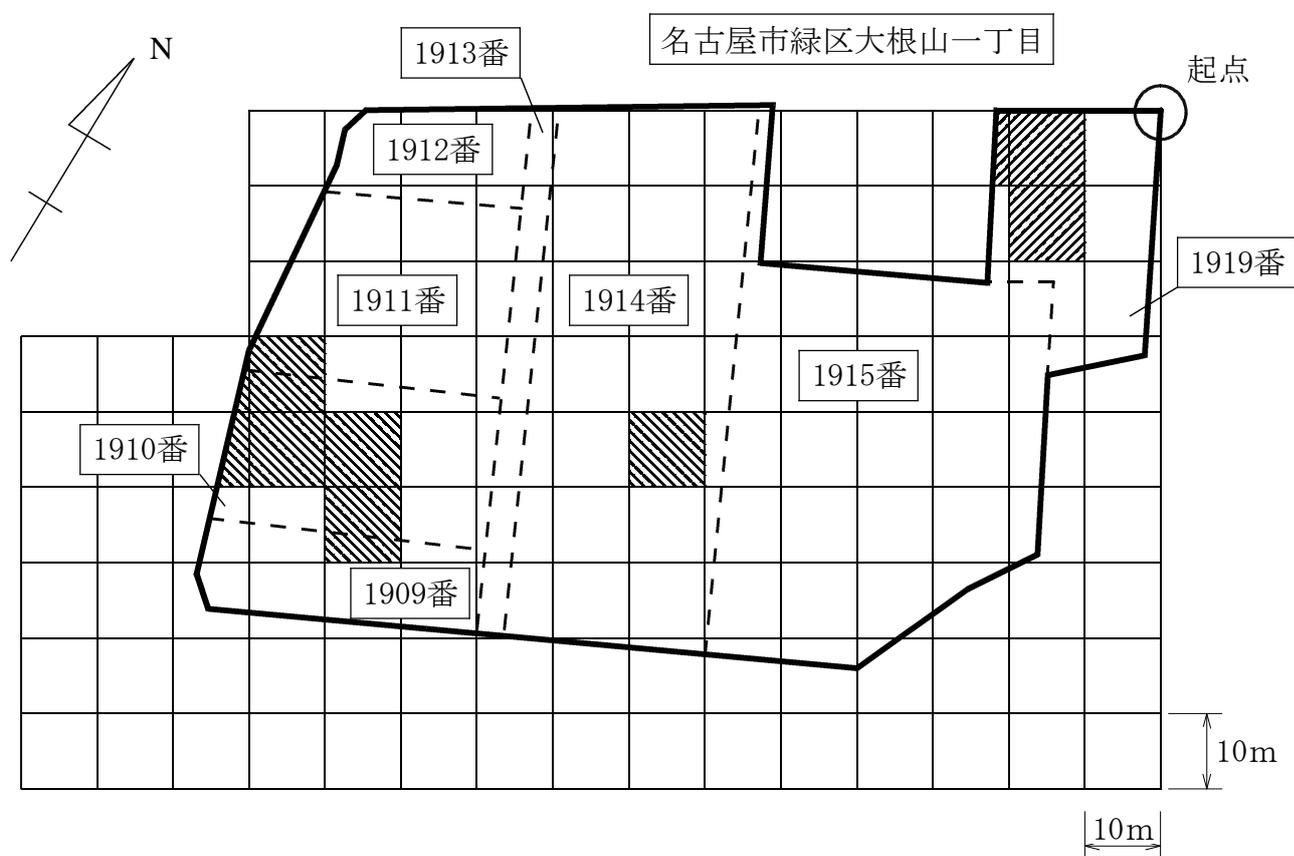
（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1項の基準

に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

-  : 調査対象地
-  : 筆の境界
-  : 形質変更時要届出区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))
-  : 形質変更時要届出区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 237号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域
の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項及び第11条第 2項の規定に基づき、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成26年 4月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定を解除する区域

平成25年名古屋市告示第 508号により指定した区域（名古屋市天白区塩釜口一丁目 503番の一部及び 504番の一部）の全部及び平成25年名古屋市告示第 509号により指定した区域（名古屋市天白区塩釜口一丁目 503番の一部）の全部

2 指定の事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）並びに鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該要措置区域及び形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 238号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成26年 4月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

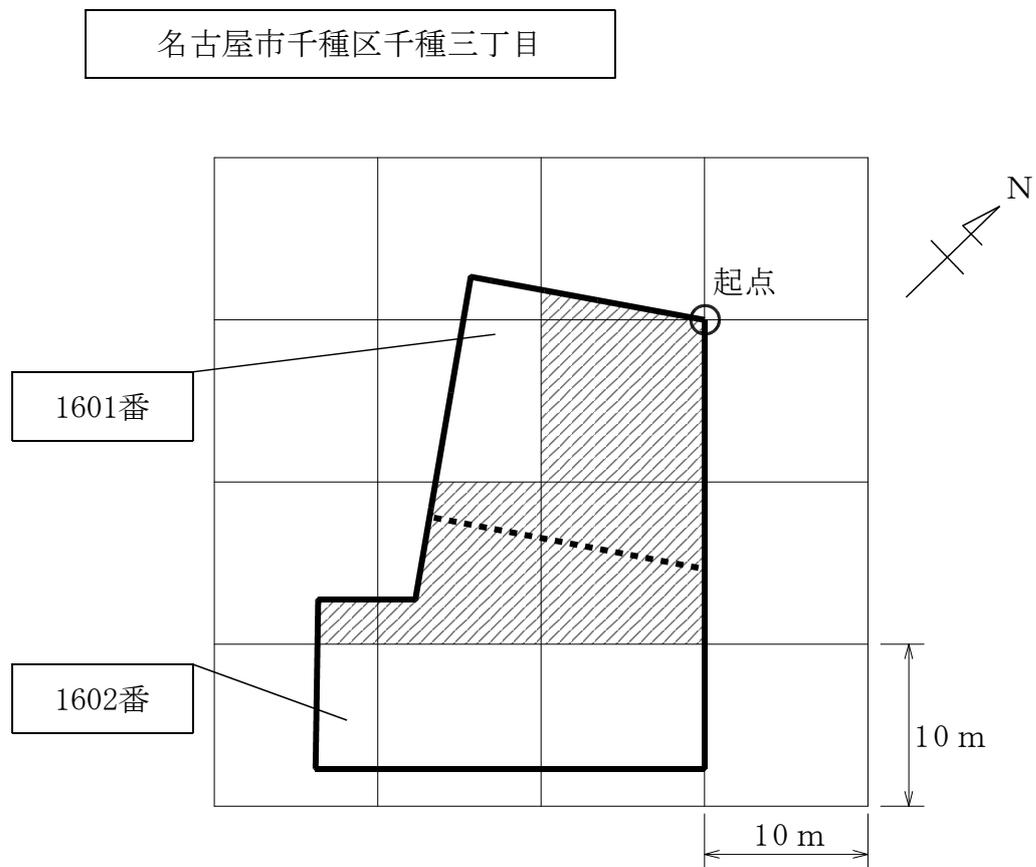
1 指定する区域

名古屋市千種区千種三丁目1601番の一部及び1602番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

-  : 調査対象地  : 筆の境界
-  : 形質変更時届出管理区域
(鉛及びその化合物 (土壌含有量基準不適合))

名古屋市告示第 239号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成26年 4月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

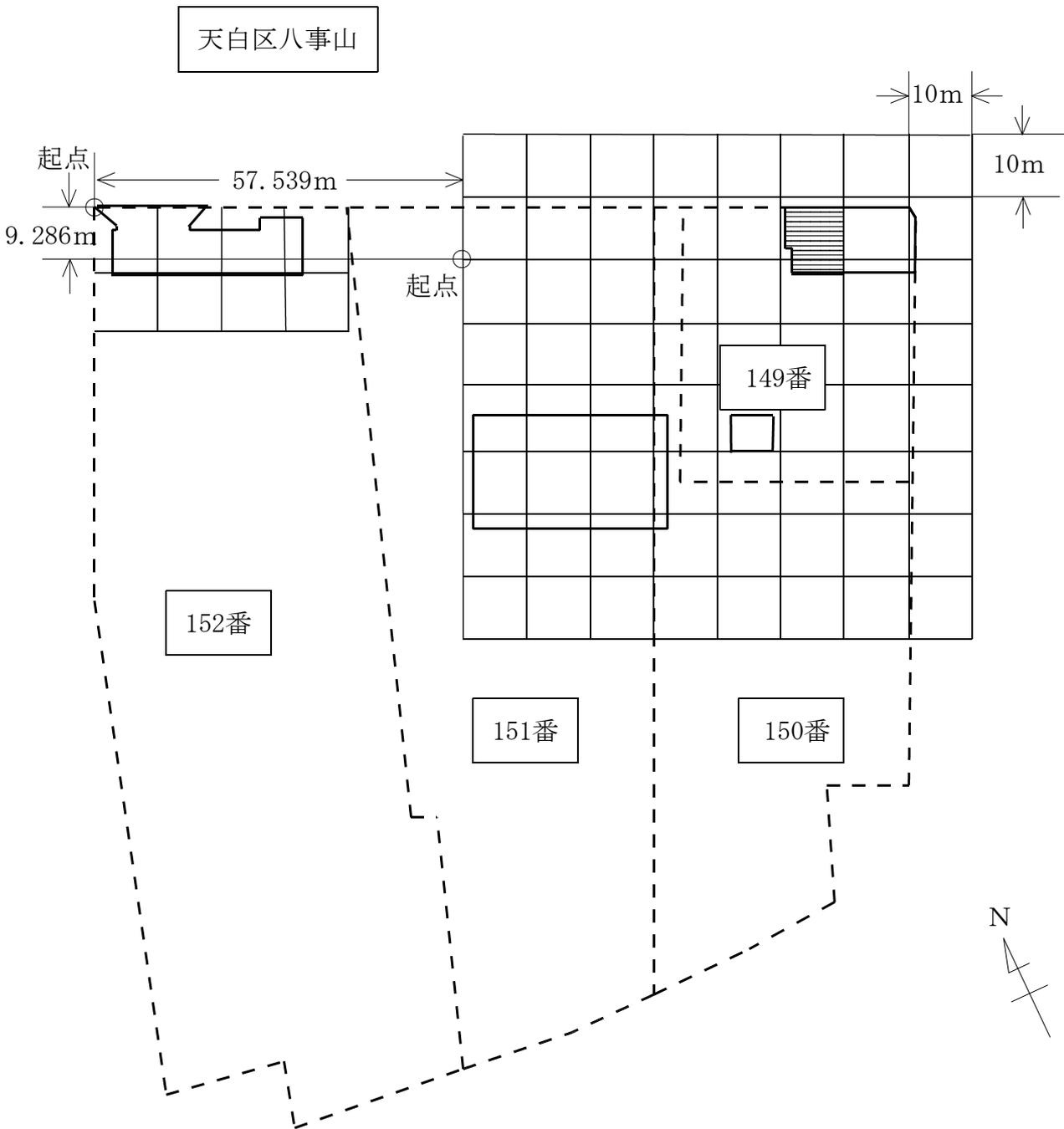
1 指定する区域

名古屋市天白区八事山 149番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地
- - - : 筆の境界
- : 形質変更時届出管理区域 (鉛及びその化合物 (土壌含有量基準不適合))

名古屋市告示第 240号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成26年 4月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定を解除する区域

平成25年名古屋市告示第 648号により指定した区域（名古屋市熱田区花表町 301番全域、 302番の一部、 303番の一部、 312番全域及び 313番全域）の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

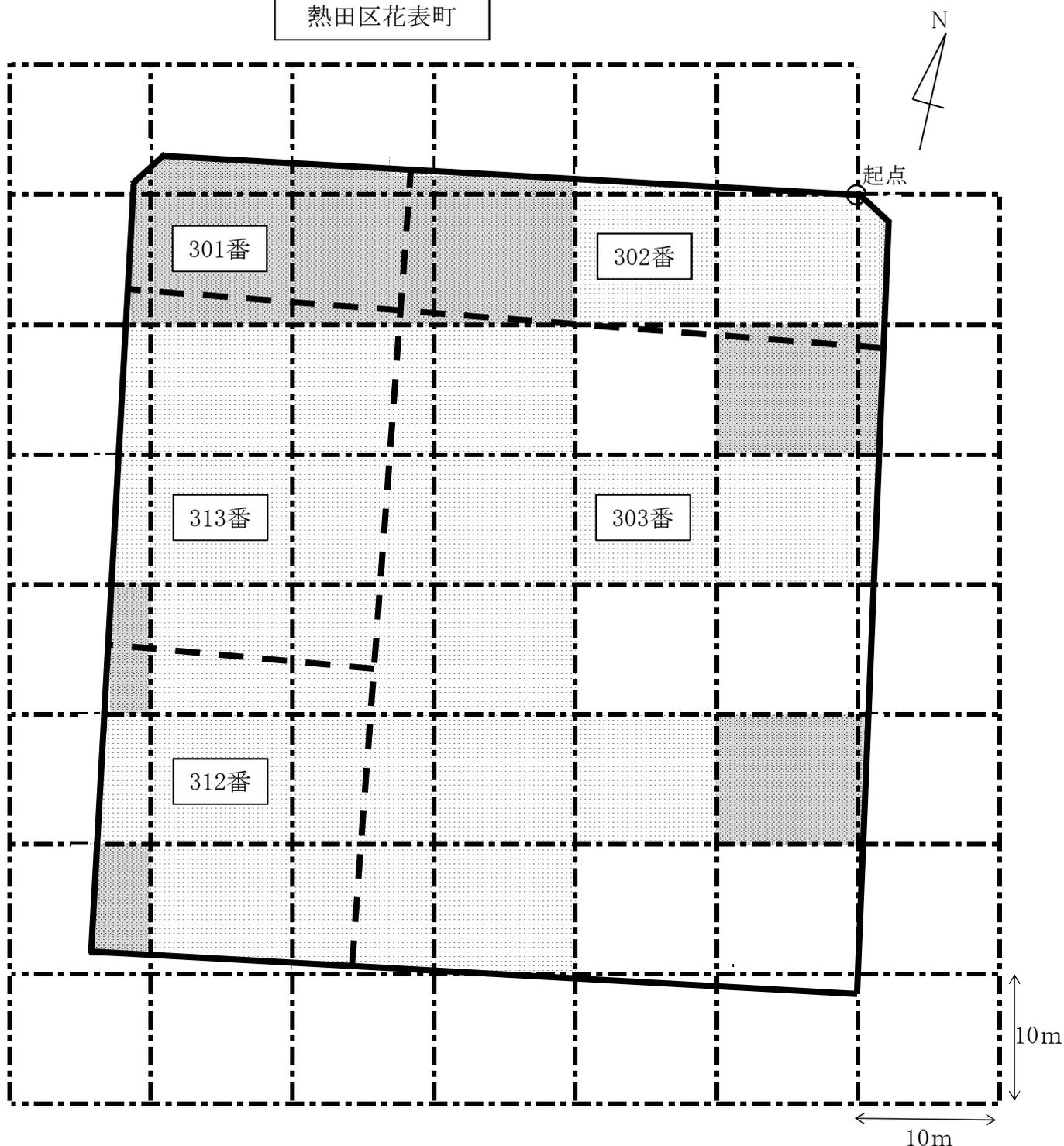
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

熱田区花表町



凡例

- : 調査対象地
- — : 筆の境界線
- : 形質変更時届出管理区域の指定を解除する区域 (ふっ素及びその化合物)
- (with grid pattern) : 形質変更時届出管理区域の指定をすでに解除した区域 (ふっ素及びその化合物)

名古屋市告示第 241号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年 4月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市重症心身障害児者施設	名古屋市中区古渡町 9番18号 社会福祉法人むつみ福祉会 理事長 野瀬 武敬

2 指定の期間 平成27年 4月 1日から平成37年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市達第 7 号

庁 中 一 般
各 公 所

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 条総務局行政改革推進部行政改革推進室行政改革推進係の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 外郭団体の指導調整の総括に関すること。

第 1 条総務局行政改革推進部行政改革推進室組織改革係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同室主査（外郭団体指導調整）の項を削り、同部大学調整室の項を次のように改める。

情報化推進課

情報化企画係

- (1) 情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 電子市役所の企画及び推進に関すること。
- (3) 事務の電算化の調査並びに事務の電算化に伴う事務改善の推進及び企画に関すること。
- (4) 電子情報の保護及び管理の総括に関すること。
- (5) 格差のない情報化の推進に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

主 査（情報化施策）

- (1) 情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 電子市役所の企画及び推進に関すること。

- (3) 事務の電算化の調査並びに事務の電算化に伴う事務改善の推進及び企画に関すること。
- (4) 格差のない情報化の推進に関すること。

情報システム係

- (1) 行政情報ネットワークの活用による情報の総合化及び高度利用の調査研究に関すること。
- (2) 行政情報ネットワークの利用計画、技術普及及び維持管理に関すること。
- (3) 事務処理システムの効率的な情報化の推進及び調整に関すること。

主 査（情報システム）

- (1) 行政情報ネットワークの活用による情報の総合化及び高度利用の調査研究に関すること。
- (2) 行政情報ネットワークの利用計画、技術普及及び維持管理に関すること。

第1条総務局職員部人事課調査係の項第4号中「人材育成係」を「人材育成・コンプライアンス推進室」に改め、同課人材育成係の項を削り、同部監察室の項を次のように改める。

人材育成・コンプライアンス推進室

推 進 係

- (1) 人材育成の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 職員の研修その他の能力開発に関すること。
- (3) 職員の倫理の保持の総括に関すること。
- (4) 職員の公正な職務の執行の確保の総括に関すること。
- (5) 職員の服務に関すること（人事課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 市民サービス改善及び業務改善に関すること。
- (7) 職員倫理審査会に関すること。
- (8) 行政監理委員会に関すること。
- (9) 監理主幹及び監理主査に関すること。

主 査（人材育成）

- (1) 局長の指定する人材育成の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 局長の指定する職員の研修その他の能力開発に関すること。
- (3) 局長の指定する職員の倫理の保持に関すること。

- (4) 局長の指定する職員の公正な職務の執行の確保に関する事。
- (5) 局長の指定する職員の服務規律の確保に関する事。
- (6) 局長の指定する市民サービス改善及び業務改善に関する事。

主 査（監察）

- (1) 局長の指定する事務及び服務の監察に関する事。

第1条総務局職員部給与課の項に次のように加える。

主 査（教職員給与制度等）

- (1) 県費負担教職員の給与費の移管に伴う給与制度の準備等に関する事。
- (2) 局長の指定する人事給与制度に係る課題の調査研究及び調整に関する事。

第1条総務局企画部企画課企画係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同課主査（企画・空港）の項を削り、同部情報化推進課の項を次のように改める。

大学政策室

主 査（大学調整）

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学に関する事。
- (2) 名古屋市公立大学法人評価委員会に関する事。
- (3) その他局長の指定する大学等と連携した政策に係る企画及び連絡調整に関する事。
- (4) 大学政策室の庶務及び経理に関する事。

主 査（大学連携）

- (1) 大学等と連携した政策の推進に関する事。

第1条総務局総合調整部総合調整室の項中「主 査（調整）(3)」を「主 査（調整）(2)」に改め、同室主査（被災地支援に係る連絡調整）(2)の項を次のように改める。

主 査（調整・空港）

- (1) 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港に関する事。
- (2) 局長の指定する事項に係る総合調整に関する事。

第1条総務局総合調整部男女平等参画推進室主査（施設の移設に係る調整）の項を削り、同条財政局財政部財政課主査（外郭団体財務調整）の項を次のよ

うに改める。

主 査（予算に係る企画調整等）

- (1) 局長の指定する予算に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 外郭団体の財務運営の調整に関すること。

第1条財政局契約部工事契約課主査（総合評価等）の項第2号中「総合評価審査委員会」を「総合評価委員」に改め、同局税務部税制課税務係の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 臨時福祉給付金等の支給に係る調整に関すること。

第1条財政局税務部税制課主査（市税事務所）の項の次に次のように加える。

主 査（臨時福祉給付金等の支給に係る調整）(3)

- (1) 臨時福祉給付金等の支給に係る調整に関すること。

第1条財政局税務部税制課税制係の項第2号中「市税」の次に「及び税外収入に係る延滞金」を加え、同課の項に次のように加える。

主 査（番号制度導入に伴うシステム改修等）

- (1) 番号制度の導入に伴う税務総合情報システムの改修及び調整に関すること。

第1条市民経済局地域振興部地域振興課の項に次のように加える。

主 査（地域コミュニティに係る特命事項の処理）

- (1) 局長の指定する地域コミュニティに係る特命事項の処理に関すること。

第1条市民経済局地域振興部住民課主査（システム）の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同主査の項の次に次のように加える。

主 査（番号制度導入に伴うシステム改修等）

- (1) 番号制度の導入に伴う住民記録システムの改修及び調整に関すること。
- (2) 番号制度の導入に伴う局長の指定するシステムの調整に関すること。

第1条市民経済局文化観光部文化振興室主査（あいちトリエンナーレの開催）

(2) の項を削り、同部観光推進室の項中「主 査（持続発展教育に関するユネスコ世界会議に係る連絡調整）」を「主 査（持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議に係る連絡調整）」に改め、同室主査（持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議に係る連絡調整）の項第1号中「持続発展教育に関するユネスコ世界会議」を「持続可能な開発のための

教育に関するユネスコ世界会議」に改め、同室主査（歴史的観光資源の調査）の項を削り、同局人権施策推進室の項中「主査（人権企画）（2）」を「主査（人権企画）」に改め、同室主査（人権企画）の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) なごや人権啓発センターに関すること。

第1条市民経済局人権施策推進室の項中「主査（調整）（2）」を「主査（調整）」に改め、同室主査（調整）の項第2号中「啓発活動その他」を削り、同局産業部産業労働課主査（国際展示場等）の項の次に次のように加える。

主査（国際展示場機能強化）

(1) 局長の指定する国際展示場の機能の強化に関すること。

第1条市民経済局産業部地域商業課企画係の項中第2号を削り、第1号を第2号とし、同係の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地域商業の活性化に係る施策の企画及び調整に関すること。

第1条環境局総務課企画係の項に次の1号を加える。

(4) 一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会に関すること（工場課の主管に属するものを除く。）。

第1条環境局環境企画部環境企画課の項中「主査（持続発展教育に関するユネスコ世界会議）（3）」を「主査（持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議）（4）」に改め、同課主査（持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議）（4）の項第1号中「持続発展教育に関するユネスコ世界会議」を「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」に改め、同部環境活動推進課市民活動推進係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同課事業活動推進係の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地球温暖化防止に配慮した自動車利用に関すること。

第1条環境局施設部工場課計画係の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会の審議事項に係る調査及

び資料作成に関すること。

第1条環境局施設部工場課主査（新工場建設推進）の項に次の1号を加える。

- (2) 一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会の審議事項に係る調査及び資料作成に関すること。

第1条健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係の項第4号中「市立」を「市立の」に改め、同局障害福祉部障害企画課企画育成係の項中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 障害者に対する理解の促進に関すること。
- (5) 福祉都市環境整備に関すること。

第1条健康福祉局障害福祉部障害者支援課推進係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同課指定事業係の項第3号を次のように改める。

- (3) 精神障害者地域活動支援事業及び作業所型地域活動支援事業に係る補助金に関すること。

第1条健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定事業係の項第5号中「地域生活支援事業」の次に「（障害企画課の主管に属するものを除く。以下障害者支援課の項において同じ。）」を加え、同係の項第6号を削り、同課主査（施設整備・福祉都市推進）の項を次のように改める。

主 査（重症心身障害児者施設整備）

- (1) 重症心身障害児者施設の整備に関すること。

第1条健康福祉局障害福祉部障害者支援課認定支払係の項第1号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同係の項第2号中「障害程度区分認定等審査会」を「障害支援区分認定等審査会」に改め、同係の項第4号を次のように改める。

- (4) 地域生活支援事業に係る事業者への支払に関すること（指定事業係の主管に属するものを除く。）。

第1条健康福祉局生活福祉部保護課の項中「主 査（援護事業）」を「主 査（援護事業・保護施設）」に改め、同課主査（援護事業・保護施設）の項第2号中「運営」の次に「に係る企画及び調整」を加え、同条子ども青少年局子ども未来課子ども企画係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、

第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同課経理系の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 局事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。

第1条子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども施設系の項第1号中「市立」を「市立の」に改め、同系の項の次に次のように加える。

主 査（施設の整備・民間移管等）

(1) 市立の児童福祉施設等の整備に関すること。

(2) 局長の指定する市立の児童福祉施設等の民間移管等に関すること。

(3) 部の所管する施設に係る連絡調整に関すること。

第1条子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども福祉系の項第1号及び第2号中「関すること」の次に「（子ども発達支援系の主管に属するものを除く。）」を加え、同局保育部保育企画室保育企画系の項第3号を削り、同系の項第2号中「保育所」の次に「（市立の保育所を除く。）」を加え、同号を同系の項第3号とし、同系の項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子ども・子育て支援新制度に関すること。

第1条子ども青少年局保育部保育企画室保育企画系の項の次に次のように加える。

主 査（子ども・子育て支援新制度に係る企画調整）

(1) 子ども・子育て支援新制度に係る企画及び調整に関すること。

第1条子ども青少年局保育部保育企画室主査（保育所の民間移管）(2)の項を削り、同部保育運営課保育運営系の項第1号中「市立」を「市立の」に改め、同系の項中第3号を第4号とし、第2号を削り、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 市立の保育所の改修等に関すること。

(3) 市立の保育所の民間移管に関すること。

第1条子ども青少年局保育部保育運営課保育運営系の項の次に次のように加える。

主 査（保育所の民間移管）(2)

(1) 局長の指定する市立の保育所の民間移管に関すること。

第1条子ども青少年局保育部保育運営課保育管理系の項第1号中「市立」を

「市立の」に改め、同課保育指導係の項第1号中「保育所」の次に「（市立の保育所を除く。）」を加え、同係の項に次の1号を加える。

- (5) 保育所（市立の保育所を除く。）における保育を行うことに要する費用の徴収に係る企画及び指導に関すること。

第1条子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課青少年自立支援係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条住宅都市局都市計画部街路計画課街路計画係の項の次に次のように加える。

主 査（未着手都市計画道路）

- (1) 局長の指定する未着手都市計画道路に関すること。

第1条住宅都市局都市計画部街路計画課主査（名古屋高速道路）の項を削り、同部歴史まちづくり推進室調査企画係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 伝統的建造物群保存地区に関すること。

第1条住宅都市局都市計画部歴史まちづくり推進室主査（歴史まちづくりプラン）の項を次のように改める。

主 査（伝統的建造物群保存等）

- (1) 伝統的建造物群保存地区に関すること。
- (2) 局長の指定する町並み保存に関すること。

第1条住宅都市局都市計画部交通企画課主査（交通エコライフ）の項を削り、同部交通施設管理課の項に次のように加える。

主 査（鉄道を活用した都市魅力向上）

- (1) 鉄道を活用した都市魅力の向上施策の推進に関すること。

第1条住宅都市局建築指導部建築指導課の項中「建築指導係」を「市街地建築係」に改め、同課市街地建築係の項中第6号を第7号とし、第5号を削り、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 臨海部防災区域に関すること。
- (6) 建築基準法上の道路に係る指定及び許可に関すること。

第1条住宅都市局建築指導部建築指導課市街地建築係の項の次に次のように加える。

主 査（道路審査）

(1) 建築基準法上の道路に係る指定及び許可に関すること。

第1条住宅都市局建築指導部建築審査課審査総括係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同課主査（道路審査）の項を削り、同課審査第一係及び審査第二係の項中第4号を第9号とし、第3号を第8号とし、第2号の次に次の5号を加える。

(3) 係所管区域内の建築基準法による仮設建築物の建築の許可に関すること。

(4) 係所管区域内の建築基準法による仮使用の承認に関すること。

(5) 係所管区域内の建築基準法による全体計画の認定に関すること。

(6) 係所管区域内の愛知県建築基準条例による認定（建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定を除く。）に関すること。

(7) 係所管区域内の建築基準法による工事中における安全上の措置等に関する計画の届出に関すること。

第1条住宅都市局建築指導部建築審査課構造設備審査係の項第4号を削り、同部監察課建築防災係の項第1号中「承認及び」を削り、同係の項第3号中「防災対策」の次に「（建築指導課の主管に属するものを除く。）」を加え、同課監察指導第一係及び監察指導第二係の項に次の1号を加える。

(3) 係所管区域内の工事現場の危害の防止措置に関すること。

第1条住宅都市局住宅部住宅整備課の項中「主査（整備計画）」を「主査（整備計画・耐震対策）」に改め、同課主査（整備計画・耐震対策）の項に次の1号を加える。

(4) 市営住宅の耐震対策に関すること。

第1条住宅都市局住宅部住宅整備課主査（耐震対策）の項を削り、同局の項中「まちづくり企画部」を「都市整備部」に改め、同局都市整備部まちづくり企画課企画係の項及び地域まちづくり係の項を次のように改める。

企 画 係

(1) 市街地の開発及び整備に係る調査及び企画に関すること（局内他部課室公所係の主管に属するものを除く。）。

(2) 地域のまちづくりに係る調査、企画及び調整に関すること。

(3) 地域のまちづくりに係る相談及び支援に関すること。

(4) 公益財団法人名古屋まちづくり公社に関すること。

(5) 部内他課室公所係の主管に属しないこと。

主 査（地域まちづくり）

(1) 局長の指定する地域のまちづくりに係る調査、企画及び調整に関する
こと。

(2) 地域のまちづくりに係る相談及び支援に関すること。

第1条住宅都市局都市整備部まちづくり企画課主査（駅周辺・大規模跡地）
の項を次のように改める。

開発調整係

(1) 市街地の開発及び整備に係る相談及び調整に関すること（局内他部課室
公所係の主管に属するものを除く。）。

(2) 都市計画区域内の土地についての調査及び資料の収集並びに情報の提供
に関すること。

(3) 国土利用計画法に基づく申請及び届出の受理に関すること。

(4) 国土利用計画法に基づく遊休土地に係る措置に関すること。

(5) 土地利用審査会に関すること。

(6) その他国土利用計画法に関すること。

第1条住宅都市局都市整備部まちづくり企画課の項の次に次のように加える。

市街地整備課

総 括 係

(1) 市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、市街地住宅整
備事業その他これらに類する事業（以下市街地整備課の項において「市街
地再開発事業等」という。）に係る連絡調整に関すること（局内他部課室
公所係の主管に属するものを除く。）。

(2) 密集市街地の防災対策に係る調査、企画及び調整に関すること。

(3) 生活こみち整備促進事業に関すること。

(4) 大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所及び下之一色都市整
備事務所に関すること。

(5) 他係の主管に属しないこと。

事業推進係

(1) 市街地再開発事業等の推進及び調整に関すること（局内他部課室公所係

の主管に属するものを除く。) 。

- (2) 日比野第1種市街地再開発事業の施行に関する事。
- (3) 復興土地区画整理事業、泥江再開発事業、大幸南地区整備事業等に関する事。
- (4) 流通業務地区内における規制に関する事。
- (5) 市街地再開発事業等に係る補償基準等に関する事。

主 査 (補償調整)

- (1) 市街地再開発事業等に係る補償算定の調整に関する事。
- (2) 局内の用地対策連絡協議会に関する事。

主 査 (事業監理)

- (1) 復興土地区画整理事業、泥江再開発事業、大幸南地区整備事業等に関する事。
- (2) 流通業務地区内における規制に関する事。

第1条住宅都市局都市整備部臨海開発推進室の項中「主 査 (金城ふ頭開発) (4) 」を「主 査 (金城ふ頭開発) (5) 」に改め、同室の項の次に次のように加える。

耐震化支援室

企 画 係

- (1) 建築物の耐震対策に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (2) 建築物の耐震対策に係る相談及び啓発に関する事。
- (3) 建築物耐震改修促進計画に関する事。
- (4) 他係の主管に属しない事。

推 進 係

- (1) 特定既存耐震不適合建築物等の耐震化の推進に関する事。
- (2) 宅地等の耐震対策の推進に関する事。
- (3) 都市防災不燃化促進事業に関する事。
- (4) 地域における耐震対策に係る活動に対する支援に関する事。

支 援 係

- (1) 民間住宅に係る耐震診断及び耐震改修に関する事。
- (2) 特定既存耐震不適合建築物等に係る耐震診断及び耐震改修に関する事。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律による認定に関すること。

第1条住宅都市局の項中「都心まちづくり課」を「都心開発部
都心まちづくり課」
に改め、同局都心開発部都心まちづくり課整備推進係の項第3号中「他係」を
「部内他室公所係」に改め、同号を同係の項第4号とし、同係の項第2号を同
係の項第3号とし、同係の項第1号中「関すること」の次に「(局内他部課室
公所係の主管に属するものを除く。)」を加え、同号を同係の項第2号とし、
同係の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 都心部のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

第1条住宅都市局都心開発部都心まちづくり課事業調整係の項第1号中「都
心部」の次に「(ささしまライブ24を除く。)」を加え、同課主査(名駅南公
共空間整備)(2)の項を削り、同課主査(栄活性化)の項第2号を削り、同課
の項中「主査(栄公共空間)」を「主査(栄公共空間)(2)」に
改め、同部の項中「リニア中央新幹線関連整備室」を「リニア関連・名駅周辺
まちづくり推進室」に改め、同部リニア関連・名駅周辺まちづくり推進室企画
係の項第2号中「に係る他局室及び関係機関との」を「の整備に係る」に改め、
同係の項に次の2号を加える。

(3) 名古屋駅周辺地区における開発及び整備の事業推進に関すること。

(4) ささしまライブ24総合整備事務所に關すること。

第1条住宅都市局都心開発部リニア関連・名駅周辺まちづくり推進室の項に
次のように加える。

主査(事業調整)

(1) 局長の指定するリニア中央新幹線の整備に係る調整に関すること。

第1条住宅都市局都心開発部リニア関連・名駅周辺まちづくり推進室の項に
次のように加える。

主査(名駅南公共空間整備)(3)

(1) 名古屋駅周辺における公共空間の整備に関すること。

第1条住宅都市局市街地整備部の項を削り、同条緑政土木局路政部道路利活
用課調整係の項第1号及び第2号中「企画調整」を「企画及び調整」に改め、
同課主査(道路の利活用に係る企画調整)の項第1号及び第2号中「道路」を

「局長の指定する道路」に、「企画調整」を「企画及び調整」に改め、同局道路建設部用地補償課道路用地係の項第1号及び第2号中「（他係の主管に属するものを除く。）」を削り、同課特定用地係の項を削り、同課評価係の項第1号及び第2号中「緑地整備課」を「緑地事業課」に改め、同局河川部河川管理課の項中「主査（河川利活用）」を「主査（資産利活用）」に改め、同部河川工務課主査（災害復旧に係る調整等）の項を削り、同課設計係の項の次に次のように加える。

主査（耐震対策）

- (1) 河川の耐震対策に係る工事の計画及び設計に関すること。
- (2) 河川の耐震対策に係る工事に関連する関係機関との連絡調整に関すること。

第1条緑政土木局農政課の項を次のように改める。

都市農業課

農政係

- (1) 農業委員会に関すること。
- (2) 農業協同組合に関すること。
- (3) 農地に関すること。
- (4) 農業振興地域の整備に関すること。
- (5) その他農地振興に関すること。
- (6) 生産緑地に関すること。
- (7) 人・農地プランに関すること。
- (8) 農地バンク制度に関すること。
- (9) その他農地の利用の集積に関すること。
- (10) 農業センターに関すること。
- (11) 農業センター、東谷山フルーツパーク及び農業文化園のあり方の検討に関すること。
- (12) 農畜産業に関する事項のうち、他係及び農業センターの主管に属しないこと。

主査（人・農地プラン等）

- (1) 人・農地プランに関すること。

- (2) 農地バンク制度に関する事。
- (3) その他農地の利用の集積に関する事。
- (4) 農業センター、東谷山フルーツパーク及び農業文化園のあり方の検討に関する事。

農業土木係

- (1) 農業振興地域内の農業基盤整備に関する事。
- (2) 市街化調整区域内の農業用施設の維持管理に関する事。
- (3) 市街化調整区域内の農業用施設の災害復旧に関する事。
- (4) 土地改良事業に関する事。
- (5) 農業土木関係団体等に関する事。
- (6) 森林の保護に関する事。

生産振興係

- (1) 農産物の生産計画、増産奨励及び生産指導に関する事。
- (2) 農業経営の改善に関する事。
- (3) 米穀の生産調整に関する事。
- (4) 農業経営基盤強化の促進に関する事。
- (5) 地産地消の推進に関する事。
- (6) 農業用水の水質及び農用地の土質に関する事。
- (7) 有害鳥獣の駆除の許可に関する事。
- (8) 野鳥の保護に関する事。
- (9) 林業及び水産業に関する事。
- (10) 野鳥観察館に関する事。

第1条緑政土木局農業技術課の項を削り、同局緑地部緑地管理課管理係の項第7号を削り、同係の項第8号中「部内他課公所係」を「部内他課室係」に改め、同号を同係の項第7号とし、同部緑地計画課の項を次のように改める。

緑地利活用室

公園経営係

- (1) 公園及び緑地の利活用に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 公園及び緑地に係る市民等との協働の推進に関する事。

主 査（協働推進）

(1) 公園及び緑地に係る市民等との協働の推進に関すること。

第1条緑政土木局緑地部緑地維持課運営係の項第2号中「久屋大通公園ランの館」を「久屋大通公園久屋大通庭園」に、「及び緑化センター」を「緑化センター及びみどりが丘公園」に改め、同係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、同係の項の次に次のように加える。

主 査（みどりが丘公園）

- (1) みどりが丘公園の運営に係る調査及び企画に関すること。
- (2) みどりが丘公園の墓地の使用の許可及び取消しに関すること。
- (3) みどりが丘公園の使用料、管理料、手数料その他の徴収金の徴収に関すること。
- (4) みどりが丘公園の建設事業等に係る調整に関すること。

第1条緑政土木局緑地部緑地維持課の項に次のように加える。

緑化指導審査係

- (1) 緑化率の規制に係る指導、審査及び監察に関すること。
- (2) 建築行為等に係る緑化の評価及び認定に関すること。
- (3) 建築行為に係る緑化の普及啓発等に関すること。
- (4) 公共施設等及び開発行為等に係る緑化の指導に関すること。
- (5) 特別緑地保全地区における行為の制限に関すること。
- (6) 風致地区内における行為の制限に関すること。

第1条緑政土木局緑地部の項中「緑地整備課 事業推進係」を「緑地事業課 事業推進係」に改め、

同部緑地事業課事業推進係の項第4号中「緑地整備課」を「緑地事業課」に改め、同課の項に次のように加える。

緑地計画係

- (1) 緑のまちづくり施策に係る企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 緑の基本計画に関すること。
- (3) 市民緑地の設置に関すること。
- (4) 緑の審議会に関すること。
- (5) 特別緑地保全地区に係る企画、調査及び調整に関すること。

(6) 東山動植物園の再生に係る連絡調整に関すること。

附 則

- 1 この達は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市寿楽荘処務規程（昭和38年名古屋市達第45号）は、廃止する。
- 3 名古屋市希望荘処務規程（平成24年名古屋市達第21号）は、廃止する。
- 4 名古屋市青少年交流プラザ処務規程（平成19年名古屋市達第49号）は、廃止する。
- 5 名古屋市みどりが丘公園事務処務規程（昭和60年名古屋市達第18号）は、廃止する。
- 6 名古屋市国際化推進会議規程（昭和62年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務局総合調整部主幹（調整担当）」を「総務局総合調整部主幹（調整）」に、「交通局営業本部総合企画部経営企画課長」を「交通局営業本部企画財務部経営企画課長」に改める。
- 7 名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「交通局営業本部総合企画部経営企画課長」を「交通局営業本部企画財務部経営企画課長」に改める。
- 8 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

別表2及び別表3中「交通局営業本部財務部会計課長」を「交通局営業本部企画財務部会計課長」に改める。

別表4中「交通局営業本部財務部会計課契約係長」を「交通局営業本部企画財務部会計課契約係長」に改める。
- 9 名古屋市男女平等参画推進協議会規程（昭和52年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「交通局営業本部総合企画部経営企画課長」を「交通局営業本部企画財務部経営企画課長」に改める。
- 10 名古屋市環境首都づくり推進会議規程（平成20年名古屋市達第29号）の一

別表中「営業本部総合企画部経営企画課長」を「営業本部企画財務部経営企画課長」に改める。

- 15 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所処務規程（昭和56年名古屋市達第53号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「住宅都市局市街地整備部」を「住宅都市局都市整備部」に改める。

第4条中「市街地整備部長」を「都市整備部長」に改める。

- 16 名古屋市緑都市整備事務所処務規程（昭和63年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「住宅都市局市街地整備部」を「住宅都市局都市整備部」に改める。

第4条中「市街地整備部長」を「都市整備部長」に改める。

- 17 名古屋市下之一色都市整備事務所処務規程（平成19年名古屋市達第38号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「住宅都市局市街地整備部」を「住宅都市局都市整備部」に改める。

第4条中「市街地整備部長」を「都市整備部長」に改める。

- 18 名古屋市役所防火防災管理規程（平成22年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3 7階の項中「消防局防災部情報指令課情報通信係長」を「消防局防災・危機管理部情報指令課情報通信係長」に改め、同表8階の項中「消防局防災部防災企画課防災企画係長」を「消防局防災・危機管理部危機管理課危機管理係長」に改め、同表12階の項中「総務局企画部情報化推進課情報化企画係長」を「総務局行政改革推進部情報化推進課情報化企画係長」に改める。

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第 2 条第 1 項区民福祉部民生子ども課の項中第21号を第23号とし、第18号から第20号までを 2 号ずつ繰り下げ、第17号を第18号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(19) 生活保護法による費用の返還及び徴収に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）。

第 2 条第 1 項区民福祉部民生子ども課の項中第16号を第17号とし、第11号から第15号までを 1 号ずつ繰り下げ、同課の項第10号中「名古屋市職員」の次に「並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者」を加え、同号を同課の項第11号とし、同課の項中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 保育所における保育を行うことに係る費用の額の決定及び徴収（市立の保育所に係るものを除く。）に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）。

第 2 条第 1 項区民福祉部福祉課の項第 7 号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同課の項第 8 号中「障害程度区分認定等審査会」を「障害支援区分認定等審査会」に改め、同部保険年金課の項第 3 号中「（財政局の主管に属するものを除く。）」を削り、同項保健所保健予防課の項第 2 号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

区 役 所

区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 条第 1 項区民福祉部民生子ども課民生子ども係の項中第15号を第19号とし、第14号を第17号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(18) 生活保護法による費用の返還及び徴収に関する事（財政局の主管に属するものを除く。）。

第 1 条第 1 項区民福祉部民生子ども課民生子ども係の項中第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、同係の項第10号中「名古屋市職員」の次に「並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者」を加え、同号を同係の項第13号とし、同係の項中第 9 号を第12号とし、第 8 号を第11号とし、第 7 号を第10号とし、第 6 号の次に次の 3 号を加える。

(7) 保育所における保育を行うことに係る費用の額の決定に関する事。

(8) 保育所における保育を行うことに係る費用の徴収（市立の保育所に係るものを除く。）に関する事（財政局の主管に属するものを除く。）。

(9) 保育所における保育を行うことに係る費用の督促及び滞納処分（市立の保育所に係るものを除く。）に関する事（財政局の主管に属するものを除く。）。

第 1 条第 1 項区民福祉部民生子ども課の項中「主 査（生活保護）（千種区、北区、西区、中川区、港区、守山区及び名東区に限る。）」を「主 査（生活保護）（東区、中村区、中区、瑞穂区、熱田区、南区及び緑区を除

く。）」に改め、同部福祉課福祉係の項第10号及び同課主査（障害）の項第3号中「障害程度区分認定等審査会」を「障害支援区分認定等審査会」に改め、同部保険年金課管理係の項第1号及び第3号中「（財政局の主管に属するものを除く。）」を削り、同課の項中「主査（収納指導）（北区、西区、中川区、港区及び緑区に限る。）」を「主査（収納指導）（北区、西区、中区、中川区及び港区に限る。）」に改め、同課主査（収納指導）（北区、西区、中区、中川区及び港区に限る。）の項第1号及び第2号中「（財政局の主管に属するものを除く。）」を削る。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市達第10号

区 役 所
区 役 所 支 所

名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第3条第1項中「主 査(1)（中川区役所富田支所に限る。）」を「主 査(1)（西区役所山田支所及び中川区役所富田支所に限る。）」に改め、同条第3項区民福祉課保護・子ども係の項第8号中「名古屋市職員」の次に「並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者」を加え、同係の項中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 生活保護法による費用の返還及び徴収に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）。

第3条第3項区民福祉課福祉係の項第5号及び同課主査（障害）の項第2号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第4条中「中区の」の次に「区長の」を加える。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市達第11号

子ども青少年局
社会福祉事務所

名古屋市社会福祉事務所処務規程（平成3年名古屋市達第18号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第1条第1項第9号中「名古屋市職員」の次に「並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者」を加える。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市達第12号

総 務 局
市 政 資 料 館

名古屋市市政資料館処務規程（平成元年名古屋市達第43号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

第 3 条第 1 項中「主 査(2) 」を「主 査(1) 」に改め、同条第 2 項主査（資料）の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項主査（市史）の項を削る。

附 則

この達は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

市民経済局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

第1条中「市民経済局文化観光部」を「市民経済局」に改める。

第3条第1項中「事務係」を「運営係」に、

「主査(2)を主査(2)に改め、同条第2項管理課の項
主幹(1)主幹(2)」
中「事務係」を「運営係」に改め、同課運営係の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 市民協働及び企業協賛に関すること。

第3条第2項管理課主査（本丸御殿に係る事業等）の項を次のように改める。

主査（広報・営業）

(1) 寄附の募集及び受納に関すること。

(2) 広報及び宣伝に関すること。

(3) 市民協働及び企業協賛に関すること。

(4) 観覧者の誘致に関すること。

第3条第2項中「主幹（事業調整）」を「主幹（事業調整）
(2)」に改める。

第6条中「文化観光部長」を「副局長」に改める。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

市 民 経 済 局
なごや人権啓発センター

なごや人権啓発センター処務規程を次のように定める。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第1条 なごや人権啓発センター（以下「センター」という。）は、市民経済局人権施策推進室に属し、人権尊重意識が広く行き渡った地域社会づくりの推進に関する事務をつかさどる。

2 センターに所長その他必要な職員を置く。

第2条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第3条 センターに、その事務を処理するため次の組織を置く。

事 業 係

主 査(1)

2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。

事 業 係

(1) 人権に係る情報の収集及び提供並びに相談に関すること。

(2) 人権に係る調査研究に関すること。

(3) 人権啓発に係る事業の企画及び実施に関すること。

(4) 人権に係る研修の企画及び実施に関すること。

(5) 人権啓発に係る局室区との連絡調整に関すること。

(6) その他人権啓発の推進に関すること。

主 査（研修・相談）

(1) 人権に係る相談に関すること。

(2) 人権に係る研修の企画及び実施に関すること。

3 係に係長を置く。

4 係長は、上司の命を受けて、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

第4条 所長は、毎月10日及び毎年4月末日までに、それぞれその前月分及び前年度分の事業成績を人権施策推進室長に報告しなければならない。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市達第15号

市 民 経 済 局
中央卸売市場南部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第5条第2項中「主 査(1)」を削り、同条第3項管理課主査（施設維持管理）の項を削る。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市達第16号

健康福祉局
中央看護専門学校

名古屋市立中央看護専門学校処務規程（昭和50年名古屋市達第19号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

第3条第1項及び第2項中「事務局」を「管理課」に改める。

第4条第1項中「事務局に事務局長、」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「とともに」を「。ただし、教務課長にあつては、本文に規定するもののほか」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

健康福祉局
生活衛生センター

名古屋市生活衛生センター処務規程（昭和33年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第3条中「主 幹(1)」を「主 幹(1)」に、
「感染症調査係
地域環境係」を「感染症対策係」に改める。

第4条中「主 幹（感染症・アレルギー）」を「主 幹（感染症）」に改め、同条主幹（感染症）の項第2号を削り、同条中「感染症調査係」を「感染症対策係」に改め、同条感染症対策係の項第4号を次のように改める。

(4) 浸水時の消毒等の実施に関する事。

第4条地域環境係の項を削り、同条生活環境係の項第1号中「、相談」を削り、「関すること」の次に「（感染症対策係の主管に属するものを除く。）」を加え、同係の項第2号及び第3号を削り、同係の項に次の1号を加える。

(2) ねずみ族、昆虫等の情報の収集（感染症対策係の主管に属するものを除く。）及び普及啓発に関する事。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市達第18号

子ども青少年局
児童福祉センター
西部児童相談所
あけぼの学園

名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第2条第5項中「児童相談中央」を削る。

第3条第1項中「判定援助係」を「判定援助係
主 査(1)」に改め、同条第3項中

中央児童相談所相談課判定援助係の項の次に次のように加える。

主 査（医学的指導）

(1) 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等に関すること。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 所長、中央療育センター所長及び中央児童相談所相談課主査（医学的指導）は、局内他公所における市長又は公所長の権限に属する事務のうち、局長の指定する医学的な相談、指導、検査、判定、医療の提供等の事務を補助執行するものとする。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

子ども青少年局
保 育 園
あけぼの学園
西部地域療育センター

名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第4条の2第1項を次のように改める。

保育園に保育係長（内山保育園及び東志賀保育園に限る。）及び主査（保育所等に係る企画調整）（荒輪井保育園に限る。）を置く。

第4条の2に次の1項を加える。

- 3 主査は、上司の命を受けて保育所等に係る企画及び調整の事務を分担する。

第5条に次の1項を加える。

- 6 主査は、局内他公所における市長又は公所長の権限に属する事務のうち、局長の指定する医学的な相談、指導、検査、判定、医療の提供等の事務を補助執行するものとする。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市達第20号

子ども青少年局
地域療育センター

名古屋市地域療育センター処務規程（平成5年名古屋市達第31号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第3条第1項中 「療育係」を「診療相談係」に改め、同条第2項中「療
指 導 係」を「通所支援係」

育 係」を「診療相談係」に改め、同項診療相談係の項第2号中「療育相談」
を「相談」に改め、同係の項第3号中「医学的」の次に「、心理学的及び社会
学的」を加え、同項中「指 導 係」を「通所支援係」に改め、同項通所支援
係の項第1号中「相談及び」及び「（療育係の主管に属するものを除く。）」
を削り、同係の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

住宅都市局
ささしまライブ24
総合整備事務所

名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程（平成5年名古屋市達第35号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

第1条第1項中「住宅都市局市街地整備部」を「住宅都市局都心開発部」に改める。

	「工事係		「主査(1)	
	主査(2)		工事係	
第2条第1項中	主幹(1)	を	主査(2)	に改め、同条
	主査(1) 」		主幹(1) 」	

第2項調査設計係の項の次に次のように加える。

主査（補償）

- (1) ささしまライブ24の事業に係る補償に関する事。
- (2) 太閤地区における市街地の開発及び整備に係る用地の取得及び補償に関する事。
- (3) 米野地区の開発に係る用地の取得及び補償に関する事。

第2条第2項主査（太閤・米野開発等）の項を削る。

第4条中「市街地整備部長」を「都心開発部長」に改める。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

緑政土木局
農業センター

名古屋市農業センター処務規程（昭和40年名古屋市達第5号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

第2条の2第1項中「主査（園芸普及）」を「主査(2)」に改め、同条第2項管理系の項中第9号を第12号とし、第8号を削り、第7号の次に次の4号を加える。

- (8) 農業の多様な担い手の育成に関する事。
- (9) 市民が農業に親しむ機会の増進に関する事。
- (10) 市民農園に関する事。
- (11) 東谷山フルーツパーク及び農業文化園に関する事。

第2条の2第2項中「主査（園芸普及）」を「主査（園芸普及）」に改め、同項主査（園芸普及）の項第4号を次のように改める。

- (4) 農業の多様な担い手の育成に関する事。

第2条の2第2項主査（園芸普及）の項の次に次のように加える。

主査（ふれあい農業等）

- (1) 市民が農業に親しむ機会の増進に関する事。
- (2) 市民農園に関する事。
- (3) 東谷山フルーツパーク及び農業文化園に関する事。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市達第23号

緑政土木局
東山総合公園

名古屋市東山総合公園処務規程（昭和43年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第4条第1項管理課維持係の項第3号中「くらしの森」を「東山の森（動植物園を除く。）」に改め、同課の項中「主 査（平和公園・くらしの森の整備推進）」を「主 査（東山の森）」に改め、同課主査（東山の森）の項第1号中「平和公園」を「総合公園長の指定する公園及び公園施設」に改め、同主査の項第2号中「くらしの森」を「東山の森（動植物園を除く。）」に改める。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市達第24号

市民経済局
教育委員会事務局
区役所
生涯学習センター

名古屋市生涯学習センター処務規程（平成12年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

第1条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第13号とする。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第 3 条第 2 号中「総務局危機管理監」を「総務局防災・危機管理監」に改める。

第 5 条第 3 項中「、交通局」を削り、「人事主管課長」の次に「並びに交通局安全監理担当部安全監理課長」を加える。

第 6 条第 4 号中「定数、」を削る。

第13条第 1 項第10号を削る。

第15条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（財政局長の代決権限事項）

第15条の 3 の 2 地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、財政局長は、教育委員会の権限に属する事務のうち名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）によって貸与した入学準備金の滞納整理に関する事項（所管に係るものに限る。）を補助執行するものとする。

2 教育長専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の規定に基づく教育長の専決事項は、財政局長の行う前項の規定に基づく事務の執行について準用する。

3 別表第 1 中副局長、部長及び課長の代決権限事項は、財政局の税務監、部長及び課長の第 1 項の規定に基づく事務の執行について準用する。

4 別表第 2 中財政局主管部長の項第 7 号の規定は、財政局の部長の第 1 項の規定に基づく事務の執行について準用する。この場合において、同表財政局

主管部長の項第7号中「支払猶予」とあるのは「返還猶予」と、「違約金」とあるのは「延滞利息」と、それぞれ読み替えるものとする。

第15条の4第2項中「(昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号)」を削る。

別表第2 財政局主管部長の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「市立の保育所」を「保育所(市立の保育所を除く。)」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

6	生活保護法第63条及び第78条による返還金及び徴収金に係る履行延期、徴収停止及び延滞金の減免に関すること(所管に係るものに限る。)
---	---

別表第2 財政局主管課長の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同項第14号中「市立の保育所」を「保育所(市立の保育所を除く。)」に改め、同号を同項第13号とし、同表健康福祉局主管課長の項第42号(1)中「第2項」を「第4項」に改め、同表子ども青少年局主管課長の項第4号中「子ども手当の」の次に「認定、改定、支給の制限及び支払の差止め並びに届出等の受理(小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものに限る。)並びに」を加え、同表住宅都市局主管部長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同局主管課長の項中第20号を第21号とし、第1号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同局主管課長の項に第1号として次の1号を加える。

1	都市計画法第37条第1号による承認に関すること。
---	--------------------------

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中健康福祉局主管課長の項に係る部分は、同年6月12日から施行する。

庁 中 一 般
区 役 所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

別表第2 民生子ども課長の項第7号及び同表区民福祉課長の項第2号中「関すること」の次に「（所管に係るものに限る。）」を加える。

別表第3 区民福祉部長の項第3号中「関すること」の次に「（所管に係るものに限る。）」を加え、同項第23号中「（徴収猶予及び滞納処分にあつては、所管に係るものに限る。）」を削り、同表民生子ども課長の項第7号中「関すること」の次に「（所管に係るものに限る。）」を加え、同項第19号中「第77条第2項」を「第77条」に改め、「関すること」の次に「（所管に係るものに限る。）」を加え、同項中第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

23	生活保護法による被保護者に対する援護金の支給に関すること。
----	-------------------------------

別表第3 福祉課長の項第25号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同表保険年金課長の項第6号中「（所管に係るものに限る。）」を削り、同表保健予防課長の項第3号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同表支所長の項中第5号から第10号までを削り、第11号を第5号とし、第12号を第6号とし、同項第13号中「関すること」の次に「（所管に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第14号を第8号とし、第15号から第29号までを6号ずつ繰り上げ、同表区民生活課長の項中第18号を第24号とし、第

17号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

23	保護者に対する学齢児童生徒の出席督促の決定に関する こと。
----	----------------------------------

別表第3区民生活課長の項中第16号を第21号とし、第12号から第15号までを5号ずつ繰り下げ、第11号を第13号とし、同号の次に次の3号を加える。

14	住民としての地位の変更に関する届出の受理及び通知に 関すること。
15	中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出の受理 に関すること。
16	特別永住許可申請の受理及び送付並びに許可書の交付に 関すること。

別表第3区民生活課長の項第10号の次に次の2号を加える。

11	戸籍に関する届出、申請等の受理及び発送に関すること。
12	戸籍の届出を怠った場合における催告及び通知に関する こと。

別表第3区民福祉課長の項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同項第31号中「第77条第2項」を「第77条」に改め、「関すること」の次に「(所管に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第30号とし、同項中第32号を第31号とし、第33号を第32号とし、第34号を第33号とし、同号の次に次の1号を加える。

34	生活保護法による被保護者に対する援護金の支給に関す ること。
----	-----------------------------------

別表第3区民福祉課長の項第46号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

第3条第1項の表市民経済局の項中「市民活動推進センター」の次に「、なごや人権啓発センター」を加え、同表健康福祉局の項中「寿楽荘、」及び「、希望荘」を削り、同表子ども青少年局の項中「、青少年交流プラザ」を削り、同表住宅都市局の項中「ささしまライブ24総合整備事務所、下之一色都市整備事務所」を「下之一色都市整備事務所、ささしまライブ24総合整備事務所」に改め、同表緑政土木局の項中「みどりが丘公園事務所、」を削る。

第4条第4項を削る。

別表第1特例の欄第3号の2中「寿楽荘、希望荘、」を削り、同欄第3号の4中「、みどりが丘公園事務所」を削り、同欄第14号及び第15号中「及びみどりが丘公園事務所」を削る。

別表第2健康福祉局の項中「寿楽荘、希望荘、」を削り、同表子ども青少年局青少年交流プラザ所長の項を削り、同表住宅都市局の項中「ささしまライブ24総合整備事務所及び下之一色都市整備事務所」を「下之一色都市整備事務所及びささしまライブ24総合整備事務所」に改め、同表緑政土木局みどりが丘公園事務所長の項を削る。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市達第28号

総 務 局

職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

名古屋市長 河 村 たかし

第3条第2項中「危機管理監」を「防災・危機管理監」に改める。

附 則

この達は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

財政局の主管する債権に関する規程（平成23年名古屋市達第32号）の一部を次のように改正する。

平成26年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

本則各号列記以外の部分中「債務者が弁済につき特に誠意を有する」を「第1号から第6号までにあつては、その管理状況を総合的に勘案し、財政局が主管する必要がない」に改める。

本則第1号を削り、本則第2号中「この規程の施行の日前」を「平成26年3月31日以前」に、「15万円」を「17万円」に改め、同号を本則第1号とし、本則第3号中「この規程の施行の日前」を「平成26年3月31日以前」に改め、同号を本則第2号とし、本則第4号中「この規程の施行の日前」を「平成26年3月31日以前」に、「市立の保育所」を「保育所（市立の保育所を除く。）」に、「50万円」を「14万円」に改め、同号を本則第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 平成26年3月31日以前に支払期日が到来した生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条及び第78条による費用に係る返還金及び徴収金（以下「生活保護法返還金等」という。）を同日までに支払わなかった者（現に生活保護法による保護を受けている者を除く。）のうち、当該支払わなかった生活保護法返還金等の合計額が200万円以上の者に対して有する当該生活保護法返還金等に係る債権

本則第5号中「この規程の施行の日前」を「平成26年3月31日以前」に改め、本則第6号を次のように改める。

(6) 平成26年3月31日以前に返還期日が到来した名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）によって貸与された入学準備金（以下「入学準備金」という。）を同日までに返還しなかった者のうち、当該返還しなかった入学準備金の合計額が10万円以上の者に対して有する当該入学準備金に係る債権

本則第7号を削り、本則第8号を本則第7号とする。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第3号

農業委員会委員の解任請求に必要な数について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条の規定による名古屋市農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成26年4月1日

名古屋市選挙管理委員会委員長 齋藤 實

選挙区名	2分の1の数
第1区	957人
第2区	829人
第3区	826人
第4区	939人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第7号

名古屋市指定文化財の指定等について

名古屋市文化財保護条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第2条第1項の規定により、次記1の文化財を名古屋市指定無形民俗文化財に指定する。また、同項の規定により名古屋市指定文化財に指定された次記2の表左欄に掲げる文化財を、同表右欄に掲げる名古屋市指定文化財として指定変更する。

平成26年3月31日

名古屋市教育委員会委員長 野田 敦 敬

1 名古屋市指定無形民俗文化財に指定するもの

種別	名 称	員数	所在場所	保持団体
無形 民俗	大森天王祭の山車行事	1件	名古屋市守山区大森 2丁目1721	大森天王祭山 車奉賛会
	鳴海祭（裏方）の山車 行事と丹下・北浦・花 井・城之下の山車	1件	名古屋市緑区鳴海町 字乙子山85	成海神社山車 保存会

2 名古屋市指定文化財の種別・名称を変更するもの

左 欄		右 欄	
種別	名 称	種別	名 称
有形 民俗	神皇車山車	無形 民俗	筒井町天王祭の山車行事と神皇車
	湯取車山車		筒井町天王祭の山車行事と湯取車
	鹿子神車山車		出来町天王祭の山車行事と鹿子神車
	河水車山車		出来町天王祭の山車行事と河水車
	二福神車山車		比良祭りの山車行事と二福神車

	湯取神子車		比良祭りの山車行事と湯取神子車
	二福神車山車		花車神明社祭の山車行事と二福神車
	紅葉狩車山車		花車神明社祭の山車行事と紅葉狩車
	唐子車山車		花車神明社祭の山車行事と唐子車
	福祿寿車山車		若宮祭りの山車行事と福祿寿車
	牛頭天王車山車		牛立天王祭の山車行事と牛頭天王車
	八幡社山車		戸田祭りの山車行事と八幡社山車
	越後獅子からくり人形		戸田祭りの山車行事と天神社山車
	文字書きからくり人形		戸田祭りの山車行事と鈴宮社山車
	白山社山車		戸田祭りの山車行事と白山社山車
	神明社山車		戸田祭りの山車行事と神明社山車
	唐子車山車		鳴海表方祭の山車行事と唐子車
	布袋車山車		有松祭りの山車行事と布袋車
	唐子車山車		有松祭りの山車行事と唐子車
	神功皇后車山車		有松祭りの山車行事と神功皇后車
有形 民俗	高砂車山車	有形 民俗	戸部の車楽「高砂車」
無形 民俗	古出来町「お祭囃子」	無形 民俗	出来町天王祭の山車行事
史跡	白鳥第1号墳	史跡	東谷山白鳥古墳

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名教委教訓令第1号

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市教育委員会教育長 下 田 一 幸

第3条第1号中「規定する部」の次に「及び担当部」を加え、「長及び」を「長並びに」に改め、同条第2号中「生涯学習推進センター、女性会館」を「見晴台考古資料館」に改める。

別表第2 スポーツ振興課長の項第1号中「瑞穂運動場、プール、名城庭球場、黒川スポーツトレーニングセンター及び野外スポーツ・レクリエーションセンター」を「プール（名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第3条に掲げるものに限る。）」に改め、同表生涯学習推進センター副館長の項及び女性会館副館長の項を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局係設置並びに分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市教育委員会教育長 下田 一 幸

第1条総務部施設計画室の項を削り、同部の項の次に次のように加える。

子ども応援委員会制度担当部

子ども応援室

子ども応援係

学校計画室

計画係

第1条生涯学習部生涯学習課の項中「企画係」「管理係」を「社会教育係」に改め「社会教育係」「生涯学習係」にする。

第2条総務部総務課主査（持続発展教育に関するユネスコ世界会議に係る連絡調整）の項を次のように改める。

主査（持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議に係る連絡調整）(2)

(1) 持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議に係る連絡調整に関する事。

第2条総務部企画経理課企画統計係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同係の項の次に次のように加える。

主査（教育資産の有効活用）

(1) 教育資産の有効活用に関する事。

第2条総務部施設計画室の項を削り、同部の項の次に次のように加える。

子ども応援委員会制度担当部

子ども応援室

子ども応援係

(1) 子ども応援委員会制度の実施に関する事。

(2) 子ども応援委員会制度に係る企画及び調整に関する事。

(3) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部の主管に属するものを除く。）に関する事。

(4) 他の室の主管に属しない事。

学校計画室

計画係

(1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関する事（他の部室の主管に属することを除く。）。

(2) 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関する事。

(3) 学校の設置及び廃止の事務手続に関する事。

(4) 小学校及び中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事。

(5) 施設整備の総合的实施に関する事。

(6) 用地（借地を除く。）の取得に係る総合調整に関する事。

(7) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関する事。

主 査（学校規模の適正化）

(1) 小学校、中学校及び特別支援学校の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関する事。

(2) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関する事。

主 査（幼児教育施設等）

(1) 幼稚園、認定こども園その他学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止の計画及び調整に関する事。

第2条学校教育部指導室主査（学校施設に係る企画調整）の項を削り、同部教職員課主査（学校運営システム改革）の項第5号を削り、同主査の項第6号

中「調査研究」の次に「（権限移譲に係るものを除く。）」を加え、同号を同主査の項第 5 号とし、同主査の項第 7 号を同主査の項第 6 号とし、同課の項に次のように加える。

主 査（権限移譲）(2)

- (1) 教職員定数・配置に関する権限移譲に係る教育施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 教職員に関する制度の調査研究（権限移譲に係るものに限る。）に関すること。

第 2 条学校教育部学校保健課保健体育係の項第 2 号中「及び健康管理」を「並びに健康管理及び健康教育」に改め、同係の項の次に次のように加える。

主 査（健康教育の推進）

- (1) 健康教育の推進に関する諸施策の企画及び連絡調整に関すること。

第 2 条学校教育部学校保健課小学校給食係の項の次に次のように加える。

主 査（小学校給食調理業務の効率化）

- (1) 学校給食（中学校（鳴海中学校を除く。）における給食を除く。以下同じ。）の調理業務の効率化に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 学校給食の衛生管理に関すること。
- (3) 学校給食に係る設備の整備に関すること。

第 2 条生涯学習部生涯学習課の項中「企画係」を「管理係」に改め、同課管理係の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を削り、同係の項第 4 号中「生涯学習センター」の次に「及び女性会館」を加え、同号を同係の項第 2 号とし、同係の項中第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 生涯学習に関する事業の連絡調整に関すること。
- (6) 図書館に関すること（他の係の主管に属することを除く。）。

第 2 条生涯学習部生涯学習課主査（生涯学習施設の管理等合理化）の項を削り、同課社会教育係の項中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同係の項第 1 号中「企画及び調査並びに研究」を「調査研究」に改め、同号を同係の項第 2 号とし、同係の項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 生涯学習の推進に関する諸施策の企画及び調整に関すること。

第2条生涯学習部生涯学習課社会教育係の項第6号中「生涯学習センター」の次に「及び女性会館」を加え、同課の項に次のように加える。

生涯学習係

(1) 生涯学習に関する専門的な調査研究及び先導的な学習の方法の開発に関すること。

(2) 生涯学習の施策の推進に必要な情報の収集及び提供に関すること。

(3) 生涯学習に関する各種の団体及び機関との連携協力に関すること。

(4) 生涯学習センター（中村生涯学習センター、熱田生涯学習センター及び名東生涯学習センターに限る。）及び女性会館の事業に関すること。

(5) 女性教育の事業に関すること。

(6) 生涯学習センター及び女性会館の管理等に関する合理化に関すること。

第2条生涯学習部スポーツ振興課施設係の項第1号中「野外スポーツ・レクリエーションセンター」を「志段味スポーツランド」に改め、同課主査（事業調整）の項を削り、同課主査（スポーツ施設の管理等合理化）の項に次の1号を加える。

(2) 体育館その他のスポーツ施設の調査並びに整備の計画及び実施に関すること。

第2条生涯学習部文化財保護室文化財係の項の次に次のように加える。

主 査（埋蔵文化財）

(1) 埋蔵文化財の保護に関すること。

(2) 見晴台考古資料館に関すること。

第2条生涯学習部文化財保護室の項中「主 査（歴史の里）」を「主 査（歴史の里）(2)」に改め、同室主査（歴史の里）(2)の項に次の1号を加える。

(2) 文化財の活用に関すること。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3月31日

名古屋市農業委員会会長 寺島 正

名古屋市農業委員会規程第 1号

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会事務局規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 4号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中

「主査（農業経済）
農地係」を「主査（人・農地プラン等）」に改める。

第 3 条農政課の項第 2 号中「又は県への進達」を削る。

第 4 条農政課農政係の項第 1 号中「委員会の総会」の次に「、農地部会」を加え、同項中第 8 号を第14号とし、第 7 号を第13号とし、第 5 号及び第 6 号を 6 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の6号を加える。

- (5) 委員会の権限に属する事項のうち委員会の許可に係るもの及び委員会の証明等のうち委員会の審議を要するものの事務に関すること（受付及び交付を除く。）。
- (6) 国有農地の管理の統括に関すること。
- (7) 遊休農地に関する措置の統括に関すること。
- (8) 農地の賃借料情報の提供等の統括に関すること。
- (9) 農地基本台帳の調製の統括に関すること。

(10) 農業委員選挙人名簿の調製に係る事務の統括に関すること。

第4条中農政課主査（農業経済）の項及び農政課農地係の項を削り、同条農政課農政係の項の次に次のように加える。

主査（人・農地プラン等）

- (1) 人・農地プランに関すること。
- (2) 農地バンクに関すること。
- (3) その他農地集積に関すること。

別表第1中

「

農政係 主査（農業経済） 農地係

」を「

農政係 主査（人・農地プラン等）

」に改める。

別表第3中

農政課長	緑政土木局農政課長の職にある者
農政課農政係長	緑政土木局農政課農政係長の職にある者
農政課農地係長	緑政土木局農政課農地係長の職にある者
農政課農政係の係長を除く職員	緑政土木局農政課農政係の係長を除く職員
農政課農地係の係長を除く職員	緑政土木局農政課農地係の係長を除く職員
農政課を勤務場所とする主幹	緑政土木局に農業委員会に関連する事項を分担する主幹が置かれる場合における当該主幹の職にある者
農政課を勤務場所とする主査	緑政土木局農政課に農業委員会に関連する事項を分担する主査が置かれる場合における当該主査の職にある者

を

「

農政課長	緑政土木局都市農業課長の職にある者
農政課農政係長	緑政土木局都市農業課農政係長の職にある者
農政課主査（人・農地プラン等）	緑政土木局都市農業課主査（人・農地プラン等）の職にある者
農政課農政係の係長を除く職員	緑政土木局都市農業課農政係の係長を除く職員

」

に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第4号

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所の名称、位置及び所管区域について（平成12年名古屋市上下水道局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

表名古屋市上下水道局北営業所の項所管区域の欄中「北区」を「北区 西区 北名古屋市」に改め、同表名古屋市上下水道局西営業所の項を削り、同表名古屋市上下水道局瑞穂営業所の項所管区域の欄中「瑞穂区」を「瑞穂区 天白区」に改め、同表名古屋市上下水道局港営業所の項所管区域の欄中「港区」を「港区 南区」に改め、同表名古屋市上下水道局南営業所の項及び名古屋市上下水道局天白営業所の項を削る。

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第1条第1項中「、課」の次に「、室」を加え、「技術システム課」を「技術システム課 術システム課」に改め、同条第2項中「課」の次に「（室を含む。以下同じ。）」を加える。

第2条第1項中「課長」を「課長（室にあつては、室長。以下同じ。）」に改める。

第14条水道財務係の項第5号及び同条下水道財務係の項第3号中「及び一時借入金」を削り、同条会計係の項第4号中「に係る収入及び支出に関する書類の審査」を「の債権管理の総括」に改め、同項第5号から第7号までを削り、同条会計システム係の項を削り、同条に次の1項を加える。

資金係

- (1) 上下水道事業会計に係る金銭の出納に関すること。
- (2) 上下水道事業会計に係る資金運用及び一時借入金に関すること。
- (3) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (4) 上下水道事業会計に係る有価証券の取得、処分及び保管に関すること。
- (5) 財務会計システムの運用及び管理に関すること。

第20条第2項工事係の部分中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 給水装置及び排水設備の維持管理に関すること。

第21条事務係の項第5号中「、報告及び精算」を「及び報告」に改め、同項

第6号中「及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）」を削り、同項第7号中「所属資産及び技術本部計画部水道計画課所属資産」を「部内の所属資産」に改める。

第22条計画系の項第1号中「水道事業等」を「水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）」に改める。

第23条基準第一系の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同条技術開発系の項を削る。

第24条技術システム管理系の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

（技術本部計画部技術開発室）

第24条の2 技術本部計画部技術開発室の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

技術開発係

- (1) 局事業に係る高度技術の調査、研究、開発及び改善等に関すること。
- (2) 局事業の浄水場及び水処理センター等に係る環境活動の推進に関すること。
- (3) 局事業の浄水処理及び下水処理に係る高度技術の調査、研究、開発及び改善等に関すること。
- (4) 局事業の浄水処理及び下水処理に伴い発生する資源・エネルギー等の有効利用に係る高度技術の調査、研究、開発及び改善等に関すること。
- (5) 局事業に係る新事業（技術開発に係るものに限る。）の推進及び普及啓発に関すること。
- (6) 局事業に係る技術的な支援に関すること。

第32条第3項中「東部管路センター」の次に「及び西部管路センター」を加える。

別表第1北営業所の項中「北区」を「北区 西区 北名古屋市」に改め、同表西営業所の項を削り、同表瑞穂営業所の項中「昭和区 瑞穂区」を「昭和区 瑞穂区 天白区」に改め、同表港営業所の項中「港区」を「港区 南区」に改め、同表南営業所の項及び天白営業所の項を削る。

別表第2中

「

配水維持係、配水工事係、下水工事係	熱田区 中川区 港区 南区
下水維持第一係	熱田区 中川区 港区
下水維持第二係	南区

」

を

「

配水維持係、配水工事係、下水維持係、下水工事係	熱田区 中川区 港区 南区
-------------------------	------------------

」

に改める。

別表第5 南部宝神水処理事務所の部処理係の項中「南郊雨水滞水池」を「南郊雨水滞水池 空見スラッジリサイクルセンター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局分課規程別表第5の規定は、平成25年10月1日から適用する。

(名古屋市上下水道局工事主任設置規程の一部改正)

- 2 名古屋市上下水道局工事主任設置規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第2条の規定にかかわらず、当分の間、経営本部営業部瑞穂営業所には主任を2名置くものとする。

(名古屋市上下水道局工務長設置規程の一部改正)

- 3 名古屋市上下水道局工務長設置規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「、下水維持第二係及び下水工事係」を「及び下水維持第二係」に改め、「東部管路センター」の次に「及び技術本部管路西部管路センター」を加え、「、下水維持係及び下水工事係」を「及び下水維持係」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同条第2項中「という。）」の次に「及び技術本部施設部施設整備課整備計画係」を、「ただし」の次に「、技術研修係においては」を加え、同条第3項の表中「

技術本部施設部東 部柴田水処理事務 所処理第一係	柴田水処理センター	柴田水処理センター（汚泥処理に係る施設を除く。） 鳴尾ポンプ所 大江ポンプ所 汐田ポンプ所 大高ポンプ所
	柴田水処理センター （汚泥処理施設）	柴田水処理センター内の 汚泥処理に係る施設

を
「

技術本部施設部東 部柴田水処理事務 所処理第一係	柴田水処理センター	柴田水処理センター（汚泥処理に係る施設を除く。） 鳴尾ポンプ所 大江ポンプ所 汐田ポンプ所 大高ポンプ所
--------------------------------	-----------	---

に、
「

技術本部施設部南 部宝神水処理事務 所処理係	宝神水処理センター	宝神水処理センター（汚泥処理に係る施設を除く。）
	宝神水処理センター （汚泥処理施設）	宝神水処理センター内の 汚泥処理に係る施設

を

「

技術本部施設部南 部宝神水処理事務 所処理係	宝神水処理センター	宝神水処理センター（汚 泥処理に係る施設を除 く。）
------------------------------	-----------	----------------------------------

」

に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（委任）

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則第2項中「千種営業所工事係」の次に「、経営本部営業部北営業所工事係、経営本部営業部瑞穂営業所工事係」を加える。

（名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程の一部改正）

4 名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「課又は課」を「課（室を含む。以下同じ。）又は課」に、「課又は係」を「課（室にあつては、室）又は係」に改め、同条第7項中「及び課」の次に「（室にあつては、室）」を加える。

別表事務職員の部計量主事の項を削る。

（名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正）

5 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「課」の次に「（室を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「促進増進」を「保持増進」に改める。

第18条第4号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）経営本部営業部営業所に属する副所長（営業部に限る。）

第20条第4号中「第2号及び第3号」を「前2号」に改める。

別表中「第2条第1項第8号」を「第2条第8号」に、「第2条第1項第9号」を「第2条第9号」に改める。

(名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正)

- 6 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「西営業所」を「西サービスステーション」に、「南営業所」を「南サービスステーション」に、「天白営業所」を「天白サービスステーション」に改める。

(名古屋市上下水道局会計規程の一部改正)

- 7 名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「会計係長」を「資金係長」に改める。

第4条第1項中「課及び」を「課（室を含む。以下同じ。）及び」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第9号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程等の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

(名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局次長以下代決規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「主幹を含む」を「室長を含む。以下同じ」に改める。

第3条第1項中「課公所長」を「課(室を含む。以下同じ。)及び公所の長(以下「課公所長」という。)」に改める。

別表第1人事・服務関係の表第1号中「所属員」の次に「(課及び公所に所属する者であって、課公所長を除く。以下同じ。)」を加え、同表第1号の2本部長の欄中「部長(」の次に「参事を含む。」を加える。

別表第4財務関係の表第33号中「経理課長」を「経理部長」に改める。

(名古屋市上下水道局事務委任規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局事務委任規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「課」の次に「(室を含む。以下同じ。)」を加える。

(名古屋市上下水道局公印規程の一部改正)

第3条 名古屋市上下水道局公印規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「2以上の課」の次に「(室を含む。以下同じ。)」を加える。

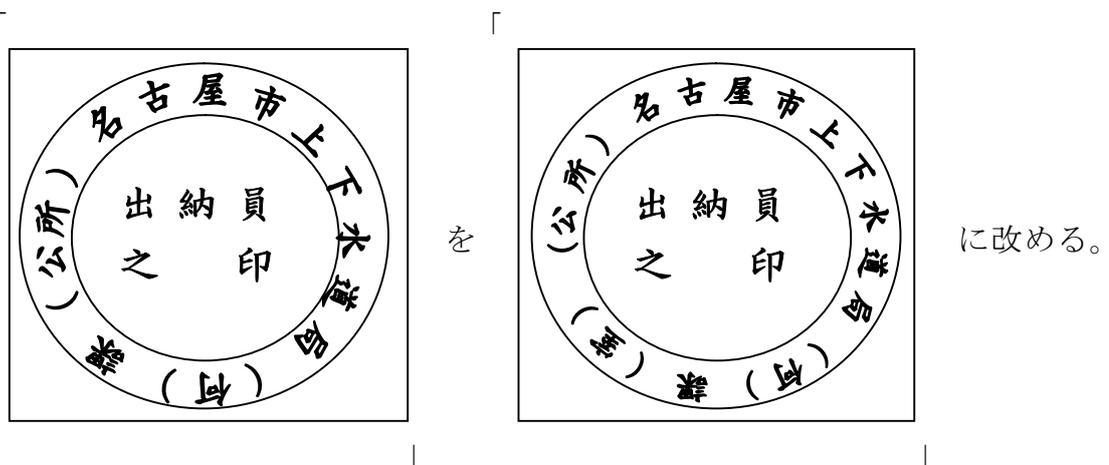
別表中「課(公所)長印」を「課(室)(公所)長印」に、

やまと 古字	方21	名 古 屋 市 上 下 水 道 局 (何) 本 部 (何) 部 (何) 課 (公所) 長	一般公 文書用	課 (公所) 長 (総務部 に属する課 又は公所の 長を除く。)
-----------	-----	--	------------	--

を

やまと 古字	方21	名 古 屋 市 上 下 水 道 局 (何) 本 部 (何) 部 (何) 課 (室) (公所) 長	一般公 文書用	課 (室) (公 所) 長 (総 務部に属す る課又は公 所の長を除 く。)
-----------	-----	--	------------	---

に改め、同表出納員印の項中



(名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正)

第4条 名古屋市情報あんしん条例施行規程 (平成16年名古屋市上下水道局管

理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「課」の次に「(室を含む。以下同じ。)」を加える。

(名古屋市上下水道局職員き章規程の一部改正)

第5条 名古屋市上下水道局職員き章規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「課」の次に「(室を含む。)」を加える。

(名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第6条 名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び課」の次に「又は室」を加える。

第5条第2項中「課」の次に「(室を含む。)」を加える。

(名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正)

第7条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、課」の次に「(室を含む。以下同じ。)」を加える。

(名古屋市上下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第8条 名古屋市上下水道局職員の職務発明等に関する規程(平成17年名古屋市上下水道局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「所属する課」の次に「(室を含む。)」を加える。

(名古屋市上下水道局職員研修規程の一部改正)

第9条 名古屋市上下水道局職員研修規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「課又は」を「課(室を含む。以下同じ。)又は」に改める。

(名古屋市上下水道局職員表彰規程の一部改正)

第10条 名古屋市上下水道局職員表彰規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「課」の次に「(室を含む。)」を加える。

(名古屋市上下水道局契約規程の一部改正)

第11条 名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「契約金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額」を「契約金額につき、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額」に改める。

第50条の2第1項中「年3.0パーセントの割合」を「契約締結日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率」に改める。

第51条第1項中「課」の次に「（室を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第11条の規定による改正後の名古屋市上下水道局契約規程の規定は、施行日以後に締結される契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第4条第1項中「課」の次に「（室を含む。以下同じ。）」を加える。

別表中

「

経営本部営業部北営業所	経営本部営業部北営業所	営業係長 工事係長
経営本部営業部西営業所	経営本部営業部西営業所	営業係長 工事係長

」

を

「

経営本部営業部北営業所（本部）	経営本部営業部北営業所（本部）	営業係長 工事係長
経営本部営業部北営業所（西サービスステーション）	経営本部営業部北営業所（西サービスステーション）	主査（西サービスステーション担当）

」

に、

「

経営本部営業部中川営業所（本部）	経営本部営業部中川営業所（本部）	工事係長
	営業係（熱田サービス	主査（熱田サービスス

	ステーション)	テーション担当)
経営本部営業部港営業所	経営本部営業部港営業所	営業係長 工事係長
経営本部営業部南営業所	経営本部営業部南営業所	営業係長 工事係長

を

「

経営本部営業部瑞穂営業所 (天白サービスステーション)	経営本部営業部瑞穂営業所 (天白サービスステーション)	主査 (天白サービスステーション担当)
経営本部営業部中川営業所 (本部)	経営本部営業部中川営業所 (本部)	工事係長
	営業係 (熱田サービスステーション)	主査 (熱田サービスステーション担当)
経営本部営業部港営業所 (本部)	経営本部営業部港営業所 (本部)	営業係長 工事係長
	営業係 (南サービスステーション)	主査 (南サービスステーション担当)

に、

「

経営本部営業部天白営業所	経営本部営業部天白営業所	営業係長 工事係長
技術本部計画部技術管理課 (本部)	技術本部計画部技術管理課 (本部)	基準第一係長 基準第二係長
	技術開発係	技術開発係長
技術本部計画部技術システム課	技術本部計画部技術システム課	技術システム管理係長 図面情報第一係長 図面情報第二係長

		長
--	--	---

を

技術本部計画部技術管理課	技術本部計画部技術管理課	基準第一係長 基準第二係長
技術本部計画部技術システム課	技術本部計画部技術システム課	技術システム管理係長 図面情報第一係長 図面情報第二係長
技術本部計画部技術開発室	技術本部計画部技術開発室	技術開発係長

に、

技術本部管路部西部管路センター（本部）	技術本部管路部西部管路センター（本部）	配水維持係長 配水工事係長
技術本部管路部西部管路センター（当知出張所）	技術本部管路部西部管路センター（当知出張所）	下水維持第一係長
技術本部管路部西部管路センター（氷室出張所）	技術本部管路部西部管路センター（氷室出張所）	下水維持第二係長
技術本部管路部西部管路センター（打出事務所）		

を

技術本部管路部西部管	技術本部管路部西部管	配水維持係長 配水
------------	------------	-----------

路センター	路センター	工事係長 下水維持 係長 下水工事係長
-------	-------	------------------------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月31日

名古屋市上下水道局長 小 林 寛 司

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

<p>自動車の使用の本拠</p>	<p>総務部総務課 総務部調査課事務管理係（東サービスステーション） 総務部職員研修所（船附研修会館） 総務部職員研修所（技術教育センター） 総務部職員研修所（山崎実習所） 経営本部経理部資産活用課 経営本部営業部料金課 経営本部営業部給排水設備課（本庁） 経営本部営業部給排水設備課給排水係（熱田サービスステーション） 経営本部営業部給排水設備課量水器係 経営本部営業部千種営業所 経営本部営業部千種営業所（名東サービスステーション） 経営本部営業部北営業所 経営本部営業部北営業所（西サービスステーション） 経営本部営業部中村営業所 経営本部営業部中営業所 経営本部営業部中営業所（東サービスステーション） 経営本部営業部瑞穂営業所 経営本部営業部瑞穂営業所（昭和サービスステーション） 経営本部営業部瑞穂営業所（天白サービスステーション） 経営本部営業部中川営業所 経営本部営業部中川営業所（熱田サービスステーション） 経営本部営業部港営業所 経営本部営業部港営業所（南サービスステーション） 経営本部営業部守山営業所 経営本部営業部緑営業所 技術本部計画部技術管理課 技術本部計画部技術システム課 技術本部計画部技術開発室 技術本部建設部建設工事事務所（工事第三係を除く。） 技術本部建設部建設工事事務所工事第三係 技術本部管路部配水課管理係（機材ものづくりセンター） 技術本部管路部設計第二課 技術本部管路部東部管路センター 技術本部管路部北部管路センター（本部） 技術本部管路部北部管路センター（船附出張所） 技術本部管路部北部管路センター（稲西出張所） 技術本部管路部北部管路センター（平田事務所） 技術本部管路部西部管路センター 技術本部管路部南部管路センター（本部） 技術本部管路部南部管路センター（植田出張所） 技術本部管路部南部管路センター（福江出張所）</p>
------------------	--

技術本部施設部施設管理課 技術本部施設部水質管理課（水質管理第一係を除く。） 技術本部施設部水質管理課水質管理第一係 技術本部施設部施設整備課（堀留水処理センターを除く。） 技術本部施設部施設整備課整備計画係（堀留水処理センター） 技術本部施設部春日井浄水場 技術本部施設部鍋屋上野浄水場 技術本部施設部大治浄水場 技術本部施設部北部名城水処理事務所（名城水処理センター） 技術本部施設部北部名城水処理事務所（守山水処理センター）

技術本部施設部中部山崎水処理事務所（山崎水処理センター） 技術本部施設部中部山崎水処理事務所（千年水処理センター） 技術本部施設部中部山崎水処理事務所（伝馬町水処理センター） 技術本部施設部東部柴田水処理事務所（柴田水処理センター） 技術本部施設部東部柴田水処理事務所（鳴海水処理センター） 技術本部施設部東部柴田水処理事務所（植田水処理センター） 技術本部施設部西部打出水処理事務所（打出水処理センター） 技術本部施設部西部打出水処理事務所（岩塚水処理センター） 技術本部施設部南部宝神水処理事務所

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市上下水道局被服貸与規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月31日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

（名古屋市上下水道局被服貸与規程の一部改正）

第1条 名古屋市上下水道局被服貸与規程（以下「被服貸与規程」という。）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「課及び公所」を「課（室を含む。以下同じ。）及び公所」に改める。

別表第1中

「

防寒着	1	6	9	12月1日から 翌年の3月31 日まで	経営本部営業 部営業所（以 下「営業所」 という。）に 勤務する者（ 所長及び業務 士の職にある 者を除く。） に限る。
-----	---	---	---	---------------------------	--

」

を

「

防寒着	1	6	9	12月1日から 翌年の3月31	経営本部営業 部営業所（以
-----	---	---	---	--------------------	------------------

				日まで	下「営業所」という。)に勤務する者(所長、副所長及び業務士の職にある者を除く。)に限る。
--	--	--	--	-----	--

に、

「

防寒着	1	6	9	12月1日から翌年の3月31日まで	営業所に勤務する者(所長及び業務士の職にある者を除く。)に限る。
-----	---	---	---	-------------------	----------------------------------

を

「

防寒着	1	6	9	12月1日から翌年の3月31日まで	営業所に勤務する者(所長、副所長及び業務士の職にある者を除く。)に限る。
-----	---	---	---	-------------------	--------------------------------------

に、

「

ズボン(2	3	3	6月1日から	括弧書きは、
------	---	---	---	--------	--------

夏)	(2)	(4)		9月30日まで	技術本部計画部の課（技術管理課を除く。以下同じ。）に勤務する者に適用する。
----	---------	---------	--	---------	---------------------------------------

」

を

「

ズボン（ 夏）	2 (2)	3 (4)	3	6月1日から 9月30日まで	括弧書きは、技術本部計画部の課（技術管理課及び技術開発室を除く。以下同じ。）に勤務する者に適用する。
------------	--------------	--------------	---	-------------------	--

」

に改める。

別表第2中

「

防寒着	合成繊維 地	青色		事務関係職員（営業所に勤務する者（所長及び業務士の職にある者を除く。）に限る。）用
-----	-----------	----	--	---

」

を

「

防寒着	合成繊維	青色		事務関係職員（営業
-----	------	----	--	-----------

	地			所に勤務する者（所長、副所長及び業務士の職にある者を除く。）に限る。）用
--	---	--	--	--------------------------------------

に改める。

第2条 被服貸与規程の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

布靴	1	1	3		料金課に勤務する者に限る。
ベルト	1	3	3		技術本部施設部水質管理課（以下「水質管理課」という。）（工場排水指導係に限る。）に勤務する者及び水質管理課の主査（工場排水指導担当）に限る。

を

「

布靴	1	1	3		料金課に勤務する者に限る。
ベルト	1	3	3		

に改める。

別表第2中

「

	白色	ひも付短靴	事務関係職員（料金課に勤務する者（下水道の利用促進に関する業務に従事する者に限る。）及び水処理事務所に勤務する者に限る。）、現場監督及びその補助者、水質試験従事者、本庁勤務者（料金課に勤務する者に限る。）、貨物自動車運転者並びに現場作業従事者用
--	----	-------	--

」

を

「

	白色	ひも付短靴	事務関係職員（料金課に勤務する者（下水道の利用促進に関する業務に従事する者に限る。）及び水処理事務所に勤務する者に限る。）、現場監督及びその補助者、水質試験従事者、本庁勤務者（料金課に勤務する者に限る。）、貨物自動車運転者並びに現場作業従事者用
--	----	-------	--

」

に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、発布の日から施行し、同条の規定による改正後の被服貸与規程の規定は、平成26年3月以降に貸与される被服について適用する。

名古屋市上下水道局管理規程第13号

職員分限条例の施行に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第2条を次のように改める。

（職員傷病審議会）

第2条 条例第3条第2項の規定に基づき、名古屋市上下水道局に職員傷病審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、上下水道局長（以下「局長」という。）が医師のうちから委嘱した委員をもって構成する。
- 3 前項に定める委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 第2項の場合のほか、局長が特に必要と認めるときは、その都度臨時に委嘱した委員を置くことができる。
- 6 審議会に委員の互選による委員長を置き、委員長は審議会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。
- 8 審議会の会議は、委員長が招集する。
- 9 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。ただし、委員は、自己が作成した診断書に係る諮問案件については、議決に加わることができない。
- 10 審議会の事務は、総務部安全衛生課において行う。
- 11 総務部安全衛生課長（以下「安全衛生課長」という。）は、審議会の会議に出席し、会議の運営に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、安全衛生課長が定める。

第3条から第5条までを次のように改める。

第3条から第5条まで 削除

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第14号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第2条第1項中「登庁時限までに出勤し、」を「勤務場所に出勤した場合には、直ちに」に改める。

第5条第3項中「課」の次に「（室を含む。以下同じ。）」を加える。

第12条第1項中「、休日勤務手当又は管理職員特別勤務手当」を「又は休日勤務手当」に改め、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 職員が第1項第2号の規定による代日休暇を利用するにあたっては、半日勤務時間ごとに分割することができる。この場合において、当該分割後の休暇を併せて1日の正規の勤務時間となるようにしなければならない。

第21条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由により、当日中に整理することができないときは、遅滞なく整理するものとする。

附則に次の2項を加える。

6 第2条の規定にかかわらず、交替制勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成22年名古屋市上下水道局達第1号）第1条に規定する職員は、勤務場所に出勤した場合には、直ちに所定の場所において備付けの紙の出勤簿（名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部を改正する規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第21号）による改正前の名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程第1号様式）に自ら印を押さなければならない。

7 前項に規定する出勤簿の管理及び整理については、第20条及び第21条の規

定を準用する。この場合において、第21条中「次の各号」とあるのは、「附則第7項各号」と読み替えるものとする。

- (1) 出張（旅行）したとき。 ㊸
- (2) 職務に専念する義務の免除の承認を得ないで登庁時限に遅れて出勤したとき。 遅
- (3) 職務に専念する義務の免除の承認を得ないで勤務時間中に早退したとき。 早
- (4) 週休日 ㊹
- (5) 休日 ㊺
- (6) 週休日の振替えを行った勤務日 振休
- (7) 半日勤務時間の割振り変更を行った勤務日 振半
- (8) 代日休暇（1日） 代
- (9) 代日休暇（半日） 代半
- (10) 年次休暇（1日） 暇
- (11) 年次休暇（半日） 半
- (12) 年次休暇（時間） h（hの前に時間数を入れるものとする。）
- (13) 特別休暇 特
- (14) 介護休暇（1日） 介
- (15) 介護休暇（半日） 介半
- (16) 臨時休暇（1日） 臨
- (17) 臨時休暇（半日） 臨半
- (18) 臨時休暇（時間） 臨 h（hの前に時間数を入れるものとする。）
- (19) 無給休暇（1日） 無
- (20) 無給休暇（半日） 半
- (21) 無給休暇（時間） h（hの前に時間数を入れるものとする。）
- (22) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の規定に基づく許可を受けて労働組合の役員として専ら従事したとき。 専
- (23) 職務に専念する義務の免除の承認を得たとき（次号から第26号までに該当する場合を除く。）。 ㊻
- (24) 公務による傷病のため職務に専念する義務の免除の承認を得て、1日

- 全く勤務しなかったとき。 (公免)
- (25) 公務による傷病のため職務に専念する義務の免除の承認を得て、1日の勤務時間の一部について勤務しなかったとき。 (公 h) (hの前に時間数を入れるものとする。)
- (26) 通勤による傷病のため職務に専念する義務の免除の承認を得て、1日全く勤務しなかったとき。 (通免)
- (27) 育休法に基づき、子を養育するため休業するとき。 (育)
- (28) 名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程に基づく部分休業の承認を得て、子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しな
いとき。 (選)、(早)
- (29) 地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき、他の地方公共団体に派遣されたとき。 (自派)
- (30) 派遣条例に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣されたとき。
(外派)
- (31) 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されたとき。
(公派)
- (32) 職務に専念する義務の免除の承認を得ないで1日全く勤務しなかったとき。 欠
- (33) 休職を命ぜられたとき。 休職
- (34) 停職を命ぜられたとき。 停職

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
(名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 2 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部を改正する規程(平成16年名古屋市上下水道局管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「改正後規程の規定」を「この規程による改正後の名古屋市上下水道

局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

名古屋市上下水道局管理規程第15号

名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第2条第1項第4号を次のように改める。

(4) 削除

第2条第1項第6号を次のように改める。

(6) 削除

第3条第1号中「第3号」を「第2号から第4号まで及び第6号」に改める。

第4条第2項及び第3項中「、第4号」を削る。

第15条第1項第3号中「第3条第1項第4号の2」の次に「及び第7号から第9号まで」を加え、同条第3項ただし書を削り、同条第4項を次のように改める。

4 前3項に規定するもののほか、賃金の減額の方法については、職員の例による。

別表第1第2条第1項第2号の職務の項を次のように改める。

第2条第1項第2号の職務	削除
--------------	----

別表第1第2条第1項第4号の職務の項を次のように改める。

第2条第1項第4号の職務	削除
--------------	----

別表第1第2条第1項第6号の職務の項を次のように改める。

第2条第1項第6号の職務	削除
--------------	----

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第16号

名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第2条第4項中「課」の次に「（室を含む。）」を加える。

第9条第1項中「790円」を「800円」に改め、同条第2項中「820円」を「830円」に改める。

第16条の2中「短期介護休暇」の次に「、母性健康管理休暇」を加える。

第17条の9の次に次の1条を加える。

（母性健康管理休暇）

第17条の9の2 母性健康管理休暇は、次の各号に掲げる場合に与えるものとし、当該休暇の時間は、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条又は第13条に規定する保健指導又は健康診査の受診 妊娠6月（1月は28日として計算する。以下この号において同じ。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）各々1回につき必要と認められる時間

(2) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等の指導を受けた場合の通勤 正規の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて1時間以内でそれぞれ必要とされる時間

(3) 医師等の指導に基づき、妊娠中の女性職員が母体又は胎児の健康保持のため休養する場合の業務の一部休止 医師等の指導により適宜休養するために必要とされた時間（正規の勤務時間の始めから連続する時間及び正規の勤務時間の終わりまで連続する時間並びに当該職員について他の規定により勤務しないことを承認されている時間に連続する時間を除く。）

2 職員が前項の規定に基づき母性健康管理休暇を利用しようとするときは、第4号の9の2様式の母性健康管理休暇簿により、前日までに所属長に申請し、その承認を得なければならない。

3 母性健康管理休暇を利用した時間は、賃金を支給しない。

第18条中「勤務開始前に、」を「勤務場所に出勤した場合には、直ちに」に改める。

第4号の9様式の次に次の1様式を加える。

母性健康管理休暇簿

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)	(職員番号)	(氏名)	
承認印			本人 印	期 間	事由	備 考
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		
				時 分から 月 日 時 分まで		

第5号様式を次のように改める。

(表)
出勤簿

年 月 日から		臨時的任用職員										職員番号	
年 月 日まで												氏名	
日	月												
	1	16											
2	17												
3	18												
4	19												
5	20												
6	21												
7	22												
8	23												
9	24												
10	25												
11	26												
12	27												
13	28												
14	29												
15	30												
	31												
備考													

(裏)

(注)

1 雇用の初日は、その日に「初」を、雇用の終了日は、その日に「終」を記入し、職員の雇用期間を明確にしておく。

2 勤務日及び勤務時間は次の区分に従い、整理するものとする。

㊦：出張した日

㊧：週休日

㊨：休日

㊩(振休)：週休日の振替えにより勤務しなかった日

㊪：年次休暇（1日単位）を利用した日

㊫：年次休暇（半日単位）を利用した日

㊬(h)：年次休暇（時間単位）を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）

㊭：産前産後休暇を利用した日

㊮：生理休暇を利用した日

㊯：忌引休暇を利用した日

㊰：臨時休暇（1日単位）を利用した日

㊱(臨半)：臨時休暇（半日単位）を利用した日

㊲、㊳：部分休業を利用した日

㊴：育児時間休暇を利用した日

㊵：子の看護休暇（1日単位）を利用した日

㊶(子半)：子の看護休暇（半日単位）を利用した日

㊷(子 h)：子の看護休暇（時間単位）を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）

㊸：短期介護休暇（1日単位）を利用した日

㊹(介半)：短期介護休暇（半日単位）を利用した日

㊺(介 h)：短期介護休暇（時間単位）を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）

㊻(母 h)：母性健康管理休暇を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）

㊼：公民権行使休暇を利用した日

㊽：裁判員等休暇を利用した日

遅：登庁時限に遅れて出勤した日

早：勤務時間中に早退した日

欠：その他の理由により勤務しなかった日

3 備考欄には、正規の勤務時間を記入し、勤務した時間が正規の勤務時間と異なる日は、職員の私印の下にその日の勤務時間を記録しておく。

例 正規の勤務時間が8時45分から17時30分の職員が17時30分から20時まで超過勤務を行った場合 8：45～20：00

4 1つの用紙は、6月分を原則とする。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第17号

育児休業職員の代替として雇用する臨時的任用職員の雇用期間等に係る名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の特例を定める規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第28号）の一部を次のとおり改正する。

平成26年4月1日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第1条中「職員」を「育休臨職」に改める。

第2条第1項中「職員を」を「育休臨職を」に改める。

第2条の2中「名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程」を「規程第3条の規定は、名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程」に、「されていた」を「される」に、「については、」を「を」に、「職員として雇用することができる」を「育休臨職として雇用する場合（当該産休を取得した職員と代替の対象とする育児休業職員が同じ職員である場合に限る。）には、適用しない」に改める。

第2条の3を次のように改める。

（再雇用禁止期間の特例）

第2条の3 引き続き12月（前条の規定の適用を受けた者（以下「接続臨職」という。）については産休臨職であった期間を除いて12月）の雇用期間が満了し、引き続き育休臨職として雇用する場合（当初代替の対象とした育児休業職員と同じ育児休業職員の代替として雇用する場合に限る。）であって、再雇用禁止期間（規程第3条第1項に規定する再雇用禁止期間をいう。以下同じ。）につき特別な配慮が必要と認められるときは、再雇用禁止期間を1日（規程第16条に規定する週休日（第3条及び第4条において「週休日」という。）及び規程第3条第2項に規定する休日並びに勤務時間規程第4条第1項本文に規定する週休日を除く。以下この条において同じ。）まで短縮することができる。

2 当初代替の対象とした育児休業職員とは異なる育児休業職員の代替として、引き続き育休臨職として雇用する場合（次項の規定により産休臨職となった者を引き続き育休臨職として雇用する場合を含む。）であって、再雇用禁止期間につき特別な配慮が必要と認められるときは、再雇用禁止期間を1日まで短縮することができる。

3 育休臨職を、引き続き産休臨職として雇用する場合（代替の対象とした育児休業職員と当該産休を取得する職員が同じ職員である場合に限る。）には、再

雇用禁止期間を1日まで短縮することができる。

第2条の3の次に次の1条を加える。

(再雇用禁止期間に係る特例を適用したときの雇用期間の末日)

第2条の4 前条第1項、第2項若しくは第3項又は第2条の2の規定を適用した場合の育休臨職の雇用期間(当初の育休臨職としての雇用期間、前条第1項の規定により再雇用禁止期間を短縮して雇用した場合の育休臨職としての雇用期間、前条第2項の規定により再雇用禁止期間を短縮して雇用した場合の育休臨職としての雇用期間及び前条第3項の規定により再雇用禁止期間を短縮して雇用した場合の産休臨職としての雇用期間並びに第2条の2の規定により育休臨職としての雇用期間に接続する産休臨職としての雇用期間(当初の育休臨職としての雇用期間に接続するものを除く。))を合算した期間をいう。)の末日は、当初代替の対象とした育児休業職員の当初育児休業に係る子が3歳に達する日以前の日としなければならない。

第3条第1項中「職員の」を「育休臨職の」に改め、「課」の次に「(室を含む。)」を加え、「職員に」を「育休臨職に」に改める。

第4条及び第5条中「職員」を「育休臨職」に改める。

第5条第1項中「第2条の2の規定の適用を受けた者(以下「接続臨職」という。)」を「接続臨職」に改める。

附則第3項中「職員」を「育休臨職」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第18号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第17条第3項中「課及び」を「課（室を含む。以下同じ。）及び」に改める。

第31条第4項中「規定する職員」の次に「及び特殊夜間勤務に従事する職員の勤務時間等の特例等に関する規程第1条に規定する職員」を加える。

第41条第1項中「又は武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改め、「総務大臣」の次に「（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する災害派遣手当の額は、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき内閣総理大臣）」を加える。

第45条第2項中「給与期間」の次に「（以下「減額給与期間」という。）」を加え、同項ただし書中「給与の減額を受ける職員が給料の支給日前において退職等したときは、その際、」を「これにより難しい場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、一の減額給与期間における減額する額の合計額が当該減額給与期間の第42条第1項に規定する合計額（以下「勤務1月当たりの給与額」という。）を超えるとき又は当該減額給与期間の正規の勤務時間の全時間が減額の基礎となる時間であるときの減額する額は、勤務1月当たりの給与額とする。

附則第10項第1号中「1,000分の200」を「1,000分の258」に改め、同項第2号中「1,000分の66」を「1,000分の129」に改め、同項第3号中「1,000分の2」を「1,000分の67」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

企業職給料表(3)

職務の級	給料月額
1級	円 144,500
2級	180,600
3級	207,800
4級	223,300
5級	253,500 (269,900)
6級	276,600
7級	291,700 (310,600)
8級	342,500 (373,900)
9級	422,900

- 備考 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にある者に適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にある者に適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にある者に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に対するこの規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）第2条第1項第2号及び附則第10項の規定の適用については、改正後条例第2条第1項第2号中「別表第3」とあるのは「名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市上下水道局管理規程第18号）附則別表（以下「附則別表」という。）」と、改正後条例附則第10項中「別表第3」とあるのは「附則別表」と、同項第1号中「1,000分の258」とあるのは「1,000分の200」と、同項第2号中「1,000分の129」とあるのは「1,000分の66」と、同項第3号中「1,000分の67」とあるのは「1,000分の2」とする。

附則別表

職務の級	給料月額
1 級	円 137,400
2 級	171,700
3 級	197,500
4 級	209,500
5 級	241,600 (255,500)
6 級	262,900
7 級	277,300 (295,300)
8 級	325,600 (355,400)
9 級	402,000

- 備考 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にある者に適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にある者に適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にある者に適用する。

名古屋市上下水道局管理規程第19号

名古屋市上下水道局職員の給与の特例に関する規程（平成19年名古屋市上下水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第1条を削る。

第2条中「平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）」を「平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）」に、「条例第3条第1項に規定する給料の月額は、規程」を「企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する給料（条例第2条第1項に規定する職員以外の者に対して支給する給料及びこれに相当するものを除く。以下同じ。）の月額は、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号。以下「規程」という。）」に改め、「職員退職手当条例」の次に「（昭和31年名古屋市条例第20号）」を加え、同条第1号中「100分の5」を「100分の4」に改め、同条第2号中「100分の4」を「100分の3」に改め、同条第3号中「（前条各号に掲げる職員を除く。）」を削り、「100分の3」を「100分の2」に改め、同条を第1条とする。

第3条中「特例期間」を「特定期間」に改め、同条を第2条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第20号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第15条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「100分の22」を「100分の20」に改め、同項を同条第6項とする。

第16条中「前条第5項本文」を「前条第4項本文」に、「第4項」を「第3項」に、「第6項」を「第5項」に改める。

附則第2条年齢別最低給料表中

「

18歳	134,800円
-----	----------

」を「

18歳	135,900円
-----	----------

」に、

「

22歳	145,500円
-----	----------

」を「

22歳	146,600円
-----	----------

」に改める。

別表第7中「

3
1

」を「

3以下
1以下

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日に現に在職する職員のうち、この規程による改正後の名古屋

市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程附則第 2 条の規定の適用を受ける職員との権衡を著しく失することとなる者については、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第21号

名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

第3条第2項第13号イ中「（交替制勤務に従事する者を除く。）」を削り、同号ウを削り、同号エ中「アからウまで」を「ア又はイ」に改め、同号エを同号ウとする。

第4条第1項第2号中「課」の次に「（室を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
（名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）
- 2 名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（平成19年名古屋市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（以下「改正前規程」という。）」及び「（以下「改正後規程」という。）」を削る。

附則第3項を削る。

名古屋市交通局告示第5号

名古屋市交通局営業所の名称及び位置についての一部改正について

名古屋市交通局営業所の名称及び位置について（平成19年名古屋市交通局告示第4号）の一部を、平成26年4月1日から次のように改正します。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

表浄心営業所の項の次に次のように加えます。

浄心営業所 楠分所	名古屋市北区玄馬町231番地
--------------	----------------

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局管理規程第4号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

第2条中「部」の次に「、担当部」を加え、

「営業本部 総務部 総務課 庶務係 事務管理係 安全監理課 監理係 安全対策係」	を	「安全監理担当部 安全監理課 監理係 安全対策係 営業本部 総務部 総務課 庶務係 事務管理係」	に、
---	---	--	----

「お客さまご意見係」を	「お客さまご意見係 情報システム課 情報管理係」	に、	「福利係 安全衛生係」	を
-------------	--------------------------------	----	----------------	---

「安全衛生係」に、「総合企画部」を「企画財務部」に改め、

「情報システム課 情報管理係 ICカード推進室 事業係 財務部」	を削り、「審査統計係」を	「審査統計係 ICカード推進室 事業係」	に、
--	--------------	----------------------------	----

「電車施設課 計画係 整備係」	を	「電車施設課 施設係 駅務機器係」	に、「技術係 車庫係」	を「車庫係」
-----------------------	---	-------------------------	----------------	--------

に改める。

第3条営業本部の項の前に次のように加える。

安全監理担当部

安全監理課

監理係

- (1) リスクマネジメントの総括に関すること。
- (2) 職員の倫理の保持に係る企画、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 職員の公正な職務の執行の確保の総括に関すること。
- (4) 事務及びサービスの監察に関すること。
- (5) 担当部の庶務に関すること。
- (6) 担当部内他係に属しないこと。

安全対策係

- (1) 輸送の安全の確保に係る企画、指導及び連絡調整に関すること。
- (2) 輸送の安全の確保に係る監査計画の策定及び監査の実施に関すること。
- (3) 輸送の安全の確保に係る調査及び研究に関すること。

第3条営業本部総務部総務課庶務係の項第9号中「他部課室係」を「他部（担当部を含む。）課室係」に改め、同課事務管理係の項第2号中「（労務課労務係の主管に属するものを除く。）」を削り、同部安全監理課の項を削る。

第3条営業本部総務部広報広聴課お客さまご意見係の項の次に次のように加える。

情報システム課

情報管理係

- (1) 事務の電算化の企画、指導及び連絡調整に関すること。
- (2) 電算処理システムの開発及び運用に関すること。
- (3) O A化の企画及び推進に関すること。
- (4) 電子情報の保護及び管理の総括に関すること。

第3条営業本部総務部労務課給与係の項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 交通局職員互助会に関すること。
- (6) 職員の福利、厚生に関すること。

第3条営業本部総務部労務課労務係の項第5号中「組織的な改善及び」を削り、同課福利係の項を削り、同本部総合企画部及び財務部の項を次のように改

める。

企画財務部

経営企画課

企画係

- (1) 事業の経営の基本計画に関すること。
- (2) 重要な事業計画の総合調整に関すること。
- (3) 運賃、料金に関すること。
- (4) 業務の進行管理に関すること。
- (5) 交通網整備に関する各種協議機関との連絡に関すること。
- (6) 出資団体その他関係団体に関すること。
- (7) その他重要事項の企画及び総合調整に関すること。
- (8) 部の収支予算の整理に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部の庶務に関すること。
- (11) 部内他課係に属しないこと。

調査係

- (1) 事業経営の資料収集及び統計に関すること。
- (2) 都市交通の調査、研究に関すること。

財務課

主計第一係

- (1) 資本勘定に係る予算の見積書及び附属書類の作成に関すること。
- (2) 資本勘定に係る予算の配当及び執行の審査に関すること。
- (3) 企業債に関すること。
- (4) 財政計画及び健全化収支計画に関すること。
- (5) 資金計画及び資金調達に関すること。
- (6) 事業用資産の保険契約に関すること。
- (7) 固定資産台帳の管理に関すること。
- (8) その他財務に関すること。
- (9) 課内他係に属しないこと。

主計第二係

- (1) 損益勘定に係る予算の見積書及び附属書類の作成に関すること。
- (2) 財務諸表その他決算書及び業務状況報告書の作成に関すること。
- (3) 損益勘定に係る予算の配当及び執行の審査に関すること。
- (4) 原価計算及び経営分析に関すること。

会 計 課

出 納 係

- (1) 現金、預金、有価証券及び担保証券の出納に関すること。
- (2) 資金の運用に関すること。
- (3) 出納取扱金融機関に関すること。
- (4) 支払準備金の総括に関すること。
- (5) 収支承認書の審査に関すること。
- (6) 金銭収支証拠書類の整理に関すること。
- (7) 委託された各種団体の会計に関すること。
- (8) その他会計に関すること。
- (9) 課内他係に属しないこと。

契 約 係

- (1) 物件の買入れ等の契約に関すること。
- (2) 工事その他の請負の契約に関すること。
- (3) 物件の借入れの契約並びにその他の契約に関すること。
- (4) 競争入札参加者の資格審査に関すること。
- (5) 物資の需給、管理の総合調整に関すること。
- (6) 契約の検査事務の総括及び収支手続に関すること。
- (7) 契約に伴う保証金及び違約金の収支手続に関すること。

技術管理課

技術管理第一係

- (1) 土木工事及び建築工事の検査（他部課室係の主管に属するものを除く。）
に関すること。
- (2) 工事の設計及び積算基準の総括に関すること。
- (3) 工事に係る技術的事項の総括管理及び指導に関すること。
- (4) 建設コストの管理及び縮減に関すること。

(5) 建設副産物の対策に関すること。

(6) 課内他係に属しないこと。

技術管理第二係

(1) 電気工事及び設備工事の検査（他部課室係の主管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 工事に係る技術的事項の調査及び研究に関すること。

(3) 工事に係る技術的事項の情報化及び電子化に関すること。

第3条営業本部営業統括部乗客誘致推進課事業係の項第1号を次のように改める。

(1) タイアップ企画乗車券等に関すること。

第3条営業本部営業統括部営業課営業係の項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 企画乗車券（乗客誘致推進課事業係の主管に属するものを除く。）に関すること。

第3条営業本部営業統括部営業課審査統計係の項の次に次のように加える。

ICカード推進室

事業係

(1) ICカードシステムに関すること。

(2) マナカ電子マネー事業及びこれに関連する事項に関すること。

第3条営業本部営業統括部資産活用課資産活用係の項第1号中「総括管理」を「総括」に改め、同課資産管理係の項第3号中「土地」の次に「建物」を加え、同項第4号中「等」を削る。

第3条営業本部電車部電車施設課の項を次のように改める。

電車施設課

施設係

(1) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の計画及び維持管理に関すること。

(2) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る連絡調整に関すること。

(3) 駅の案内表示（駅務機器係の主管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 課内他係に属しないこと。

駅務機器係

(1) 駅務機器（営業課審査統計係の主管に属するものを除く。）に関する
こと。

(2) 料金及び駅務機器の使用方法的案内表示に関すること。

第3条営業本部自動車部自動車車両課計画係の項を次のように改める。

計 画 係

(1) 自動車車両の新造、改造計画に関すること。

(2) 自動車車両の車庫施設及び設備の新設、改造計画並びに維持管理計画に
関すること。

(3) 自動車の車両台帳に関すること。

(4) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。

(5) 自動車損害賠償保障法による責任保険契約の締結に関すること。

(6) 自動車車両の整備業務の企画調整に関すること。

(7) 自動車車両の整備用資材の需給計画に関すること。

(8) 各種統計に関すること。

(9) 課内他係に属しないこと。

第3条営業本部自動車部自動車車両課技術係の項を削る。

第5条の見出し中「部長」の次に「、担当部長」を加え、同条第1項中「部
長」の次に「、担当部に担当部長」を加え、同条第2項中「部」の次に「又は
担当部」を加える。

第6条第1項中「部長」の次に「、担当部長」を加える。

第14条の2の表東山線西部駅務区の部名古屋管区駅担当の項中「高畑、」
を削る。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項に定める駅を所掌する運転区は、次の各号のほか、高速電車の
輸送に関し、第13条各号に掲げる事務をつかさどる。

第17条第2項を次のように改める。

2 運転区の名称及び運転区が所掌する路線及び駅は、次のとおりとする。

名 称	路 線	駅 名
東山線運転区	第 1 号 線	高 畑
名城線運転区	第 2 号 線 第 4 号 線 上 飯 田 線	—
鶴舞線運転区	第 3 号 線	—
桜通線運転区	第 6 号 線	—

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(高速電車安全管理規程の一部改正)

第 2 条 高速電車安全管理規程（平成 18 年名古屋市交通局管理規程第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「各部長」の次に「（担当部長を含む。以下同じ。）」を加える。

第 4 条第 1 項第 16 号中「総務部長」を「安全監理担当部長」に、「監査、調査研究、要員及び研修」を「監査及び調査研究」に改め、同項第 17 号中「総務部長」を「安全監理担当部長」に改め、同項第 19 号及び第 20 号中「財務部長」を「企画財務部長」に改め、同号を同項第 21 号とし、同項第 19 号を第 20 号とし、第 18 号を第 19 号とし、第 17 号の次に次の 1 号を加える。

(18) 総務部長 安全統括管理者を補佐し、輸送の安全の確保に必要な要員及び研修に関する業務を統括する。

第 17 条（見出しを含む。）中「総務部長」を「安全監理担当部長」に、「監査、調査研究、要員及び研修」を「監査及び調査研究」に改める。

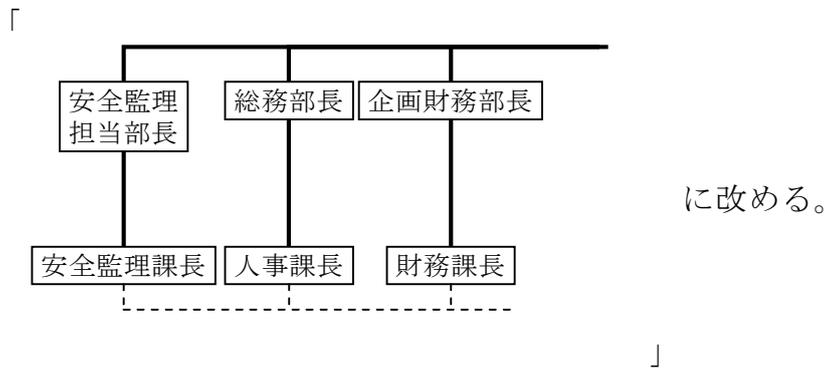
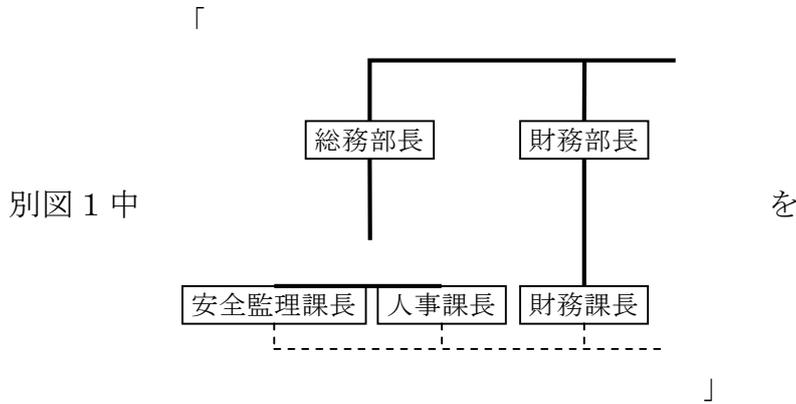
第 17 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(総務部長の責務)

第 17 条の 3 総務部長は、輸送の安全の確保に必要な要員及び研修に関する業務の実施及び管理の状況を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第 19 条（見出しを含む。）中「財務部長」を「企画財務部長」に改める。

第21条第1項中「車両電気部長」の次に「、安全監理担当部長」を加え、「財務部長」を「企画財務部長」に改める。



(自動車安全管理規程の一部改正)

第3条 自動車安全管理規程（平成18年名古屋市交通局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「局長」の次に「、次長、営業本部長、技術本部長、各部長（担当部長を含む。以下同じ。）（以下「局長等」という。）」を加える。

第4条及び第5条中「局長」を「局長等」に改める。

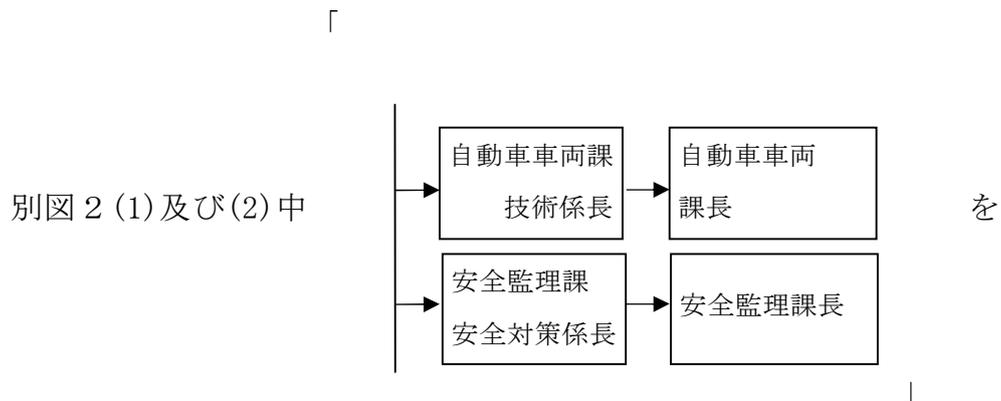
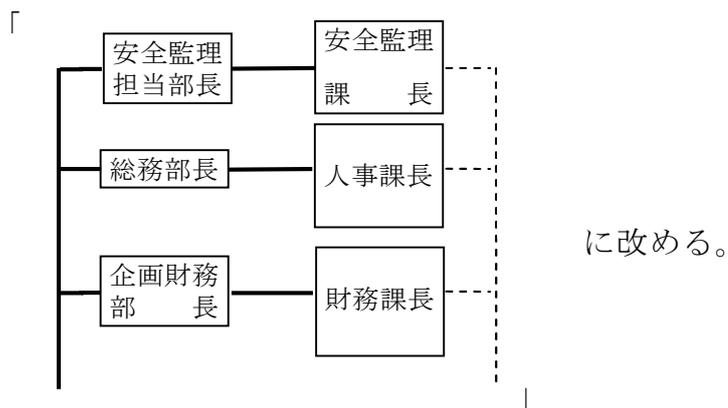
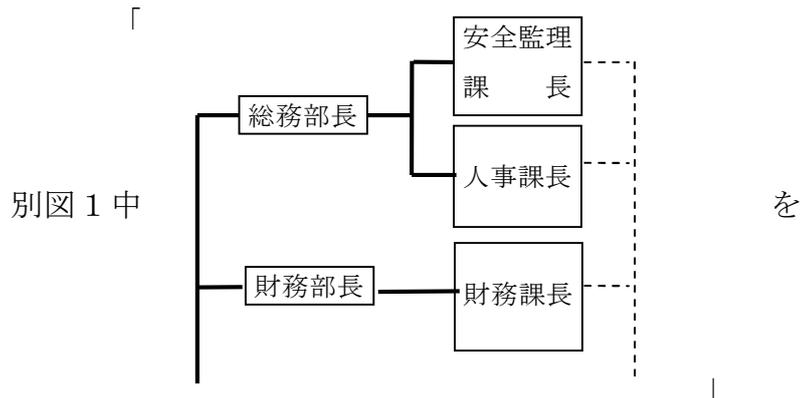
第6条の見出し中「責務」を「責務等」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「局長」を「局長等」に改める。

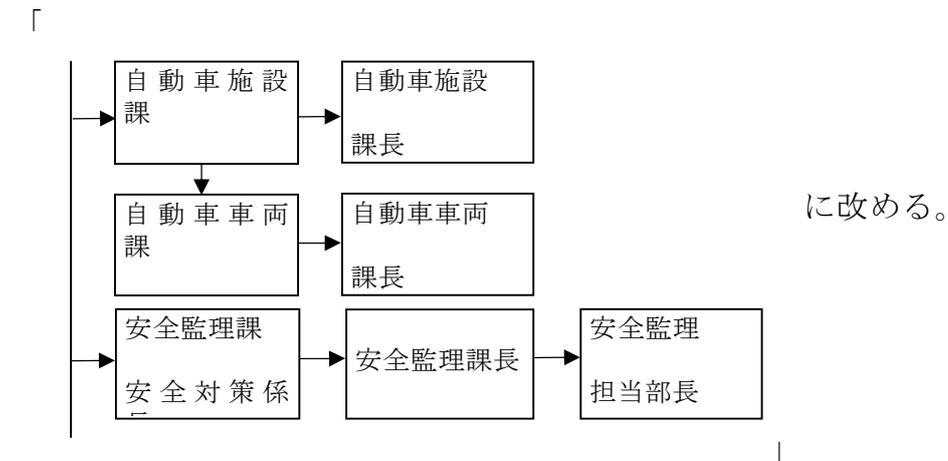
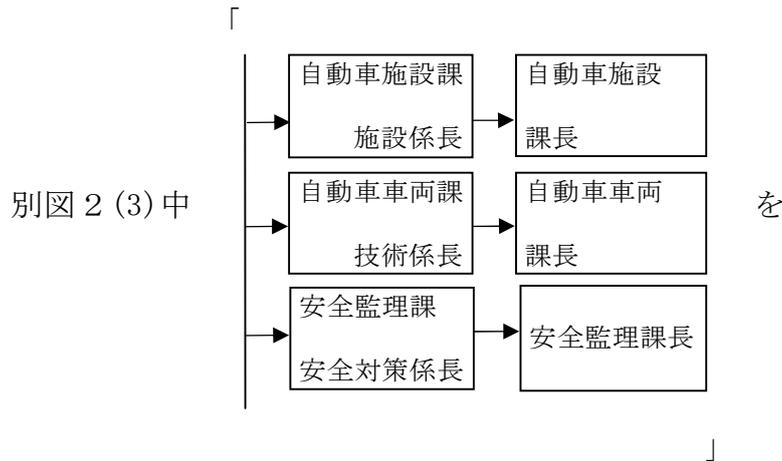
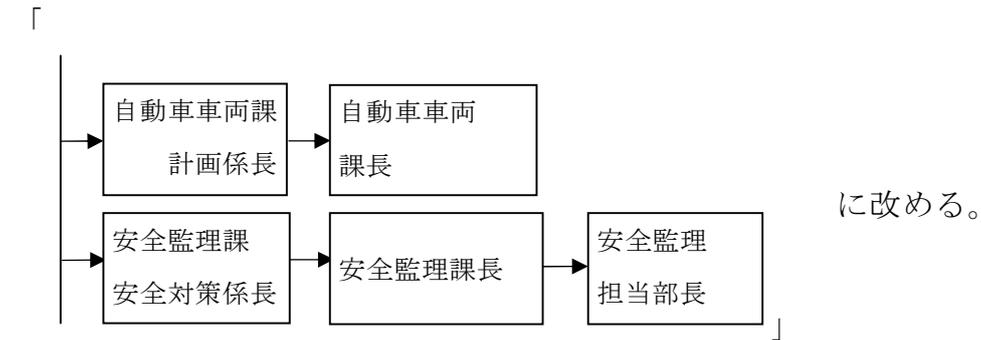
第7条第1項第11号中「総務部長」を「安全監理担当部長」に、「監査、調査研究、要員及び研修」を「監査及び調査研究」に改め、「及び人事課長」を削り、同項第12号中「総務部長」を「安全監理担当部長」に改め、同項第14号及び第15号中「財務部長」を「企画財務部長」に改め、同号を同

項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 総務部長 輸送の安全の確保に必要な要員及び研修に関する業務について安全統括管理者を補佐し、人事課長を指揮監督する。

第9条第1項第6号、第14条第1項及び第17条中「局長」を「局長等」に改める。





(高速電車係員規程の一部改正)

第 4 条 高速電車係員規程 (昭和 3 2 年名古屋市交通局管理規程第 4 0 号) の一部を次のように改正する。

第 1 7 条中「高速電車の運転に関する業務を掌理するとともに」を「高速電車の運転に関する業務及び所掌する駅の駅務を掌理するとともに駅構内の秩序を保持し、」に改める。

第 1 8 条、第 1 8 条の 2 及び第 1 8 条の 3 中「高速電車の運転に関する業務」の次に「及び所掌する駅の駅務」を加える。

第19条中「車掌に関する業務」の次に「並びに担当駅の乗車券業務その他の駅務」を加える。

(事故総合対策検討委員会規程の一部改正)

第5条 事故総合対策検討委員会規程(昭和24年交通局達第68号)の一部を次のように改正する。

第4条中「各部長、総務課長、安全監理課長」を「各部長(担当部長を含む。)、安全監理課長、安全監理担当部主幹(バス事業の安全監理に係る特命事項の処理)、総務課長」に改め、「管理課長」の次に「自動車部主幹(自動車運輸業務に関する総合調整)」を加える。

(名古屋市交通局局内誌発行規程の一部改正)

第6条 名古屋市交通局局内誌発行規程(昭和39年名古屋市交通局管理規程第1号)の一部を次のように改める。

第5条中「各部部長」を「各部長(担当部長を含む。)」に改める。

(高速度鉄道自主保安監査規程の一部改正)

第7条 高速度鉄道自主保安監査規程(平成9年名古屋市交通局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表電車部長の部電車施設課長の項中「計画係長」を「施設係長」に改める。

(名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程の一部改正)

第8条 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程(昭和49年名古屋市交通局管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「部、課」を「部、担当部、課」に改め、同条第4項中「所属する部の名」を「所属する部又は担当部の名」に、「部、課」を「部、担当部、課」に改める。

(自動車係員服務規程の一部改正)

第9条 自動車係員服務規程(平成17年名古屋市交通局管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「第44条」を「第42条」に改める。

第2条第2号中 「技術係長」を削る。
技術係員」

第34条及び第35条を削り、第36条を第34条とし、第37条から第44条までを2条ずつ繰り上げる。

(高速電車係員服務規程の一部改正)

第10条 高速電車係員服務規程(昭和32年名古屋市交通局管理規程第41号)の一部を次のように改正する。

目次中「第71条の2」を「第71条の3」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(準用規定)

第71条の3 運転区が所掌する駅における運転区長の服務については、駅務区長の服務に関する規定を準用する。

(名古屋市交通局職員研修規程の一部改正)

第11条 名古屋市交通局職員研修規程(平成7年名古屋市交通局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「部、」を「部(担当部を含む。以下同じ。)、」に改める。

(名古屋市交通局職員表彰規程の一部改正)

第12条 名古屋市交通局職員表彰規程(平成14年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「所属する部の部長」の次に「又は担当部の担当部長」を加え、「所属する部の主管課長」を「所属する部又は担当部の主管課長」に改める。

(名古屋市交通局職員懲戒規程の一部改正)

第13条 名古屋市交通局職員懲戒規程(平成17年名古屋市交通局管理規程第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「所属部長」の次に「又は所属担当部長」を、「所属部」の次に「(所属担当部を含む。)」を加える。

(名古屋市交通局職員訓戒規程の一部改正)

第14条 名古屋市交通局職員訓戒規程(平成17年名古屋市交通局管理規程第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「所属部長」の次に「(所属担当部長を含む。以下同じ。)」を加える。

第4条第1項第1号ア中「所属部の」を「所属部（所属担当部を含む。）の」に改める。

（管理職手当支給規程の一部改正）

第15条 管理職手当支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「部長」の次に「及び担当部長」を加える。

（名古屋市交通局会計規程の一部改正）

第16条 名古屋市交通局会計規程（昭和31年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する

第4条中「各部長」の次に「（担当部長を含む。以下同じ。）」を加える。

第15条中「各部」の次に「（担当部を含む。）」を加える。

（高速電車駅発行乗車券及び乗車料金取扱規程の一部改正）

第17条 高速電車駅発行乗車券及び乗車料金取扱規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「駅務員」を「係員」に改める。

第4条中「管区駅長」の次に「（運転区が所掌する駅においては運転区副長。以下同じ。）」を加える。

第11条第2号中「駅務区長」の次に「（運転区が所掌する駅においては運転区長。以下同じ。）」を加える。

（高速電車大型保守用機械等使用手続規程の一部改正）

第18条 高速電車大型保守用機械等使用手続規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「駅務区長」の次に「（運転区が所掌する駅においては運転区長。以下同じ。）」を加える。

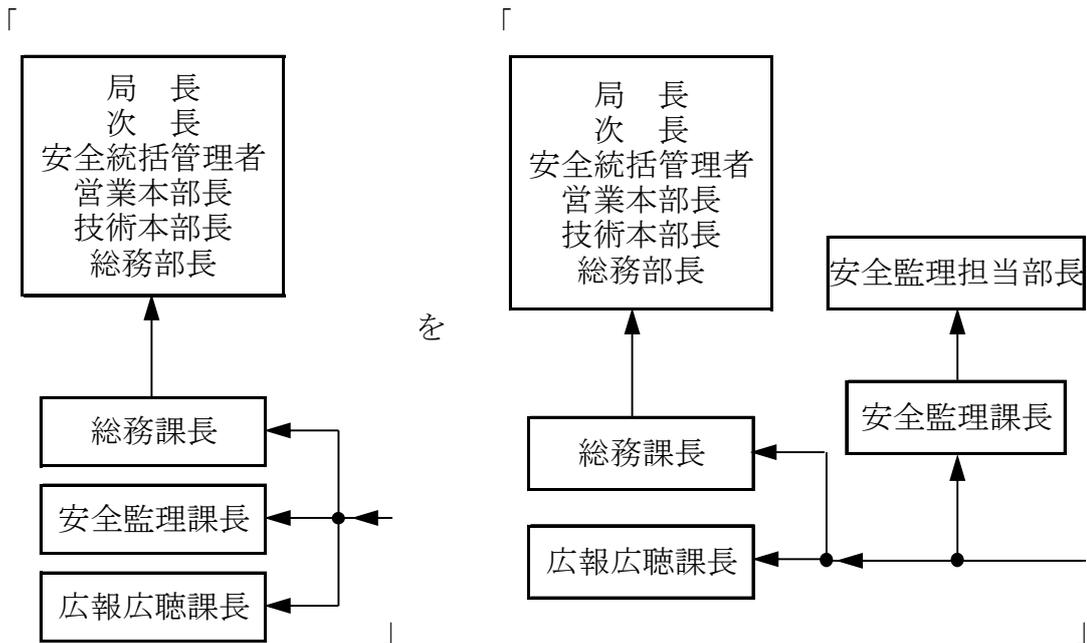
（高速電車事故対策手続規程の一部改正）

第19条 高速電車事故対策手続規程（昭和48年名古屋市交通局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「駅務区長」の次に「（運転区が所掌する駅においては運転区長。以下同じ。）」を加える。

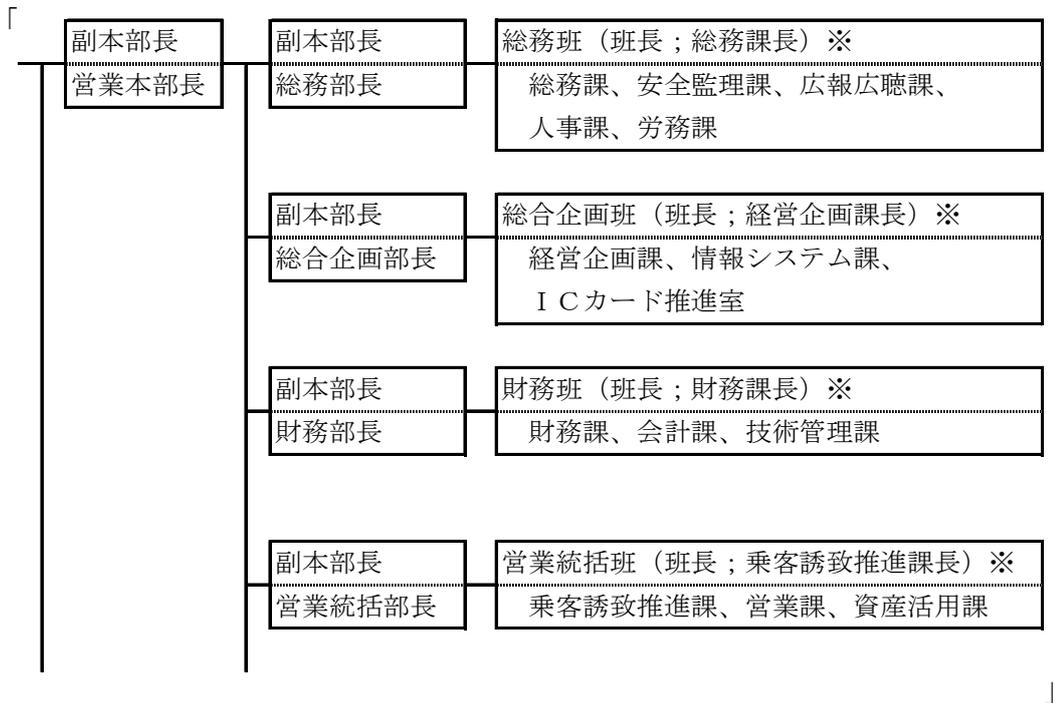
第11条第4項中「部長（）」の次に「担当部長を含み、」を加える。

別図 1 中

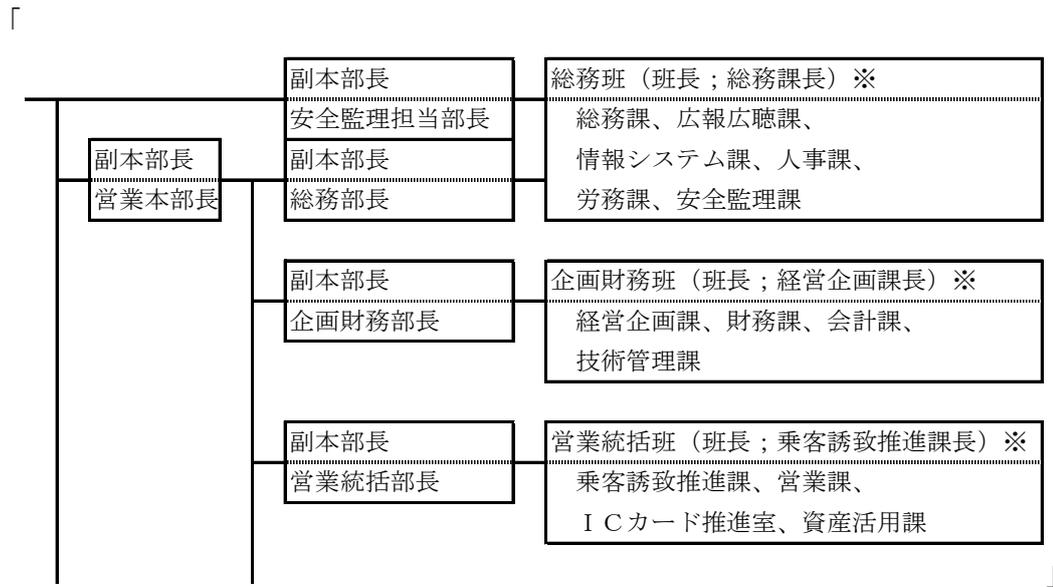


に改める。

別図 2 中



を



に改める。

別表第1中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6	安全監理担当部長
---	----------

別表第2 総務班の項から施設計画班の項を次のように改める。

各班	担当課室公所	分 掌 業 務
総務班	総務課 広報広聴課 情報システム課 人事課 労務課 安全監理課	1 名古屋市災害対策本部及び他局との連絡に関する こと。 2 局内業務計画の総合調整及び応急措置に関する こと。 3 局内に属する情報の取りまとめ及び報告に関する こと。 4 報道機関への情報提供に関すること。 5 利用者に対する情報提供に関すること。 6 局内職員の動員状況及び就業状況の総合的把握 に関すること。 7 局内遊動人員の把握及び配備に関すること。 8 局内職員の食糧及び寝具の確保に関すること。 9 局内職員の保健衛生及び応急救護の実施に関する こと。 10 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関 すること。 11 その他所管事務に係る応急措置に関するこ と。 12 局内他班に属さないこと。

企画財務班	経営企画課 財務課 会計課 技術管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関すること。 2 事故に伴う財政計画及び予算調整に関すること。 3 所管資産の被害状況の把握に関すること。 4 事故復旧用資機材、用品の調達に関すること。 5 その他所管事務に係る応急措置に関すること。
営業統括班	乗客誘致推進課 営業課 ICカード推進室 資産活用課	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に対する情報提供に関すること。 2 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関すること。 3 局所有不動産の緊急使用の調整に関すること。 4 事故発生時における不動産の緊急の借入れに関すること。 5 その他所管事務に係る応急措置に関すること。
電車班	運輸課 電車施設課 電車運転課 運転指令室 各駅務区 各運転区	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に対する広報及び避難誘導に関すること。 2 利用者に対する救護措置に関すること。 3 利用者の被害状況の把握に関すること。 4 所管施設の被害状況の把握に関すること。 5 所管施設の応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 6 電車車両の退避及び運行計画に関すること。 7 他の輸送機関との協力活動に関すること。 8 事故発生時における事故処理に関すること。 9 所管施設の保安警備に関すること。 10 その他所管事務に係る応急措置に関すること。
自動車班	管理課 自動車施設課 自動車運転課 自動車車両課 各営業所 猪高営業所御器所分所	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に対する広報及び避難誘導に関すること。 2 利用者に対する救護措置に関すること。 3 利用者の被害状況の把握に関すること。 4 バス車両の退避及び運行計画に関すること。 5 各営業所（猪高営業所御器所分所を含む。）間相互、他の輸送機関への応援輸送に関すること。 6 所管施設、営業路線上の保安警備に関すること。 7 その他所管事務に係る応急措置に関すること。
施設計画班	施設計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の工事現場の被害状況の把握に関すること。 2 所管の工事現場の応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 3 所管工事の関係者との連絡調整に関すること。 4 その他所管事務に係る応急措置に関すること。

(高速電車事故報告手続規程の一部改正)

第20条 高速電車事故報告手続規程(昭和32年名古屋市交通局管理規程第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「駅務区長」の次に「(運転区が所掌する駅においては運転区長。以下同じ。)」を加える。

(高速電車振替乗車取扱規程の一部改正)

第21条 高速電車振替乗車取扱規程(昭和32年名古屋市交通局管理規程第39号)の一部を次のように改正する。

第6条中「駅務区長」の次に「(運転区が所掌する駅においては運転区長)」を加える。

名古屋市交通局管理規程第5号

交通局次長以下代決規程（昭和40年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

第1条中「部長」の次に「（担当部長を含む。以下同じ。）」を加える。

第4条中「駅務区長」の次に「（運転区が所掌する駅においては運転区長。以下同じ。）」を、「管区駅長」の次に「（運転区が所掌する駅においては運転区副長。以下同じ。）」を加える。

別表第1中

「

3 部長の正規の勤務時間の割振り、正規の勤務時間外の勤務命令並びに休暇、職務に専念する義務の免除及び部分休業の承認に関すること。	3 課長、主幹及び公所の長の正規の勤務時間の割振り、正規の勤務時間外の勤務命令並びに休暇、職務に専念する義務の免除及び部分休業の承認に関すること。	2 所属員の正規の勤務時間の割振り、正規の勤務時間外の勤務命令並びに休暇、職務に専念する義務の免除及び部分休業の承認に関すること。	を
--	---	---	---

」

<p>3 部長の正規の勤務時間の割振り、正規の勤務時間外の勤務命令並びに休暇、介護休暇、職務に専念する義務の免除、育児休業及び部分休業の承認に関すること。</p>	<p>3 課長、主幹及び公所の長の正規の勤務時間の割振り、正規の勤務時間外の勤務命令並びに休暇、介護休暇、職務に専念する義務の免除、育児休業及び部分休業の承認に関すること。</p>	<p>2 所属員の正規の勤務時間の割振り、正規の勤務時間外の勤務命令並びに休暇、介護休暇、職務に専念する義務の免除、育児休業及び部分休業の承認に関すること。</p>	<p>に</p>
---	--	--	----------

改め、同表主管部長の欄第3号、第6号、第7号及び第10号中「財務部長」を「企画財務部長」に改める。

別表第2第19号を第20号とし、第10号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 乗合自動車及び貸切自動車の運行途上における緊急電話料の支出に関すること。ただし、営業所長及び分所長に限る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第6号

交通局職員のサービスの宣誓実施規程（昭和29年名古屋市交通局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

第4条中「補職又は勤務所属」を「職名」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第7号

職員分限条例施行規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

第2条を次のように改める。

（職員傷病審議会）

第2条 条例第3条第2項の規定に基づき、職員傷病審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、交通局長（以下「局長」という。）が医師のうちから委嘱した委員をもって構成する。
- 3 前項に定める委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 第2項の場合のほか、局長が特に必要と認めるときは、その都度臨時に委嘱した委員を置くことができる。
- 6 審議会に委員の互選による委員長を置き、委員長は審議会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。
- 8 審議会の会議は、委員長が招集する。
- 9 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。ただし、委員は、自己が作成した診断書に係る諮問案件については、議決に加わることができない。
- 10 審議会の事務は、労務課において行う。
- 11 労務課長は、審議会の会議に出席し、会議の運営に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第8号

勤務時間及び休暇に関する規程等の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

(勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第1条 勤務時間及び休暇に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 職員は、年次休暇を、局長の承認を得て、その年次において断続若しくは連続して又は特に必要であると認めるときは、別に定めるところにより、1時間ごとに区分して利用することができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 別に定める職員にあっては、年次休暇を半日に区分して利用することができる。

(勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第2条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第1号中「第14条第2項」を「第14条第3項」に改め、「できる者」の次に「(別に定める職員を除く。)」を加え、同項第2号中「相当する時間(」の次に「別に定める職員にあっては8時間。」を加え、同条第3項中「職員」の次に「(別に定める職員を除く。)」を加える。

第5条第1項中「第14条第2項」を「第14条第3項」に改め、「のうち、当該日の勤務が日勤勤務である者」を削り、同項第3号中「限る。」の次に「ただし、別に定める職員を除く。」を加え、同条第2項中「第14条第2項ただし書」を「第14条第2項」に改め、「規定に基づく」の次

に「1時間ごとに区分して利用する」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例施行規程(平成4年名古屋市交通局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「単位」の次に「(別に定める職員にあつては分単位)」を加える。

(乗務員等組長規程の一部改正)

第4条 乗務員等組長規程(平成6年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び運転区」を「、分所及び運転区」に改め、同条の表中

「	「	を	「	に、
「	「	を	「	に
」	」	を	」	に
」	」	を	」	に

東山線 西部	8組
-----------	----

東山線 西部	7組
-----------	----

運輸主事及び電車運輸主事 (運転士又は車掌の業務に従事する者に限る。)
--

運輸主事及び電車運輸主事 (運転士、車掌又は駅務員の業務に従事する者に限る。)
--

改める。

第4条中「営業所長」の次に「、分所長」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 電車部の主任助役にあつては、この規程による改正後の勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程第5条第1項第3号の適用について、

当分の間、「普通勤務（規程第2条第3号の普通勤務をいう。）」とあるのは「日勤勤務」と読み替えるものとする。

名古屋市交通局管理規程第9号

交通局被服規程（昭和46年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

別表第1(1) 作業衣の部中「ライトグレイッシュグリーン色ヘリンボン（下衣はライトグレイッシュグリーン色平織トロピカル）」を「ライトグレイッシュグリーン色平織トロピカル」に改める。

別表第1(2) 作業衣の部中「ライトグレイッシュグリーン色ヘリンボン（下衣はライトグレイッシュグリーン色平織トロピカル）」を「ライトグレイッシュグリーン色平織トロピカル」に改める。

別表第2(1) 中

「

運輸制服 1種	制帽（別表第4(1)に定める職員にあつては職帽。以下運輸制服関係においては同じ。）	9月	6年	1個	—	—	6年	1個	8年	1個
	制服上衣	9月	3年	2枚	—	—	3年	1枚	4年	1枚
	制服冬下衣	9月	3年	2本	—	—	3年	1本	4年	1本
	制服夏下衣	5月	3年	2本	—	—	3年	1本	4年	1本
	長そでシャツ	5月	1年	4枚	—	—	1年	1枚	2年	1枚
	半そでシャツ	5月	1年	4枚	—	—	1年	1枚	2年	1枚
	エンブレム	5月	3年	2組	—	—	3年	1組	4年	1組
	ネクタイ	9月	3年	3本	—	—	3年	2本	4年	2本
	ベスト（女性に限る。以下同じ。）	5月	3年	2着	—	—	3年	1着	4年	1着

を
「

運輸 制服 1種	制帽（別表第4(1)に定める職員にあっては職帽。以下運輸制服関係において同じ。）	9月	6年	1個	—	—	6年	1個	8年	1個
	制服上衣	9月	3年	2枚	—	—	3年	1枚	4年	1枚
	制服冬下衣	9月	3年	2本	—	—	3年	1本	4年	1本
	制服夏下衣	5月	3年	2本	—	—	3年	1本	4年	1本
	長そでシャツ	5月	1年	4枚	—	—	1年	1枚	2年	1枚
	半そでシャツ	5月	1年	4枚	—	—	1年	1枚	2年	1枚
	エンブレム	5月	3年	2組	—	—	3年	1組	4年	1組
	ネクタイ	9月	3年	3本	—	—	3年	2本	4年	2本
	ベスト（女性に限る。以下同じ。）	5月	3年	2着	—	—	3年	1着	4年	1着
	外とう（別表第4(2)に定める職員に限る。以下本表において同じ。）	10月	6年	1着	—	—	6年	1着	8年	1着

に改め、同表運輸制服2種の部中「（別表第4(2)に定める職員に限る。以下本表において同じ。）」を削る。

別表第3(1)運輸制服1種の項中「運輸課主査」の次に「、自動車運転課主査」を加え、「作業衣の貸与を受ける」を「停留所標識の保守管理業務のみに従事する」に改める。

別表第3(2)作業衣1種の項中「、停留所標識の保守管理業務に従事する自動車運転課運転サービス係の運輸主事、別に定める業務に従事する資産活用課の職員」を「並びに別に定める業務に従事する自動車運転課運転サービス係の運輸主事及び資産活用課の職員」に改める。

別表第5中

「
制服上衣、長そでシ
ャツ、ネクタイ及び
制服冬下衣
」を「
制服上衣、ベスト、
長そでシャツ、ネク
タイ及び制服冬下衣
」に改め、同表備考第2項

中「制服上衣」の次に「、ベスト」を、「代えて」の次に「、ベスト」を加え、同表備考第4項中「制服夏下衣を着用する場合は、」を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第10号

名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

第20条第3項第4号中「当該事業場内の」を削る。

第22条第1項中「委員長は、」の次に「毎月1回以上」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 事業場委員会の庶務並びに会議の記録及び保存は、当該事業場において処理する。

第23条中「所属の」を削る。

第27条第1項中「部、課」を「部（担当部を含む。）、課」に改める。

第31条第2項中「新規採用・配転者健康診断」を「職務転換健康診断、雇入時健康診断、採用試験身体検査」に改める。

第36条を次のように改める。

（職務転換健康診断、雇入時健康診断及び採用試験身体検査）

第36条 職務転換健康診断、雇入時健康診断及び採用試験身体検査は、職務転換しようとする職員、新たに職員に採用する者及び名古屋市交通局が実施する職員採用試験の受験者に対し、必要とされる項目について、それぞれ実施する。

第38条中「第35条まで（第33条第5号を除く。）」を「第36条まで」に改める。

第40条の2中「職員」を「当該職員」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 40 条関係)

管理区分		措置基準
要 休 養 者	A	職免規程第 2 条第 8 号の規定に基づく職務に専念する義務の免除又は地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に基づく休職の方法により休養又は療養をさせる。
養 護 者	B 1	<ol style="list-style-type: none"> 1 午前 7 時以前及び午後 6 時以後の勤務を禁止する。 2 超過勤務を禁止する。 3 休日勤務の免除対象職員に限り、休日勤務を禁止する。 4 産業医等が必要と認める期間の範囲内で職免規程第 2 条第 8 号の 2 の規定に基づく職務に専念する義務を免除する。 5 盛夏厳冬の時期は、屋外の勤務を禁止し、又は作業場所の変更若しくは作業環境の改善を行う。 6 高速電車又は自動車に乗務する職員及び産業医等の特に指示する職員は、4 時間以内をその本来の業務に、残余の時間は軽作業に従事する。 7 毎月 1 回産業医等による面接指導を受ける。 8 旅行（公私を問わない。以下同じ。）する場合は、あらかじめ産業医等に計画を示し、その指示に従う。 9 各種運動競技への出場又は参加を禁止する。 10 その他産業医等が必要と認める事項を遵守する。
	B 2	<ol style="list-style-type: none"> 1 午前 6 時以前及び午後 9 時以後の勤務を禁止する。 2 勤務割振された時間を超える勤務を禁止する。ただし、不測の事態が発生した場合はこの限りでない。 3 休日勤務の免除対象職員に限り、休日勤務を禁止する。 4 盛夏厳冬の時期は、屋外の勤務を禁止し、又は作業場所の変更若しくは作業環境の改善を行う。 5 3 月に 1 回以上産業医等による面接指導を受ける。 6 旅行する場合は、あらかじめ産業医等に計画を示し、その指示に従う。 7 各種運動競技への出場又は参加を禁止する。 8 その他産業医等が必要と認める事項を遵守する。
	B 3	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務割振された時間を超える勤務を禁止する。ただし、不測の事態が発生した場合はこの限りでない。 2 休日勤務の免除対象職員に限り、休日勤務を禁止する。 3 3 月に 1 回以上産業医等による面接指導を受ける。 4 旅行する場合は、あらかじめ産業医等に計画を示し、その指示に従う。 5 各種運動競技への出場又は参加を禁止する。 6 その他産業医等が必要と認める事項を遵守する。

要 観 察 者	C	1 原則として年2回以上産業医等の面接指導を受け、又は個別健康診断を受診する。 2 その他産業医等が必要と認める事項を遵守する。
要 注 意 者	D	1 原則として年1回以上産業医等の面接指導を受け、又は個別健康診断を受診する。 2 その他産業医等が必要と認める事項を遵守する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の規定に基づいて養護者に指定された職員の措置基準は、なお従前の例による。

名古屋市交通局管理規程第11号

新嘱託員就業規程等の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

(新嘱託員就業規程の一部改正)

第1条 新嘱託員就業規程(平成15年名古屋市交通局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

- (1) 職員の定年等に関する条例(昭和58年名古屋市条例第1号)第2条若しくは職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号)第6条の2の適用を受けて名古屋市を退職した者、職員退職手当条例第6条第1項の適用を受ける者として特に指定されて名古屋市を退職した者、職員の再任用に関する条例施行規程(平成20年名古屋市交通局管理規程第6号)第3条に規定する任期の末日をもって交通局を退職した者又はこれに準ずる者として別に定める者(以下「定年退職者等」という。)

第20条中「227,800円」を「241,700円」に改め、「支給する。」の次に「ただし、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第19条(同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。)に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間にある者の給料の月額は、227,800円とする。」を加える。

第40条を次のように改める。

(安全衛生)

第40条 新嘱託員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

(嘱託員就業規程の一部改正)

第2条 嘱託員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤職員のうち、」の次に「次の各号のいずれにも該当し、かつ、」を加え、同条に次の2号を加える。

(1) 職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第1号）第2条、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第6条の2若しくは職員退職手当条例の特例に関する条例（平成11年名古屋市条例第45号）の適用を受けて名古屋市を退職した者、職員退職手当条例第6条第1項の適用を受ける者として特に指定されて名古屋市を退職した者、職員の再任用に関する条例施行規程（平成20年名古屋市交通局管理規程第6号）第3条に規定する任期の末日をもって交通局を退職した者又はこれに準ずる者として別に定める者（以下「定年退職者等」という。）

(2) 委嘱する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの間をいう。以下同じ。）の末日において65歳以下の者

第2条中「該当しない者」を「該当しない定年退職者等」に改める。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 管理嘱託員 6時間25分又は7時間

第22条第3項第2号を次のように改める。

(2) 管理嘱託員

ア 勤務時間が6時間25分と定められた者 131時間

イ 勤務時間が7時間と定められた者 144時間

第24条第2項第2号を次のように改める。

(2) 管理嘱託員

ア 勤務時間が6時間25分と定められた者 122時間

イ 勤務時間が7時間と定められた者 134時間

第41条を次のように改める。

（安全衛生）

第41条 嘱託員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

別表第2に次のように加える。

市営交通資料センター長（名古屋 市市電・地下鉄保存館長兼務）	月額261,200円
-----------------------------------	------------

（保健指導嘱託員就業規程の一部改正）

第3条 保健指導嘱託員就業規程（平成21年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第35条を次のように改める。

（安全衛生）

第35条 嘱託員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

（短時間嘱託バスレーン監視員就業規程の一部改正）

第4条 短時間嘱託バスレーン監視員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

（安全衛生）

第26条 職員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

（嘱託バス乗務員就業規程の一部改正）

第5条 嘱託バス乗務員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1日7時間、1週間35時間とし、その割振りは、別に定める。」を「3週間で平均して1週間に35時間とする。」に改める。

第5条中「4週間」を「3週間」に、「8日」を「6日」に、「とする」を「とし、週休日の割振りについては、常勤職員の例による」に改める。

第11条中第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 年次休暇については、別に定めるところにより、1時間ごとに区分して利用することができる。

8 別に定める職員に限り、年次休暇を半日に区分して利用することができる。

第18条第2項中「正規の勤務時間を勤務したとみなして、正規の勤務1時間」を「7時間（年次休暇及び臨時休暇を半日に区分して利用した日は3時間30分）の勤務時間相当とし、その勤務1時間」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「正規の勤務時間」の次に「（7時間を超える場合は7時間。以下、次項において同じ。）」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における7時間までの勤務 100分の100

第34条を次のように改める。

(安全衛生)

第34条 職員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

(新再雇用職員就業規程の一部改正)

第6条 新再雇用職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「8時間」を「別に定める時間」に改める。

第11条第1項第6号を次のように改める。

(6) 事務職員

ア 市営交通資料センター及び名古屋市市電・地下鉄保存館を勤務公所とする職員 原則として、勤務を免除しない。ただし、勤務を命じられなかった場合は、勤務を免除する。

イ アに掲げる者を除く職員 原則として、勤務を免除する。ただし、特に勤務を命じられた場合は、勤務を免除しない。

第13条第1項中「正規の勤務時間に相当する時間数（）」の次に「自動車乗務職員については8時間。」を加える。

第14条第6項中「年次休暇を取得しようとする日の勤務が日勤勤務の」を削り、「技術職員及び事務職員」を「技術職員、事務職員及び別に定める自動車乗務職員」に改める。

第22条中「支給する。」の次に「ただし、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定によ

り読み替える場合を含む。)に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間にある者の給料の月額は、括弧内に掲げる額とする。」を加え、同条第1号中「265,600円」を「279,500円(265,600円)」に改め、同条第2号中「220,300円」を「234,200円(220,300円)」に改め、同条第3号中「230,700円」を「244,600円(230,700円)」に改め、同条第4号中「220,500円」を「234,400円(220,500円)」に改め、同条第5号ア中「226,200円」を「240,100円(226,200円)」に改め、同号イ中「220,200円」を「234,100円(220,200円)」に改め、同条第6号ア中「232,800円」を「246,700円(232,800円)」に改め、同号イ中「220,200円」を「234,100円(220,200円)」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「除く。」を「除き、別に定める場合を含む。」に改め、「勤務しなかった1時間」の次に「(別に定める場合は、別に定める時間1時間)」を加える。

第27条中「正規の勤務時間」の次に「(8時間を超える場合は8時間)」を加える。

第43条を次のように改める。

(安全衛生)

第43条 職員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

(再雇用職員就業規程の一部改正)

第7条 再雇用職員就業規程(平成15年名古屋市交通局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規程は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年名古屋市条例第23号)第14条の規定に基づき、名古屋市交通

局（以下「交通局」という。）の非常勤職員のうち、次の各号のいずれにも該当し、かつ、新再雇用職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第23号）の適用を受けない次項に定める業務に従事する者の任用、勤務時間、給与その他就業に関して必要な事項を定めるものとする。

- (1) 職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第1号）第2条、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第6条の2若しくは職員退職手当条例の特例に関する条例（平成11年名古屋市条例第45号）の適用を受けて名古屋市を退職した者、職員退職手当条例第6条第1項の適用を受ける者として特に指定されて交通局を退職した者、職員の再任用に関する条例施行規程（平成20年名古屋市交通局管理規程第6号）第3条に規定する任期の末日をもって交通局を退職した者又はこれに準ずる者として別に定める者（以下「定年退職者等」という。）
- (2) 任用する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの間をいう。以下同じ。）の末日において65歳以下の者

2 前項の業務に従事する非常勤職員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 乗合自動車の運転に関する業務に従事する非常勤職員（以下「自動車乗務職員」という。）
- (2) 違法駐停車等の監視に関する業務に従事する非常勤職員（以下「監視職員」という。）
- (3) 助役業務の補助に関する業務に従事する非常勤職員（以下「助役補助職員」という。）
- (4) 高速電車の入換運転に関する業務に従事する非常勤職員（以下「入換運転職員」という。）
- (5) 駅務に関する業務に従事する非常勤職員（以下「駅務職員」という。）
- (6) 一般技術に関する業務に従事する非常勤職員（以下「技術職員」という。）
- (7) 一般事務に関する業務に従事する非常勤職員（以下「事務職員」という。）

第4条第1項第1号中「8時間」を「別に定める時間」に改める。

第11条第1項第7号を次のように改める。

(7) 事務職員

ア 市営交通資料センター及び名古屋市市電・地下鉄保存館を勤務公所とする職員 原則として、勤務を免除しない。ただし、勤務を命じられなかった場合は、勤務を免除する。

イ アに掲げる者を除く職員 原則として、勤務を免除する。ただし、特に勤務を命じられた場合は、勤務を免除しない。

第13条第1項中「正規の勤務時間に相当する時間数（」の次に「自動車乗務職員については8時間。」を加える。

第14条第7項中「年次休暇を取得しようとする日の勤務が日勤勤務の」を削り、「技術職員及び事務職員」を「技術職員、事務職員及び別に定める自動車乗務職員」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「除く。」を「除き、別に定める場合を含む。」に改め、「勤務しなかった1時間」の次に「（別に定める場合は、別に定める時間1時間）」を加える。

第27条中「正規の勤務時間」の次に「（8時間を超える場合は8時間）」を加える。

第43条を次のように改める。

（安全衛生）

第43条 職員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

（短時間嘱託職員就業規程の一部改正）

第8条 短時間嘱託職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号から第4号までの規定中「、」を「・」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 事務員 1日5時間・1週間平均25時間、1日5時間30分・1週間平均27時間30分、1日6時間25分・1週間平均32時間5分
又は1日7時間15分・1週間平均29時間

第5条第5号中「又は」を「若しくは」に改め、「（以下「5時間事務員」という。）」の次に「又は1日の勤務時間が6時間25分と定められた者

(以下「6時間事務員」という。)」を加える。

第11条第1項第5項を次のように改める。

(5) 事務員

ア 市営交通資料センター及び名古屋市市電・地下鉄保存館を勤務公所とする職員 原則として、勤務を免除しない。ただし、勤務を命じられなかった場合は、勤務を免除する。

イ アに掲げる者を除く職員 原則として、勤務を免除する。ただし、特に勤務を命じられた場合は、勤務を免除しない。

第13条第1項第1号中「6時間技術員及び5時間事務員」を「6時間技術員、5時間事務員及び6時間事務員」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 年度の初日後に委嘱された技術員及び事務員 6時間技術員、5時間事務員及び6時間事務員は10日、7時間技術員及び7時間事務員は7日。ただし、10月以降に新たに技術員及び事務員に委嘱された者は、その委嘱の日の属する月に応じ次のとおりとする。この場合において、表中、日数の上段は6時間技術員、5時間事務員及び6時間事務員に、下段は、7時間技術員及び7時間事務員に適用するものとする。

委嘱月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	6日	4日	2日	2日	1日	1日
	5日	3日	2日	2日	1日	1日

第21条第1項第2号中「技術員」の次に「、6時間事務員」を加える。

第32条及び第33条中「8時間駅務員」の次に「及び6時間事務員」を加える。

第36条を次のように改める。

(安全衛生)

第36条 職員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

(短時間嘱託乗客整理員就業規程の一部改正)

第9条 短時間嘱託乗客整理員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程

第26号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「及び休日」を削る。

第26条第2項中「、休日」を削る。

第29条を次のように改める。

(安全衛生)

第29条 職員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

(若年嘱託職員就業規程の一部改正)

第10条 若年嘱託職員就業規程(平成16年名古屋市交通局管理規程第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「7時間」の次に「(自動車乗務職員は別に定める時間。)」を加える。

第14条第1項中「相当する時間数(」の次に「自動車乗務職員については7時間。」を加える。

第15条第6項中「年次休暇を取得しようとする日の勤務が日勤勤務の」を削り、「技術職員」の次に「及び別に定める自動車乗務職員」を加える。

第25条第1項中「除く。」を「除き、別に定める場合を含む。」に改め、「勤務しなかった1時間」の次に「(別に定める場合は、別に定める時間1時間。)」を加える。

第28条中「正規の勤務時間」の次に「(7時間を超える場合は7時間)」を加える。

第43条を次のように改める。

(安全衛生)

第43条 職員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

(事務補助嘱託員就業規程の一部改正)

第11条 事務補助嘱託員就業規程(平成19年名古屋市交通局管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。

(安全衛生)

第 3 6 条 嘱託員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

(事務嘱託員就業規程の一部改正)

第 1 2 条 事務嘱託員就業規程 (平成 2 5 年名古屋市交通局管理規程第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 2 条を次のように改める。

(安全衛生)

第 3 2 条 嘱託員に対する安全衛生に関する取扱いについては、常勤職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法第 2 2 1 条第 3 項の法人の職員から引き続き採用される職員の就業に関する取扱いの特例に関する規程 (平成 2 6 年名古屋市交通局管理規程第 1 2 号) の適用を受ける者にあつては、この規程による改正後の短時間嘱託職員就業規程第 3 2 条の適用については、「厚生年金保険及び雇用保険法 (昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号) の規定に基づく雇用保険の被保険者」とあるのは、「厚生年金保険の被保険者」と読み替えるものとする。

名古屋市交通局管理規程第12号

地方自治法第221条第3項の法人の職員から引き続き採用される職員の就業に関する取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

地方自治法第221条第3項の法人の職員から引き続き採用される職員の就業に関する取扱いの特例に関する規程

第1条 施行日に本市が出資する法人であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項の法人（以下「出資法人」という。）の職員から引き続き嘱託員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第20号）、新再雇用職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第23号）又は短時間嘱託職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第25号）の適用を受ける非常勤職員として採用された者の就業に関する取扱いに当たっては、出資法人における在職を名古屋市交通局職員としての在職とみなして嘱託員就業規程、新再雇用職員就業規程又は短時間嘱託職員就業規程の規定を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第13号

短時間嘱託職員及び短時間嘱託乗客整理員の平成25年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

短時間嘱託職員及び短時間嘱託乗客整理員の平成25年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程

第1条 短時間嘱託職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第25号。以下「短時間規程」という。）の適用を受ける乗務員の平成25年度末における任用期間の更新に当たっては、短時間規程第3条第3項中「満68歳」とあるのは「満68歳（別に定める者にあつては満69歳）」と読み替えるものとする。

2 短時間規程の適用を受ける駅務員の平成25年度末における任用期間の更新に当たっては、短時間規程第3条第3項中「満68歳」とあるのは「満68歳（別に定める者にあつては満70歳）」と読み替えるものとする。

第2条 短時間嘱託乗客整理員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第26号。以下「整理員規程」という。）の適用を受ける職員の平成25年度末における任用期間の更新に当たっては、整理員規程第3条第3項中「満68歳」とあるのは「満68歳（別に定める者にあつては満69歳）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第14号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

3 局長は、現に扶養手当の支給を受けている職員が基準条例第4条の職員たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを、当該職員に扶養親族認定に必要と認める扶養事実等を証明する証拠書類の提出を求める等の方法により、随時確認しなければならない。

第24条第1項中「正規の勤務時間」の次に「(8時間を超える場合は8時間。別に定める職員については、別に定める時間とする。)」を加える。

第39条第1項中「承認若しくは勤務時間規程」を「承認、勤務時間規程」に、「承認又は職員の育児休業等に関する条例施行規程」を「承認若しくは職員の育児休業等に関する条例施行規程」に改め、「承認を受けて勤務しなかった場合」の次に「又は別に定める場合」を、「勤務しない1時間」の次に「(別に定める場合にあつては、別に定める時間1時間)」を加え、同条第2項中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改める。

第41条第1項中「給与期間」の次に「(以下「減額給与期間」という。)」を加え、同項ただし書中「職員が給料の支給日前において退職し、又は死亡したときは、その際」を「これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、一の減額給与期間における第39条の規定により減額する額の合計額が当該減額給与期間の第23条に規定する合計額

（以下「勤務1月当たりの給与額」という。）を超えるとき又は当該減額給与期間の正規の勤務時間の全時間が減額の基礎となる時間であるときの減額する額は、勤務1月当たりの給与額とする。

別表第6を次のように改める。

別表第6 企業職給料表(6)

職 務 の 級	給 料 月 額
1 級	144,500 円
2 級	180,600
3 級	207,800
4 級	223,300
5 級	253,500 (269,900)
6 級	276,600
7 級	291,700 (310,600)
8 級	342,500 (373,900)
9 級	422,900

- 備考 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「内部部局の部」の次に「(担当部を含む。)」を加える。

第12条の3第1項中「勤務時間規程」を「勤務時間及び休暇に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号。以下「勤務時間規程」という。)」に改める。

第12条の4に次の1項を加える。

2 給与規程第24条第1項に規定する「別に定める職員」とは、勤務時間規程第11条の規定により休日における勤務を免除される職員とし、「別に定める時間」とは、午前5時から午後10時までの時間帯における1日の正規の勤務時間を超えない時間とする。

(給料の額の特例に関する規程の一部改正)

第3条 給料の額の特例に関する規程(平成15年名古屋市交通局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第1項第1号中「100分の5」を「100分の4」に改め、同項第2号中「100分の4」を「100分の3」に改め、同項第3号中「100分の3」を「100分の2」に改める。

第2項に次の各号を加える。

(1) 給与規程別表第6企業職給料表(6)の適用を受ける職員で、職務の級が9級、8級又は7級である者の前項の適用については、当分の間、同項第1号中「100分の4」とあるのは「1,000分の258」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「1,000分の129」と、同項第3号中「100分の2」とあるのは「1,000分の67」とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間(以下「年金支給期間」という。)における給与規程別表第6企業職給料表(6)の適用を受ける職員で、職務の級が9級又は8級である者の前項の適用については、当分の間、同項第1号中「100分の4」とあるのは「1,000分の200」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「1,000分の66」とする。

第3項中「平成25年7月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成27年3月31日」に改め、同項第1号中「100分の7」を「100分の6」に改め、同項第2号中「100分の6」を「100分の5」に改め、同項第3号中「100分の5」を「100分の4」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の2」に改める。

第4項に次の各号を加える。

- (1) 給与規程別表第6企業職給料表(6)の適用を受ける職員で、職務の級が9級、8級又は7級である者の前項の適用については、「別表第6の規定の適用により定められる額」とあるのは、「別表第6の規定の適用により定められる額（以下この項において「本来給」という。）に、職務の級が9級である者については1,000分の258、職務の級が8級である者については1,000分の129、職務の級が7級である者については1,000分の67を乗じて得た額を本来給から減じた額」とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、年金支給期間における給与規程別表第6企業職給料表(6)の適用を受ける職員で、職務の級が9級又は8級である者の前項の適用については、「別表第6の規定の適用により定められる額」とあるのは、「別表第6の規定の適用により定められる額（以下この項において「本来給」という。）に、職務の級が9級である者については1,000分の200、職務の級が8級である者については1,000分の66を乗じて得た額を本来給から減じた額」とする。

(期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正)

第4条 期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則中第4項を第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 4 第15条の2第3項の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げる職員（評価対象職員を除く。）であって、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して特に必要と認める者の奨励手当基礎額に係る職務段階別加算割合は、当分の間、同条第3項の規定により求められる割合に100分の10を超えない範囲内で1,000分の15を加算して得た割合とする。
- 5 第15条の2第3項及び附則第3項の規定にかかわらず、同条第1項各

号に掲げる職員以外の職員であって、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して特に必要と認めるものについては、当分の間、同条第3項の規定を適用し、この場合における職務段階別加算割合は、1,000分の15（附則第3項の規定の適用を受ける職員については、同項の規定により求められる割合に100分の10を超えない範囲内で1,000分の15を加算して得た割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に対するこの規程による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「改正後給与規程」という。）第4条第1項第2号の適用については、改正後給与規程第4条第1項第2号中「別表第6」とあるのは、「名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成26年名古屋市交通局管理規程第14号）附則別表」とする。

附則別表

職 務 の 級	給 料 月 額
1 級	137,400 円
2 級	171,700
3 級	197,500
4 級	209,500
5 級	241,600 (255,500)
6 級	262,900
7 級	277,300 (295,300)
8 級	325,600 (355,400)
9 級	402,000

- 備考 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

名古屋市交通局管理規程第15号

初任給、昇格及び昇給等に関する規程及び初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

第1条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「100分の22」を「100分の20」に改め、同項を同条第6項とする。

第17条中「前条第5項本文」を「前条第4項本文」に、「第4項」を「第3項」に、「第6項」を「第5項」に改める。

第23条第1項に次の1号を加える。

(5) 主任助役及び助役のうち1週間の正規の勤務時間が38時間45分と定められた職員の職務 1

附則第7項の表中

「

18		137,200
19		141,700
20	141,100円	146,100
21	143,200	149,000
22	145,500	152,000

を

」

18		138,700	に
19		141,700	
20	141,100円	146,100	
21	143,200	149,000	
22	146,600	153,500	

改める。

別表第1級別標準職務表1企業職給料表(1)及び6企業職給料表(6)中「部長の職務」を「部長及び担当部長の職務」に改める。

別表第7昇給号給数表中	「	C	を	「	C	に改める。
	3	3以下				
	1	1以下				
	」			」		

別表第2初任給表3企業職給料表(3)備考3中「前2項の規定の適用を受ける職員」を「職種欄に掲げる「自動車運輸主事」」に改める。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)
第2条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「対応する別表」を「対応する別表第1」に改める。

第9条第5号中「適用は」の次に「、第2号に該当する場合を除き」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国等の職員(職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号。以下「退職手当条例」という。))第2条第7号に規定する国等の職員をいう。以下同じ。)から引き続き職員となった者(退職手当条例第7条第5項第6号の規定の適用を受ける者に限る。)の号給は、初任給規程第6条の規定に基づき、初任給規程第3条第3項の規定により求められる号給とする。ただし、同じ職務の級に属する他の職員との権衡を失する場合等これによ

り難い場合においては、当該職員との権衡及びその者が職員となる前に国等の職員として受けていた号俸又は号給の額その他特に必要と認める給与の額等を総合的に勘案してその者の号給を決定することができるものとする。

第12条中「第23条第4項各号に規定する事由（以下「昇給号給数調整事由」という。）に」を「別表第2に掲げるいずれの事由にも」に改め、「であることが明らか」を削り、「第16条第5項」を「第16条第4項」に改める。

第12条の2中「第16条第5項」を「第16条第4項」に、「昇給号給数調整事由」を「別表第2に掲げるいずれかの事由」に改める。

第21条第2項中「異動直前の職務の級の号給を昇格をした場合に決定された号給とみなしたときに求められる当該昇格直前の同表右欄の職務の級の号給（その号給が2以上あるときは最上位の号給）」を「異動の日に同表右欄の職務の級に降格をしたものとして求められる号給」に改める。

第22条第2項中「勤務成績が特に良好となる」を「昇給」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤務成績が良好でない区分の決定）

第22条の2 勤務成績等判定期間（別表第2の1の項から7の項まで及び11の項に掲げる事由にあっては勤務成績判定期間をいい、同表の8の項から10の項までに掲げる事由にあっては昇給日の前1年間をいう。以下同じ。）において同表に掲げるいずれかの事由に該当した職員は、初任給規程第16条第1項第3号に定める昇給区分に決定するものとする。

2 前項の適用を受ける職員の昇給の号給数は、勤務成績等判定期間における別表第2に掲げる事由の区分に応じてそれぞれ同表昇給の号給数の欄に定める号給数とする。この場合において、同表に掲げる事由のいずれかにおいてそれらに2回以上該当するとき（6の項に2回以上該当するときは、6の項でなく7の項に該当するものとする。）又は同表に掲げる事由のいずれかのうち2以上に該当するとき（6の項及び7の項に該当するときは、7の項に該当するものとする。）は、その者の初任給

規程別表第7に規定する昇給区分Bに対応する昇給の号給数（以下「標準となる号給数」という。）から別表第2の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数を合算した号給数を減じて得た号給数とする。ただし、当該昇給の号給数が0又は負となる場合は、昇給しないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、監督の地位にある職にある理由をもって懲戒処分を受けた職員の昇給の号給数は、標準となる号給数から別表第2の8の項から10の項までの減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数に2分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。）を減じて得た号給数とすることができる。

第23条第1項各号列記以外の部分中「勤務成績判定期間」を「前条の規定にかかわらず、勤務成績判定期間」に、「0」を「0又は負」改め、同項第1号中「初任給規程別表第7に規定する昇給区分Bに対応する昇給の号給数（以下「標準となる号給数」という。）」を「標準となる号給数」に、「乗じて得た数」を「乗じて得た号給数」に改め、同項第3号中「1を」を「別表第2の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数（同表に掲げる事由のいずれかにおいてそれらに2回以上該当するとき（6の項に2回以上該当するとき、6の項でなく7の項に該当するものとする。）又は同表に掲げる事由のいずれかのうち2以上に該当するとき（6の項及び7の項に該当するとき、7の項に該当するものとする。）は、その者の標準となる号給数から別表第2の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数を合算した号給数）を」に改め、同条第4項から第8項までを削る。

第24条を次のように改める。

（初任給規程第16条第6項の適用）

第24条 新たに職員となった者のうち、勤務成績が良好なものの採用日の属する年度（以下本条において「採用年度」という。）における昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める号給数とする。この場合において、採用日から昇給日までの間に別表第2に掲げるいずれかの事由に該当した職員にあっては、初任給規程第16条第1項第3号に定め

る昇給区分に決定するものとし、当該職員の昇給の号給数は、第22条の2の規定にかかわらず、次の各号に定める号給数から、同表の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数（同表に掲げる事由のいずれかにおいてそれらに2回以上該当するとき（6の項に2回以上該当するときは、6の項でなく7の項に該当するものとする。）又は同表に掲げる事由のいずれかのうち2以上に該当するとき（6の項及び7の項に該当するときは、7の項に該当するものとする。）は、その者の標準となる号給数から別表第2の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数を合算した号給数）を減じて得た号給数とする。ただし、当該昇給の号給数が0又は負となる場合は、昇給しないものとする。

(1) 4月1日から7月1日までに採用された者 2

(2) 7月2日から10月1日までに採用された者 1

2 前条第1項（同項第2号の規定を除く。）の規定は、新たに職員となった者の採用年度の昇給について準用する。この場合において、前条第1項中「勤務成績判定期間」とあるのは「採用日から昇給日までの間」と、「標準となる号給数」とあるのは「第24条第1項各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める号給数」と、「12月」とあるのは「採用日の属する月から昇給日の属する月の前月までの月数」とする。

3 初任給規程第16条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定の適用を受ける職員の昇給について準用する。この場合において、初任給規程第16条第3項中「前2項」とあるのは「第5項」とする。

4 新たに職員となった者の採用日の属する年度の翌年度（以下本項において「採用翌年度」という。）の昇給の号給数は、次表の左欄に掲げる採用日の区分及び同表の中欄に掲げる昇給区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める号給数とする。この場合において、採用翌年度の勤務成績等判定期間（別表第2の1の項から7の項まで及び11の項に掲げる事由にあつては採用日から採用日の属する年度の末日までの間をいい、同表の8の項から10の項までに掲げる事由にあつては昇給日の前1年間（採用日が10月2日から翌年の3月31日までの者にあつては採用日から昇給日の前日までの間）をいう。）に別表第2に掲げるいずれかの事由に該当した職員にあつては、初任

給規程第16条第1項第3号に定める昇給区分に決定するものとし、当該職員の昇給の号給数は、第22条の2の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる採用日の区分及び同表の中欄に掲げるCの区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる号給数から、別表第2の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数（同表に掲げる事由のいずれかにおいてそれらに2回以上該当するとき（6の項に2回以上該当するときは、6の項でなく7の項に該当するものとする。）又は同表に掲げる事由のいずれかのうち2以上に該当するとき（6の項及び7の項に該当するときは、7の項に該当するものとする。）は、その者の標準となる号給数から別表第2の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数を合算した号給数）を減じて得た号給数とする。ただし、当該昇給の号給数が0又は負となる場合は、昇給しないものとする。

採用日	昇給区分	採用翌年度の昇給の号給数
4月1日	A	6
	B	4
	C	3
4月2日から翌年の1月1日までの日	A	5
	B	3
	C	2
翌年の1月2日から3月31日までの日	A	4
	B	2
	C	1

- 5 前条の規定は、前項に規定する昇給の号給数を調整する場合に準用する。この場合において、前条第1項中「勤務成績判定期間」とあるのは「採用日から採用日の属する年度の末日までの間」と、「標準となる号給数」とあるのは「第24条第4項の表」と、「12月」とあるのは「採用日の属する月から採用日の属する年度の3月までの月数」とする。
- 6 初任給規程第16条第3項及び第4項の規定は、第4項の規定の適用を受ける職員の昇給について準用する。この場合において、同規程第16条第4

項中「前2項」とあるのは「第5項」とする。

- 7 新たに職員となった者のうち、採用日の前日において若年嘱託職員就業規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第33号。以下「若年嘱託規程」という。）の適用を受けていた者の採用日以後の最初の昇給日（以下「調整する昇給日」という。）における昇給の号給数は、その者が若年嘱託規程の規定による直近の委嘱の日（以下「若年嘱託委嘱日」という。）から採用日の前日までの期間（以下「若年嘱託期間」という。）において企業職給料表(3)の適用を受けていたとみなした場合に若年嘱託期間中の各年度（若年嘱託委嘱日の属する年度においては若年嘱託委嘱日から若年嘱託委嘱日の属する年度の末日までとし、採用日の属する年度においては採用日の属する年度の4月1日から採用日の前日までとする。）において別表第2に掲げるいずれかの事由により減じる昇給の号数（同表に掲げる事由のいずれかにおいてそれらに2回以上該当するとき（6の項に2回以上該当するときは、6の項でなく7の項に該当するものとする。）又は同表に掲げる事由のいずれかのうち2以上に該当するとき（6の項及び7の項に該当するときは、7の項に該当するものとする。）は、その者の標準となる号給数から別表第2の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数を合算した号給数）を合計して得られる数を減じて得た号給数（以下この項において「合算号給数」という。）とする。ただし、合算号給数が0又は負となる場合にあっては、昇給させないものとする。
- 8 新たに職員となった者のうち、採用日の前日において若年嘱託規程の適用を受けていた者の調整する昇給日における昇給の号給数は、その者が若年嘱託期間において企業職給料表(3)の適用を受けていたとみなした場合に第27条第1項及び第2項の規定により加える昇給の号数を加えて得た号給数とする。
- 9 定年に達する日の属する年度（以下本項において「定年年度」という。）にある勤務成績が良好な職員（定年前早期退職者（退職手当条例第6条の2の規定による退職手当に係る特例を受ける者をいう。）を含む。）の当該年度の昇給の号給数は、初任給規程第16条第1項から第4項までの規定による昇給の号給数に、標準となる号給数（次項において「特例号給数」とい

う。)を加えて得た号給数とすることができる。この場合において、定年に達する年度の4月1日から昇給日の前日までの間に別表第2の1の項から7の項まで又は11の項に掲げるいずれかの事由に該当した職員にあっては、特例号給数から、同表の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数(同表の1の項から7の項まで又は11の項に掲げる事由のいずれかにおいてそれらに2回以上該当するとき(6の項に2回以上該当するときは、6の項でなく7の項に該当するものとする。))又は同表の1の項から7の項まで又は11の項に掲げる事由のいずれかのうち2以上に該当するとき(6の項及び7の項に該当するときは、7の項に該当するものとする。))は、その者の標準となる号給数から別表第2の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数を合算した号給数を減じて得た号給数を、特例号給数とする。ただし、当該特例号給数が0又は負となる場合は、特例号給数を加えないものとする。

10 前条第1項(同項第2号の規定を除く。)の規定は、特例号給数を調整する場合に準用する。この場合において、前条第1項中「勤務成績判定期間」とあるのは「定年に達する年度の4月1日から昇給日の前日までの間」と、「12月」とあるのは「6月」とする。

11 初任給規程第16条第3項及び第4項の規定は、第6項の規定の適用を受ける職員の昇給について準用する。この場合において、同規程第16条第3項中「前2項」とあるのは「第5項」とする。

第26条中「第4項まで又は第6項」を「第3項まで又は第5項」に改め、「、第21条」を削る。

第27条第4項中「第4項」を「第3項」に、「前3項」を「前2項」に改める。

第28条第2項中「第4項」を「第3項」に、「前3項」を「前2項」に改める。

第32条第2項中「第4項」を「第3項」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

番号	事由	昇給の号給数		減じる号給数	
1	承認欠勤の日数が勤務成績判定期間内に通算して40日を超え80日までのとき又は傷病職免が3回以上あり、その日数が通算して30日を超え40日までのとき	3	1	1	1
2	承認欠勤の日数が通算して80日を超え120日までのとき	2	0	2	2
3	承認欠勤の日数が通算して120日を超え160日までのとき	1	0	3	2
4	承認欠勤の日数が通算して160日を超えるとき	0	0	4	2
5	勤務成績が良好でないとき	3	1	1	1
6	不承認欠勤が1回あったとき	3	1	1	1
7	不承認欠勤が2回以上あったとき	2	0	2	2
8	懲戒処分による戒告のあったとき	3	1	1	1
9	懲戒処分による減給のあったとき	2	0	2	2
10	懲戒処分による停職のあったとき	1	0	3	2
11	5の項に定めるもののほか勤務成績が良好でないことを明白に示す事実が認められるとき	3	1	1	1

備考

- この表に定める昇給の号給数の欄及び減じる号給数の欄の左欄の号給数は給与規程第5条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、右欄の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。
- この表に掲げる「承認欠勤の日数」とは、勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号。以下「勤務時間規程」という。）第16条の2に規定する介護休暇の日数（半日取得（勤務時

間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号）第6条の2第6項に規定する介護休暇の半日単位での取得をいう。）の日数は、0.5日として積算するものとする。）と職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号。以下「職免規程」という。）第2条第8号に規定する傷病の療養（公務（外国派遣された職員の派遣先の機関、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「職員派遣された職員」という。）の派遣先の団体（以下「派遣先団体」という。）及び退職派遣者の公益的法人等派遣条例第10条各号に掲げる特定法人（以下「特定法人」という。）における業務を含む。以下同じ。）若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤（職員派遣された職員及び退職派遣者にあつては、派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤）をいう。以下同じ。）に起因する傷病の療養を除く。）により職務に専念する義務を免除されて勤務しないこと（この表に掲げる「傷病職免」をいう。）の日数とを合算した日数をいう。

- 3 この表に掲げる「不承認欠勤」とは、法律、条例又は職免規程に基づく承認を得ない欠勤をいい、その回数は1日又は引き続く2日以上欠勤をもって1回とする。
- 4 この表に掲げる「5の項に定めるもののほか勤務成績が良好でないことを明白に示す事実が認められるとき」とは、別に定める場合をいう。
- 5 勤務成績判定期間中に遅刻又は早退のある者の取り扱いは、次に掲げる各号のとおりとする。
 - (1) 承認の遅刻又は早退（傷病職免によるものをいう。）3回をもって1の項の承認欠勤の日数1日とみなす。
 - (2) 不承認の遅刻又は早退3回をもって6の項の不承認欠勤1回とみなす。

- 6 次の各号に掲げる者については5の項に該当するものとし、各号のいずれかにおいてそれらに2回以上該当する者又はいずれかのうち2以上に該当する者については、その回数又は号の数を合算した回数分5の項に該当するものとして取り扱う。
- (1) 不承認欠勤が5回以上ある者
 - (2) 公務又は通勤によらない負傷若しくは疾病による欠勤が180日以上ある者
 - (3) 勤務成績判定期間内において利用客からの苦情が3回以上ある者
 - (4) 運輸現業職員の当日欠勤及び当日の勤務変更又は技術職員の隔日勤務における当日欠勤が勤務成績判定期間内の1月について2回以上又は勤務成績判定期間内に5回以上あった者
- 7 前項第4号に規定する「運輸現業職員」とは、運輸主事、電車運輸主事及び自動車運輸主事の補職名を冠する職員のうち別に定める者をいう。
- 8 第6項第4号に規定する「技術職員」とは、技師、運輸技師、工務運輸技師、電車運輸技師、自動車運輸技師、電気運輸技師及び営繕運輸技師をいう。
- 9 第6項第4号に規定する「当日欠勤」とは、勤務時間規程に規定する年次休暇、特別休暇及び臨時休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年名古屋市条例第8号）第2条第1号若しくは第2号又は職免規程第2条各号に掲げる事由により職務に専念する義務を免除されて勤務の一部又は全部（技術職員の場合は一部を欠く場合に限る。）を欠くこと（特にやむを得ないもの等として別に定めるものを除く。）のうち、当日に申請を行ったものとする。
- 10 第6項第4号に規定する「当日の勤務変更」とは、あらかじめ命じられた勤務を当日に変更すること（変更の原因となった者に限り、特にやむを得ないもの等として別に定めるものを除く。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正）

2 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（昭和63年交通局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「第5項」を「第4項」に改める。

（給料調整）

3 施行日の前日現に1週間の正規の勤務時間が38時間45分と定められた職務に従事する主任助役及び助役の給料の号給については、他の職員との権衡を考慮し、施行日において必要な調整を行うものとする。

名古屋市交通局管理規程第16号

管理職手当の額の特例に関する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

管理職手当の額の特例に関する規程

第1条 平成26年4月1日から平成26年11月30日までの間における管理職手当の額は、管理職手当支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第6号）第3条の規定にかかわらず、初任給、昇格及び昇給等に関する規程等の一部を改正する規程（平成25年名古屋市交通局管理規程第14号）による改正前の管理職手当支給規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第17号

名古屋市交通局契約規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

第39条第1項及び第52条の2第1項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市交通局契約規程の規定は、施行日以後に締結される契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

名古屋市病院局管理規程第12号

名古屋市病院局会計規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月31日

名古屋市病院局長 山 田 和 雄

目次中 「第 5章 固定資産（第78条—第90条）」を「第 5章 固定資産
第 5章の 2 引
第 6章 予算及
第 6章の 2 セ

産（第78条—第90条）

当金（第90条の 2）

に改める。

び決算（第91条—第 100条）

グメント情報（第 100条の 2）」

第11条第 1項に次の 1号を加える。

(11) リース資産台帳

第11条第 2項の表中

「

経理課長	総勘定元帳 現金預金出納簿 予算整理簿 前渡金出納簿 固定資産台帳 企業債台帳 預り金整理簿
病院の管理課長	前渡金出納簿 物品整理簿

	固定資産台帳
--	--------

を

経理課長	総勘定元帳 現金預金出納簿 予算整理簿 前渡金出納簿 固定資産台帳 企業債台帳 預り金整理簿 リース資産台帳
病院の管理課長	前渡金出納簿 物品整理簿 固定資産台帳 リース資産台帳

に改める。

第35条第 5項を次のように改める。

5 支払伝票は、支出科目及び債権者ごとの支出金額を記載した内訳書を添付することにより、2以上の支出科目及び債権者をまとめて作成することができる。

第79条を次のように改める。

第79条 有形固定資産は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 器機備品
- (4) 構築物
- (5) 車両
- (6) 器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに

限る。)

(7) リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が第 1号から前号までに掲げるものである場合に限る。)

(8) 建設仮勘定

2 無形固定資産は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 借地権

(2) 地上権

(3) 電話加入権

(4) リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件が第 1号及び第 2号に掲げるものである場合に限る。)

(5) その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

3 投資は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 投資有価証券

(2) 出資金

(3) 長期貸付金

(4) 基金

(5) その他投資

第80条第 3号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第 5章の次に次の 1章を加える。

第 5章の 2 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第90条の 2 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第92条に次の項を加える。

2 経理課長は、前項の査定の結果に基づき予算の原案及び予算に関する説明

書を作成しなければならない。この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第98条各号を次のように改める。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 引当金の計上
- (5) 未払費用等の経過勘定に関する整理

第 100条に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第 100条第 6号の次に次の 1号を加える。

- (6) の 2 キャッシュ・フロー計算書

第 6章の次に次の 1章を加える。

第 6章の 2 セグメント情報

(報告セグメントの区分)

第 100条の 2 報告セグメントの区分は次のとおりとする。

- (1) 東部医療センター
- (2) 西部医療センター
- (3) 緑市民病院

別記 名古屋市病院局会計規程様式目次中 「第 3号様式 支払伝票 (その
第 4号様式 支払伝票 (その

- 「第 3号様式 支払伝票 (その 1)
1) を 第 3号様式の 2 支払伝票 (その 2) に、「第15号様式 固定資
2) 」 第 4号様式 支払伝票 (その 3) 」

「第15号様式 固定資産台帳 (建物その他)
産台帳 (建物その他) を 第15号様式の 2 固定資産台帳 (リース) に改め
第15号様式の 3 リース資産台帳 」

る。

第 3号様式の次に次の 1様式を加える。

第 3号様式の 2

支払伝票

支出区分
発行

年 度	借方	予算	別添内訳書のとおり					
		勘定						
	貸方	勘定						
支出額計			支出承認年月日	年	月	日		
			伝票番号					
ただし、			契 約	契約月日	年	月	日	
				契約番号				号
				契約期間	～			
				契約金額				
			支出負担行為	年	月	日		
			検査・確認	年	月	日		
			職					
			氏名	印				
口座振替登録番号			委任状	保管				
請求書番号			支払期限	年	月	日		
領 収 印 影 (資 金 前 渡 の 確 認)	上記金額を領収しました。			年	月	日		
	住所							
	氏名							
	(宛先)			名古屋市病院局長				
支出承認者	支 出 承 認 主 管							
支払承認者	支 払 承 認 主 管				支払年月日			

注 第35条第 4項の規定による場合には、支払承認者・支払承認主管欄には
押印を必要としません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

第15号様式の次に次の 2様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市病院局会計規程第11条、第79条、第80条、第90条の 2、第92条、第98条、第 100条及び第 100条の 2の規定は、平成26年度の予算及び決算から適用し、平成25年度の決算については、なお従前の例による。

名古屋市病院局管理規程第13号

名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年 3月31日

名古屋市病院局長 山 田 和 雄

第15条の次に次の 1条を加える。

第15条の 2 局長は、現に扶養手当の支給を受けている職員が条例第 4条の職員たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に扶養親族認定に必要と認める扶養事実等を証明する証拠書類の提出を求める等の方法により、随時確認しなければならない。

第44条第 1項中「又は武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改め、「総務大臣」の次に「（大規模災害からの復興に関する法律第56条第 1項に規定する災害派遣手当の額は、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第 237号）第43条の規定に基づき内閣総理大臣）」を加える。

第48条第 2項中「給与期間」の次に「（以下「減額給与期間」という。）」を加え、同項ただし書中「給与の減額を受ける職員の給料の支給日前において退職等したときは、その際」を「これにより難しい場合等やむをえない理由が生じた場合には、速やかに」に改め、同条に次の 1項を加える。

5 第 2項の場合において、一の減額給与期間における条例第13条及び前条の規定により減額する額の合計額が当該減額給与期間の第45条の規定から算定される合計額（以下「勤務 1月当たりの給与額」という。）を超えるとき又は当該減額給与期間の正規の勤務時間の全時間が減額の基礎となる時間であるときの減額する額は、勤務 1月当たりの給与額とする。

附則第 1項中「12,000円を超えない範囲内で」を「局長が」に改める。

別表第 6を次のように改める。

別表第6 企業職給料表(6)

職務の級	給料月額
	円
1 級	144,500
2 級	180,600
3 級	207,800
4 級	223,300
5 級	253,500 (269,900)
6 級	276,600
7 級	291,700 (310,600)
8 級	342,500 (373,900)
9 級	422,900

- 備考 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）附則第19条（同法附則第19条の 2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に対するこの規程による改正後の名古屋市病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）第 2条第 1項第 2号の規程の適用については、改正後規程第 2条第 1項第 2号中「別表第 6」とあるのは「名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市病院局管理規程第13号）附則別表」とする。

別表第6 企業職給料表(6)

職務の級	給料月額
	円
1 級	137,400
2 級	171,700
3 級	197,500
4 級	209,500
5 級	241,600 (255,500)
6 級	262,900
7 級	277,300 (295,300)
8 級	325,600 (355,400)
9 級	402,000

- 備考 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

名古屋市病院局管理規程第14号

名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月31日

名古屋市病院局長 山 田 和 雄

第19条第 3項を削り、同条第 4項中「前 3項」を「前 2項」に改め、同項を同条第 3項とし、同条中第 5項を第 4項とし、第 6項を第 5項とし、同条第 7項中「100分の22」を「100分の20」に改め、同項を同条第 6項とする。

第20条中「第19条第 5項本文」を「第19条第 4項本文」に、「第 4項」を「第 3項」に、「第 6項」を「第 5項」に改める。

第23条中「及び第 5号」を「、第 5号及び第 7号」に改める。

附則第 3項の表中

「

18	134,800	を
----	---------	---

」

「

18	135,900	に、
----	---------	----

」

「

22	145,500	を
----	---------	---

」

「

22	146,600	に改める。
----	---------	-------

」

別表第 2初任給表 1企業職給料表(1)の備考第 3項中「職員の任用に関する規則」を「任用規則」に改め、同表の備考第 4項を削る。

別表第 2 初任給表 4 企業職給料表(4)の備考第 6 項中「卒業者の初任給は、1 級第 35 号給とする。」を「卒業者のうち、任用規則別表第 2 段階別職位表 9 薬剤職の表に掲げられている職に採用した者の初任給は、1 級第 38 号給とする。」に改める。

別表第 7 昇給号給数表中

C
3
1

を

C
3以下
1以下

に改める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第15号

名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月31日

名古屋市病院局長 山 田 和 雄

別表中

「
 助産師長及び看護師長並びに西部医療センター手術室に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補及び看護師補
 を
 「
 助産師長、看護師長、東部医療センター看護部に勤務する主査並びに西部医療センター手術室に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補及び看護師補
 に、

薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士及び臨床検査技師（いずれも管理職手当の支給を受ける職員	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日
	B	午前 8時45分か	60	

を除く。)		ら午後10時まで 及び翌日の午前 5時30分から午 前 8時45分まで			
-------	--	--	--	--	--

を

「

薬剤師、臨床工学技士、 臨床検査技師及び西部医 療センターに勤務する診 療放射線技師（いずれも 管理職手当の支給を受け る職員を除く。）	A	午前 8時45分か ら午後 5時15分 まで	45	日曜日及 び土曜日	
	B	午前 8時45分か ら午後10時まで 及び翌日の午前 5時30分から午 前 8時45分まで	60		
東部医療センターに勤務 する診療放射線技師（管 理職手当の支給を受ける 職員を除く。）	A	午前 8時45分か ら午後 5時15分 まで	45	日曜日及 び土曜日	
	B	午後 1時から午 後 9時30分まで	45		
	C	午前 8時45分か ら午後10時まで 及び翌日の午前 5時30分から午 前 8時45分まで	60		

に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

名古屋国際会議場の利用料金の公告

名古屋国際会議場条例（平成元年名古屋市条例第36号）第4条第4項の規定により、平成26年4月1日以後の使用許可申請分から適用される名古屋国際会議場の利用料金の額を承認しましたので、次のとおり公告します。

なお、平成26年3月31日以前に利用料金の納付があり、還付金が生じた場合は、指定管理者より利用者に対し還付します。

平成26年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

1 センチュリーホール及びイベントホールの利用料金の額

施設の 区分		利用料金の額						
		午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前午後 9:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	午後夜間 13:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00	延長 (30分 当たり)
		円	円	円	円	円	円	円
セン チュ リー ホ ール	平日	193,800 (332,300)	258,500 (443,100)	399,800 (685,300)	258,500 (443,100)	457,500 (784,200)	560,000 (960,000)	43,100 (73,800)
	土曜日 及び日 曜日等	242,300 (415,400)	323,100 (553,800)	499,700 (856,600)	323,100 (553,800)	571,800 (980,300)	700,000 (1,200,000)	53,800 (92,300)
イベント ホール		155,800 (207,700)	207,700 (276,900)	321,200 (428,300)	207,700 (276,900)	367,600 (490,200)	450,000 (600,000)	34,600 (46,200)
備考								
1 日曜日等とは、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいいます。								

- 2 延長の欄に定める利用料金の額は、使用者の使用時間の区分に接続する時間（午後10時から翌日の午前9時までの間に限る。）について、指定管理者が、管理上支障がなく、かつ、特別の事由があると認めて使用の許可をした場合に徴収する額とします。
- 3 () 内の金額は、専ら営利を目的として使用する場合に適用します。

2 白鳥ホール、レセプションホール、国際会議室、展示室、会議室及びリハーサル室の利用料金の額

施設の区分		利用料金の額						
		午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前午後 9:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:30 (リハーサル室 は 22:00)	午後夜間 13:00～ 21:30 (リハーサル室 は 22:00)	全日 9:00～ 21:30 (リハーサル室 は 22:00)	延長 (30分当 たり)
白鳥 ホール	区画しない 場合	円	円	円	円	円	円	円
		136,800 (180,000)	182,400 (240,000)	282,100 (371,200)	159,600 (210,000)	304,900 (401,200)	380,000 (500,000)	30,400 (40,000)
	区画 する 場合	第1室 75,200 (99,000)	100,300 (132,000)	155,200 (204,200)	87,800 (115,500)	167,700 (220,700)	209,000 (275,000)	16,700 (22,000)
レセプ ション ホール	区画しない 場合	97,200 (126,000)	129,600 (168,000)	200,400 (259,800)	113,400 (147,000)	216,600 (280,800)	270,000 (350,000)	21,600 (28,000)
	区画 する 場合	第1室 53,500 (69,300)	71,300 (92,400)	110,200 (142,900)	62,400 (80,900)	119,200 (154,500)	148,500 (192,500)	11,900 (15,400)
国際会議室		88,200	117,600	181,900	102,900	196,600	245,000	19,600
展示室	211	25,900	34,600	53,500	30,200	57,800	72,000	5,800
	212	19,400	25,900	40,100	22,700	43,300	54,000	4,300

会議室	131							
	132	8,600	11,500	17,800	10,100	19,300	24,000	1,900
	133	①6,900	①9,200	①14,300	①8,100	①15,500	①19,200	①1,600
	134	②6,100	②8,100	②12,500	②7,100	②13,600	②16,800	②1,400
	135							
	141	17,300	23,000	35,600	20,200	38,500	48,000	3,800
		①13,900	①18,400	①28,500	①16,200	①30,800	①38,400	①3,100
	142	②12,200	②16,100	②25,000	②14,200	②27,000	②33,600	②2,700
		8,600	11,500	17,800	10,100	19,300	24,000	1,900
	143	①6,900	①9,200	①14,300	①8,100	①15,500	①19,200	①1,600
		②6,100	②8,100	②12,500	②7,100	②13,600	②16,800	②1,400
		4,300	5,800	8,900	5,000	9,600	12,000	1,000
	213	①3,500	①4,700	①7,200	①4,000	①7,700	①9,600	① 800
		②3,100	②4,100	②6,300	②3,500	②6,800	②8,400	② 700
		14,000	18,700	29,000	16,400	31,300	39,000	3,100
	221	①11,200	①15,000	①23,200	①13,200	①25,100	①31,200	①2,500
		② 9,800	②13,100	②20,300	②11,500	②22,000	②27,300	②2,200
	222	13,000	17,300	26,700	15,100	28,900	36,000	2,900
		①10,400	①13,900	①21,400	①12,100	①23,200	①28,800	①2,400
	223	② 9,100	②12,200	②18,700	②10,600	②20,300	②25,200	②2,100
		33,800	45,100	69,800	39,500	75,400	94,000	7,500
	224	①27,100	①36,100	①55,900	①31,600	①60,400	①75,200	①6,000
		②23,700	②31,600	②48,900	②27,700	②52,800	②65,800	②5,300
	6,100	8,200	12,600	7,100	13,600	17,000	1,400	
225	①4,900	①6,600	①10,100	①5,700	①10,900	①13,600	①1,200	
	②4,300	②5,800	② 8,900	②5,000	② 9,600	②11,900	②1,000	

		14,000	18,700	29,000	16,400	31,300	39,000	3,100
	231	①11,200	①15,000	①23,200	①13,200	①25,100	①31,200	①2,500
		② 9,800	②13,100	②20,300	②11,500	②22,000	②27,300	②2,200
	232	13,000	17,300	26,700	15,100	28,900	36,000	2,900
		①10,400	①13,900	①21,400	①12,100	①23,200	①28,800	①2,400
	233	② 9,100	②12,200	②18,700	②10,600	②20,300	②25,200	②2,100
	234	33,800	45,100	69,800	39,500	75,400	94,000	7,500
		①27,100	①36,100	①55,900	①31,600	①60,400	①75,200	①6,000
		②23,700	②31,600	②48,900	②27,700	②52,800	②65,800	②5,300
	431	13,000	17,300	26,700	15,100	28,900	36,000	2,900
		①10,400	①13,900	①21,400	①12,100	①23,200	①28,800	①2,400
		② 9,100	②12,200	②18,700	②10,600	②20,300	②25,200	②2,100
	432	20,900	27,800	43,100	24,400	46,500	58,000	4,600
		①16,800	①22,300	①34,500	①19,600	①37,200	①46,400	①3,700
		②14,700	②19,500	②30,200	②17,100	②32,600	②40,600	②3,300
	433	6,100	8,200	12,600	7,100	13,600	17,000	1,400
		①4,900	①6,600	①10,100	①5,700	①10,900	①13,600	①1,200
		②4,300	②5,800	② 8,900	②5,000	② 9,600	②11,900	②1,000
	434							
	435	7,200	9,600	14,800	8,400	16,000	20,000	1,600
		①5,800	①7,700	①11,900	①6,800	①12,800	①16,000	①1,300
	436							
		②5,100	②6,800	②10,400	②5,900	②11,200	②14,000	②1,200
	437							
リハーサル室	第1リハーサル室	9,300	12,500	19,300	12,500	22,100	27,000	2,100

第2リ ハーサ ル室	6,600	8,800	13,600	8,800	15,500	19,000	1,500
備考							
<p>1 白鳥ホール（区画する場合に限る。）、レセプションホール（区画する場合に限る。）及び会議室の利用料金の額は、それぞれ1室の使用につき徴収する額とします。</p> <p>2 延長の欄に定める利用料金の額は、使用者の使用時間の区分に接続する時間（午後9時30分（リハーサル室は、午後10時）から翌日の午前9時までの間に限る。）について、指定管理者が、管理上支障がなく、かつ、特別の事由があると認めて使用の許可をした場合に徴収する額とします。</p> <p>3 （ ）内の金額は、専ら営利を目的として使用する場合に適用します。</p> <p>4 ①の金額は、直前の使用申込（使用日の1月前から7日前までの使用申込）の場合に適用します。</p> <p>5 ②の金額は、使用日が平成26年4月29日から平成26年5月6日、平成27年4月29日から平成27年5月5日、平成28年4月29日から平成28年5月5日及び平成29年4月29日から平成29年5月7日までの場合に適用します。</p>							

3 センチュリーホールの附属設備

分類	品目	単位	利用料金の額	備考
舞台 設備	合唱台	1枚	130円	
	所作台	1枚	200円	
	平台	1枚	130円	
	指揮台	1個	260円	指揮者用譜面台付（灯付）
	譜面台	1個	130円	
	灯付譜面台	1個	250円	
	金びょうぶ	1双	1,300円	

	銀びょうぶ	1 双	1,300円	
	鳥の子びょうぶ	1 双	1,300円	
	松羽目	1 式	3,900円	
	竹羽目	1 式	3,900円	
	紗幕	1 枚	2,000円	
	大黒幕	1 枚	2,000円	
	毛せん	1 枚	400円	
	上敷	1 枚	400円	
	地がすり	1 枚	2,000円	
	座布団	1 枚	130円	
	オーケストラピット用の せり	1 式	7,800円	2 基
	せり	1 基	1,300円	
	反響板	1 式	4,500円	
	花道仮設鳥屋囲	1 式	2,000円	
楽器	グランドピアノ (A)	1 台	10,400円	調律は、使用者の負担とする。
	グランドピアノ (B)	1 台	8,000円	調律は、使用者の負担とする。
	グランドピアノ (C)	1 台	4,000円	調律は、使用者の負担とする。
	たて型ピアノ	1 台	1,300円	調律は、使用者の負担とする。
	大太鼓	1 台	1,300円	
映写 装置	スクリーン	1 式	2,000円	
	映写機	1 式	7,800円	
	光伝送装置	1 式	30,000円	
同時 通訳 設備	同時通訳装置	1 式	20,000円	
	レシーバー	1 個	400円	

音響 設備	マイクロホン（A）	1本	900円	マイクロホンスタンド付
	マイクロホン（B）	1本	600円	マイクロホンスタンド付
	ワイヤレスマイクロホン	1本	5,000円	
	マイクロホンスタンド	1本	300円	
	マイクロホン昇降装置	1基	800円	
	マイクロホンつり装置	1基	1,300円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,300円	
	副調整卓	1台	1,700円	
	ステージスピーカー	1台	650円	
	はね返りスピーカー	1台	600円	
	音声継線	1式	1,000円	客席内へ音声ラインを送り出した場合とする。
カセットデッキ	1台	1,300円		
照明 設備	Aセット	1式	45,000円	プロセニウムライト 第1、第2、第3及び第4ボーダーライト 天井反響板組込照明灯 フットライト 花道フットライト 第1及び第2シーリングライト フロントサイドライト ポータルライト タワーライト

			<p>第1、第2、第3、第4及び第5サスペンションライト (150台)</p> <p> Horizontライト</p> <p>客席サスペンションライト</p> <p>ステージスポットライト (24台)</p>
Bセット	1式	30,000円	<p>プロセニウムライト (1,000ワット、8台)</p> <p>第1、第2、第3及び第4ボーダーライト</p> <p>天井反響板組込照明灯</p> <p>フットライト</p> <p>花道フットライト</p> <p>第1及び第2シーリングライト (1,000ワット、64台)</p> <p> Horizontライト</p> <p>第1、第2、第3、第4及び第5サスペンションライト (1,000ワット、80台)</p> <p>フロントサイドライト (1,000ワット、48台)</p> <p>客席サスペンションライト (1,000ワット、16台)</p> <p>ポータルライト (8台)</p> <p>ステージスポットライト (8台)</p>

Cセット		1式	7,000円	第1、第2、第3及び第4ボーダーライト（白色2列） 第1シーリングライト （1,000ワット、32台） フロントサイドライト （1,000ワット、24台） 天井反響板組込照明灯 第1サスペンションライト（20台） プロセニウムライト（8台） ポータルライト（4台） ステージスポットライト（4台）
照明器具	ピンスポットライト	1台	2,000円	
	スポットライト （1,500ワット）	1台	750円	
	スポットライト （1,000ワット）	1台	500円	
	スポットライト （500ワット）	1台	250円	
	パーライト （1,000ワット）	1台	500円	
	シールドビームライト	1組	1,200円	4台1組
	エフェクトマシン	1台	1,000円	
	ミラーボール	1台	1,000円	

	ドライアイスマシン	1台	1,000円	
	フォグマシン	1台	1,000円	
	ハイクオリティカッターライト	1台	500円	
	可搬型調光操作卓	1式	20,000円	
	DMX回線	1式	1,500円	
電源設備		10キロワットまでごとに	1,500円	設備容量による。
備考				
<p>1 利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつてはこの表の額に3を乗じて得た額とします。</p> <p>2 附属設備の配置及び取り片付けは、使用者の負担とします。</p>				

4 イベントホールの附属設備

分類	品目	単位	利用料金の額	備考
舞台	センターステージ	1基	10,000円	
設備	サイドステージ	1基	10,000円	
	可動階段席	1基	12,000円	
音響	カセットデッキ	1台	1,300円	
設備	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,300円	

	デジタルオーディオテー プレコーダー	1台	1,300円	
	メインスピーカー	1式	1,000円	
	センタースピーカー	1式	1,000円	
	ステージスピーカー	1台	650円	
	はね返りスピーカー	1台	600円	
	マイクロホン (A)	1本	900円	マイクロホンスタンド付
	マイクロホン (B)	1本	600円	マイクロホンスタンド付
	マイクロホンスタンド	1個	300円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	5,000円	
照明 設備	Aセット	1式	45,000円	スポットライト (1,500ワッ ト、40台) スポットライト (1,000ワッ ト、50台) パーライト (1,000ワット、 50台) アッパーホリゾンライト ローアホリゾンライト
	Bセット	1式	30,000円	スポットライト (1,500ワッ ト、30台) スポットライト (1,000ワッ ト、30台) パーライト (1,000ワット、 25台) アッパーホリゾンライト ローアホリゾンライト

Cセット	1式	10,000円	スポットライト (1,500ワット、10台) スポットライト (1,000ワット、10台) パーライト (1,000ワット、10台) アッパーホリゾンライト ローアホリゾンライト
ピンスポットライト	1台	2,000円	
スポットライト (1,500ワット)	1台	750円	
スポットライト (1,000ワット)	1台	500円	
アッパーホリゾンライト (500ワット)	1台	250円	
ローアホリゾンライト (500ワット)	1台	250円	
ローアホリゾンライト (300ワット)	1台	200円	
パーライト (1,000ワット)	1台	500円	
ビーマックスライト	1組	1,200円	
ハイクオリティカッター ライト	1台	500円	
持込卓用電子クロスバー	1式	13,000円	

	電源設備	10キロ ワット までご とに	1,500円	設備容量による。
一般	机	1台	100円	
備品	いす	1脚	100円	
備考				
<p>1 利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつてはこの表の額に3を乗じて得た額とします。</p> <p>2 附属設備の配置及び取り片付けは、使用者の負担とします。</p>				

5 レセプションホール、展示室及び会議室の附属設備

分類	品目	単位	利用料金の額	備考
映像 設備	スクリーン (A)	1台	3,000円	横幅3.6メートル超
	スクリーン (B)	1台	1,500円	横幅2.1メートル超3.6メートル以下
	スクリーン (C)	1台	900円	横幅2.1メートル以下
	液晶プロジェクター (A)	1台	30,000円	
	液晶プロジェクター (B)	1台	10,000円	
	オーバーヘッドプロジェ クター	1台	1,500円	
	スライド (A)	1台	5,250円	1,000ワット以上

	スライド (B)	1 台	3,000円	500ワット以上1,000ワット 未満
	スライド (C)	1 台	2,700円	300ワット以上500ワット未 満
	スライド (D)	1 台	1,200円	300ワット未満
	試写用プロジェクター	1 台	300円	
	レーザーポインター	1 個	600円	
	16ミリ映写機	1 台	4,800円	
	ビデオテープレコーダー	1 台	2,250円	
	シンクロカセット	1 台	380円	
	指示棒	1 個	150円	
	イルミネーター	1 台	300円	
	スライドトレイ	1 個	150円	
一般 備品	ホワイトボード	1 台	1,050円	
	掲示板	1 台	530円	
	手元灯	1 台	150円	
	ポータブルステージ	1 個	1,500円	
	つい立て	1 台	450円	
	演台	1 台	600円	
	花台	1 台	400円	
音響 設備	有線マイクロホン	1 個	900円	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	3,000円	
同時 通訳 設備	同時通訳装置	1 式	20,000円	使用は、会議室224及び234 に限る。
	移動式同時通訳ブース	1 組	15,000円	
備考				

利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつてはこの表の額に3を乗じて得た額とします。

6 白鳥ホールの附属設備

分類	品目	単位	利用料金の額	備考
舞台 設備	ジョーゼット	1枚	4,000円	
	平台	1枚	130円	
	金びょうぶ	1双	1,300円	
	ポータブルステージ	1個	1,000円	
	サイドステージ	1基	10,000円	
	一文字幕	1枚	800円	
	そで幕	1組	1,600円	2枚1組
照明 設備	Aセット	1式	12,000円	スポットライト (1,000ワット、10台) スポットライト (500ワット、20台) パーライト (500ワット、40台) アッパーホリゾントライト ロアーホリゾントライト
	Bセット	1式	7,000円	スポットライト (1,000ワット、10台) スポットライト (500ワット、10台)

			パーライト (500ワット、20台) アッパーホリゾンライト ローアホリゾンライト	
	Cセット	1式	3,500円	スポットライト (1,000ワット、5台) スポットライト (500ワット、5台) パーライト (500ワット、10台)
	スポットライト (1,000ワット)	1台	500円	
	スポットライト (500ワット)	1台	250円	
	ハイクオリティカッターライト	1台	500円	
	パーライト (500ワット)	1台	280円	
	ピンスポットライト	1台	2,000円	
	持込卓用電子クロスバー	1式	13,000円	
音響設備	マイクロホン (A)	1本	900円	マイクロホンスタンド付
	マイクロホン (B)	1本	600円	マイクロホンスタンド付
	ワイヤレスマイクロホン	1本	2,000円	
	マイクロホンスタンド	1本	300円	
	はね返りスピーカー	1台	600円	
	ステージスピーカー	1台	650円	

	スタンドスピーカー	1台	600円	
	カセットデッキ	1台	1,300円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,300円	
	リバーブレーター	1台	600円	
	インカム	1台	300円	
映像 設備	スライド (A)	1台	3,500円	1,000ワット以上
	スライド (B)	1台	2,000円	500ワット以上1,000ワット未満
	スライド (C)	1台	1,800円	300ワット以上500ワット未満
	スライド (D)	1台	800円	300ワット未満
	オーバーヘッドプロジェクター (A)	1台	4,000円	1,000ワット以上
	オーバーヘッドプロジェクター (B)	1台	1,000円	1,000ワット未満
	資料提示装置	1台	1,600円	
	スクリーン (A)	1台	2,000円	横幅3.6メートル超
	スクリーン (B)	1台	1,000円	横幅2.1メートル超3.6メートル以下
	スクリーン (C)	1台	600円	横幅2.1メートル以下
	液晶プロジェクター	1台	40,000円	
	ビデオテープレコーダー	1台	1,500円	
	光伝送装置	1式	30,000円	
	スライドトレイ	1個	100円	
レーザーポインター	1個	400円		

同時 通訳 設備	同時通訳装置	1 式	20,000円	
一般 備品	つい立て	1 台	300円	
	掲示板	1 台	350円	
	ホワイトボード	1 台	700円	
	手元灯	1 台	100円	
電源 設備	電源設備	10キロ ワット までご とに	1,500円	設備容量による。
備考				
<p>1 利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額に 2 を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつてはこの表の額に 3 を乗じて得た額とします。</p> <p>2 附属設備の配置及び取り片付けは、使用者の負担とします。</p>				

7 国際会議室の附属設備

分類	品目	単位	利用料金の額	備考
舞台 設備	ポータブルステージ	1 個	1,500円	
照明 設備	スポットライト (1,000ワット)	1 台	750円	
	スポットライト (500 ワット)	1 台	380円	

	パーライト (500ワット)	1台	420円	
音響 設備	マイクロホン (A)	1本	1,350円	マイクロホンスタンド付
	マイクロホン (B)	1本	900円	マイクロホンスタンド付
	ワイヤレスマイクロホン	1本	3,000円	
	マイクロホンスタンド	1本	450円	
	はね返しスピーカー	1台	900円	
	スタンドスピーカー	1台	900円	
	カセットデッキ	1台	1,300円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,300円	
	リバーブレーター	1台	600円	
	インカム	1台	450円	
映像 設備	スライド (A)	1台	2,700円	300ワット以上500ワット未満
	スライド (B)	1台	1,200円	300ワット未満
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,500円	1,000ワット未満
	スクリーン (A)	1台	3,000円	横幅3.6メートル超
	スクリーン (B)	1台	1,500円	横幅2.1メートル超3.6メートル以下
	スクリーン (C)	1台	900円	横幅2.1メートル以下
	ビデオテープレコーダー (NTSC)	1台	2,250円	
	スライドトレイ	1個	150円	
レーザーポインター	1個	600円		

同時 通訳 設備	同時通訳装置	1 式	20,000円	
一般 備品	つい立て	1 台	450円	
	掲示板	1 台	530円	
	ホワイトボード	1 台	1,050円	
	手元灯	1 台	150円	
電源設備	10キロ ワット までご とに	1,500円	設備容量による。	
備考				
<p>利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつてはこの表の額に3を乗じて得た額とします。</p>				

8 駐車場

分類	利用料金の額		
	1 台 1 回	1 回券	回数券
普通自動車	700円	700円	7,000円
大型自動車	2,000円	2,000円	
備考			
<p>1 供用時間は、午前9時から午後10時までとします。</p> <p>2 回数券は、駐車場を11回使用できるものとします。</p>			

名古屋市市民経済局文化観光部観光推進室

名古屋能楽堂の利用料金の公告

名古屋能楽堂条例（平成8年名古屋市条例第43号）第3条第3項の規定により、平成27年4月1日以後の使用許可申請分から適用される名古屋能楽堂の利用料金の額を承認しましたので、次のとおり公告します。

平成26年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

2 舞台以外の施設							
施設の区分	利用料金の額						
	全日 9:00～ 21:00	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 16:30	午前午後 9:00～ 16:30	夜間 17:30～ 21:00	午後夜間 13:00～ 21:00	延長 (1時間 当たり)
けい古室	26,100	9,800	11,400	18,900	11,400	20,500	3,200

名古屋市市民経済局文化観光部文化振興室

特定非営利活動法人の設立の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第10条第 1項の規定により、特定非営利活動法人設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成26年 4月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所所在地	定款に記載された目的
平成26年 3月 5日	特定非営利活動法人日本大道芸協会はれるや	野田 祐己	名古屋市守山区大森四丁目 902番地	この法人は、おもに大道や公共の場および施設でパフォーマンスを行う個人及び団体そしてこれらのパフォーマンスを鑑賞する人々とこれらのパフォーマー個人や団体に対して、その場を提供する個人及び団体にパフォーマンスの実現に必要な種々の情報を提供し求めに応じて助言を行いスムーズにパ

			<p>フォーメンスが進行するように事業を行い、まちづくりや地域振興および世界平和に係る問題の改善や解決を図り、それらに関わる人々との文化交流を通して相互理解に寄与すること、さらに大道や公共の場および施設での身体表現や音楽などの芸術活動に寄与することを目的とする。</p>
--	--	--	---

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成26年 4月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 3月 4日	特定非営利活動法人ONE WAY国際平和文化協会	柴田 淑美	名古屋市名東区上社二丁目94番地北ハイツ104	この法人は、社会に対して、平和文化の構築に関する事業を行い、平和・人権・貧困に係る意識向上や真実のマルチカルチャーを提案し、平和意識の向上と文化の構築に寄与することを目的とする。

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成26年 4月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナディアパーク開発商業ビル

名古屋市中区栄三丁目1801番 1及び1801番 2

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社名鉄生活創研 株式会社ベルカディア 株式会社プラネッツ 株式会社パル リフォームスタジオ株式会社	午前10時30分	変更なし	午後 8時00分（12月の7日間は午後 8時30分）	午後 8時00分（年間14日は午後 8時30分）
株式会社ビギ 株式会社ブロス 株式会社コロンビアス スポーツウェアジャパン ティンバーランドジャパン株式会社 株式会社エヌ・エー・ジム 有限会社岩瀬 有限会社ビトルボ A. P. C. J A P A N株式会社	午前11時00分	変更なし	午後 8時00分（12月の7日間は午後 8時30分）	午後 8時00分（年間14日は午後 8時30分）

株式会社メルローズ 海川商事株式会社 ディーゼルジャパン株 式会社 株式会社ファッション 須賀 金子眼鏡株式会社 株式会社バーズアソシ エーション G A S J A P A N株 式会社 株式会社ビーズインタ ーナショナル				
--	--	--	--	--

3 変更の日

平成25年12月 1日

4 変更する理由

顧客の利便性のため

5 届出の日

平成25年11月13日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成26年 4月 4日から平成26年 8月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成26年 8月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市総合体育館、瑞穂運動場、名古屋市露橋スポーツセンター、名古屋市枇杷島スポーツセンター、名古屋市稲永スポーツセンター、名古屋市北スポーツセンター、名古屋市中村スポーツセンター、名古屋市名東スポーツセンター、名古屋市千種スポーツセンター、名古屋市中スポーツセンター、名古屋市南陽プール、名古屋市山田西プール、名古屋市富田北プール、名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター及び名古屋市港サッカー場の利用料金の公告

名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第6号）第4条第2項、名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第4条第3項、名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第3条第3項、名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第6条第3項、名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第3条第3項及び名古屋市港サッカー場条例（平成5年名古屋市条例第9号）第3条第3項の規定に基づき、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに適用される名古屋市総合体育館、瑞穂運動場、名古屋市露橋スポーツセンター、名古屋市枇杷島スポーツセンター、名古屋市稲永スポーツセンター、名古屋市北スポーツセンター、名古屋市中村スポーツセンター、名古屋市名東スポーツセンター、名古屋市千種スポーツセンター、名古屋市中スポーツセンター、名古屋市南陽プール、名古屋市山田西プール、名古屋市富田北プール、名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター及び名古屋市港サッカー場の利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

平成26年4月4日

名古屋市教育委員会委員長 野田 敦 敬

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

別表第1 レインボーホール

(単位:円)

施設区分	使用区分		利用料金の額		
			平日	土曜日・日曜日等	
レインボーホール	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	全部を使用する場合	入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とする場合	480,000	580,000
			準備撤去を目的とする場合	240,000	290,000
			延長料金 (1時間当たり)	60,000	73,000
			準備撤去を目的とする場合	30,000	36,500
		その他の場合	400,000	480,000	
		準備撤去を目的とする場合	200,000	240,000	
		延長料金 (1時間当たり)	50,000	60,000	
		準備撤去を目的とする場合	25,000	30,000	
		2階及び3階の観客席を使用しない場合	200,000	240,000	
		準備撤去を目的とする場合	100,000	120,000	
	延長料金 (1時間当たり)	25,000	30,000		
	準備撤去を目的とする場合	12,500	15,000		
	興行に使用する場合			2,200,000	2,500,000
	準備撤去を目的とする場合			1,100,000	1,250,000
	延長料金 (1時間当たり)			275,000	313,000
	準備撤去を目的とする場合			137,500	156,500
	見本市、展示会その他これらに類することに使用する場合			1,840,000	2,300,000
準備撤去を目的とする場合			920,000	1,150,000	
延長料金 (1時間当たり)			230,000	288,000	
準備撤去を目的とする場合			115,000	144,000	
式典、集会その他に使用する場合			1,495,000	1,840,000	
準備撤去を目的とする場合			747,500	920,000	
延長料金 (1時間当たり)			187,000	230,000	
準備撤去を目的とする場合			93,500	115,000	
貴賓室				30,000	
備考					
日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。					

別表第2 体育施設等専用使用(アーチェリー場及び弓道場を除く)

(単位:円)

施設区分	使用区分	利用料金の額										
		午前		午後1		午後2		夜間		延長料金		
		9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)		
		平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	
第2競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	7,700	8,470	7,700	8,470	7,700	8,470	11,200	12,320	1,900	2,090
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	15,400	16,940	15,400	16,940	15,400	16,940	22,400	24,640	3,800	4,180
		その他の場合	38,500	42,350	38,500	42,350	38,500	42,350	56,000	61,600	9,500	10,450
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	77,000	84,700	77,000	84,700	77,000	84,700	112,000	123,200	19,000	20,900
	一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)	1,800		1,800		1,800		2,100		適用なし	
		バレーボール(コート1面につき)	1,800		1,800		1,800		2,100		適用なし	
		テニス(コート1面につき)	1,800		1,800		1,800		2,100		適用なし	
		バドミントン(コート1面につき)	700		700		700		900		適用なし	
		卓球(コート1面につき)	450		450		450		500		適用なし	
		その他スポーツ(400平方メートル以内につき)	1,400		1,400		1,400		1,700		適用なし	
第3競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	4,200	4,620	4,200	4,620	4,200	4,620	6,000	6,600	1,000	1,100
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	8,400	9,240	8,400	9,240	8,400	9,240	12,000	13,200	2,000	2,200
		その他の場合	21,000	23,100	21,000	23,100	21,000	23,100	30,000	33,000	5,000	5,500
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	42,000	46,200	42,000	46,200	42,000	46,200	60,000	66,000	10,000	11,000
	一部の部場を専用	卓球(コート1面につき)	450		450		450		500		適用なし	
		その他スポーツ(400平方メートル以内につき)	1,400		1,400		1,400		1,700		適用なし	
	選手控室兼軽運動室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,200		1,200		1,200		1,400		250
入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合			2,400		2,400		2,400		2,800		500	
その他の場合			6,000		6,000		6,000		7,000		1,250	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	12,000		12,000		12,000		14,000		2,500	
本部室		1,100		1,100		1,100		1,200		200		
第1役員室		1,600		1,600		1,600		1,800		300		
第2役員室		1,100		1,100		1,100		1,200		200		

施設区分	使用区分	利用料金の額									
		午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
		9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
		平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等
	控室(1室につき)	2,300		2,300		2,300		2,700		450	
	会議室(1室につき)	1,100		1,100		1,100		1,200		200	
	飛込練習室	1,100		1,100		1,100		1,200		200	
備考											
<p>1 日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。</p> <p>2 選手控室兼軽運動室にあつては、管理上支障がないと認めるときは、使用区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。</p> <p>3 この表の選手控室兼軽運動室に係る利用料金の規定は、レインボープール、レインボーアイスアリーナ又は50メートル温水プールを使用せずに選手控室兼軽運動室を使用する場合に適用する。</p> <p>4 この表の本部室、第1役員室、第2役員室及び控室に係る利用料金の規定は、レインボーホールを使用せずにこれらの施設(レインボーホールの附帯施設に限る。)を使用する場合に適用する。</p>											

別表第3 体育施設等専用使用(アーチェリー場及び弓道場を除く)

(単位:円)

施設区分	使用区分		利用料金の額	
			2時間当たり	延長料金 (1時間当たり)
レイン ボー プール	全面を専用する 場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	44,000	22,000
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	110,000	55,000
		その他の場合	220,000	110,000
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	550,000	275,000
	競泳プー ルの全面を 専用する 場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	30,800	15,400
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	77,000	38,500
		その他の場合	154,000	77,000
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	385,000	192,500
	競泳プー ルの1/2を 専用する 場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	15,400	適用なし
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	38,500	適用なし
		その他の場合	77,000	適用なし
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	192,500	適用なし
飛込プー ルの全面を 専用する 場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	13,200	6,600	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	33,000	16,500	
	その他の場合	66,000	33,000	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	165,000	82,500	
飛込プー ルの1/2を 専用する 場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	6,600	適用なし	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	16,500	適用なし	
	その他の場合	33,000	適用なし	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	82,500	適用なし	
50メー トル 温水プー ル	全面を専用する場合		24,000	12,000
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		60,000	30,000
	一部を専用する場合(1コースにつき)		3,000	適用なし

施設区分	使用区分		利用料金の額	
			2時間当たり	延長料金 (1時間当たり)
レイン ボーアイス アリー ナ	全面を専用 する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	34,600	17,300
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	86,500	43,250
		その他の場合	173,000	86,500
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を 目的とする場合	432,500	216,250
	1/2を専用 する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	17,300	適用なし
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	43,250	適用なし
		その他の場合	86,500	適用なし
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を 目的とする場合	216,250	適用なし
25メー トル 温水プー ル			12,000	適用なし
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を 目的とする場合		30,000	適用なし

別表第4 体育施設等専用使用(アーチェリー場及び弓道場に限る。)

(単位:円)

施設区分	使用区分	利 用 料 金 の 額						
		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	一日	延長料金
		9時～12時 30分	13時～16 時30分	17時～21 時	9時～16時 30分	13時～21 時	9時～21時	(30分当た り)
アーチェ リー場		2,700	2,700	4,600	5,400	7,300	10,000	580
	入場料その他これ に類するものを徴 取する場合又は営 利を目的とする場 合	5,400	5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	1,150
弓道場	全面を専用する場 合	5,400	5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	1,150
	入場料その他これ に類するものを徴 取する場合又は営 利を目的とする場 合	10,800	10,800	18,400	21,600	29,200	40,000	2,300
	近的場を専用する 場合	2,700	2,700	4,600	5,400	7,300	10,000	580
	入場料その他これ に類するものを徴 取する場合又は営 利を目的とする場 合	5,400	5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	1,150
	遠的場を専用する 場合	2,700	2,700	4,600	5,400	7,300	10,000	580
	入場料その他これ に類するものを徴 取する場合又は営 利を目的とする場 合	5,400	5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	1,150

別表第5 体育施設等個人使用

(単位:円)

施設区分	使用区分	利用料金の額				
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券	
第3競技場	大人	200	11回分 2,000			
	小人	100	11回分 1,000			
レインボープール	大人		11回分 7,000			
			25回分 14,000			
	小人		11回分 3,000			
			25回分 6,000			
50メートル温水プール	大人		11回分 7,000	5,600	44,800	
			25回分 14,000			
	小人		11回分 3,000	2,800	22,400	
			25回分 6,000			
レインボーアイスアリーナ	大人	1,400	11回分 14,000			
	小人	700	11回分 7,000			
25メートル温水プール(※)	大人		11回分 5,000	4,000	32,000	
			25回分 10,000			
	小人		11回分 2,000	2,000	16,000	
			25回分 4,000			
アーチェリー場	大人	午前	200	11回分 2,000		
		午後	200	11回分 2,000		
		夜間	300	11回分 3,000		
	小人	午前	100	11回分 1,000		
		午後	100	11回分 1,000		
		夜間	100	11回分 1,000		
弓道場	大人	午前	200	11回分 2,000		
		午後	200	11回分 2,000		
		夜間	300	11回分 3,000		
	小人	午前	100	11回分 1,000		
		午後	100	11回分 1,000		
		夜間	100	11回分 1,000		
トレーニング室(※)	大人	300	5回分 1,000	1,600	12,800	
	小人	100	5回分 400	800	6,400	
宿泊研修室	大人	1泊 1,600				
	小人	1泊 800				
駐車場	大型自動車		2,000			
				11回分 5,000		
	普通自動車		500	25回分 10,000		
				50回分 15,000		

備考

1 この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校(トレーニング室にあっては、中学校又はこれに準ずる学校)に在学する者をいう。

2 この表中、「午前」は9時～12時30分、「午後」は13時～16時30分、「夜間」は17時～21時の間の使用とする。

3 宿泊研修室の1泊とは、午前9時から翌日の午前9時までの使用をいう。

※ 25m温水プール及びトレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。

別表第6 文化施設

(単位:円)

施設区分	利 用 料 金 の 額						
	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	一日	延長料金
	9時～12時	13時～16時30分	17時30分～21時	9時～16時30分	13時～21時	9時～21時	(30分当たり)
サンホール	48,000	56,000	56,000	103,000	110,000	157,000	10,000
第1研修室	5,700	6,700	6,700	12,300	13,200	18,900	1,200
第2研修室	2,800	3,400	3,400	6,200	6,700	9,500	650
第3研修室	1,200	1,400	1,400	2,500	2,700	3,800	260
第1和室	7,100	8,300	8,300	15,400	16,600	23,600	1,500
第2和室	4,800	5,600	5,600	10,300	11,000	15,700	1,000
備考 サンホールにおいて、入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。							

別表第7 レインボーホール及び体育施設附属設備

(単位:円)

附属設備名		単位	利用料金の額		備考		
レインボーホール大型映像装置	広告の表示に使用する 場合	1式	140,000		操作技術者は、 使用者の負担と する。 ()内は、文字 表示装置を使用 する場合に適用 する。		
	その他の場合	1式	100,000				
レインボープール大型映像装置	広告の表示に使用する 場合	1式	115,000	(62,000)			
	その他の場合	1式	70,000	(17,000)			
レインボーホール電 光表示装置	広告の表示に使用する 場合	1式	45,000				
	その他の場合	1式	25,000				
レインボーホール音響調整装置		1式	15,000		操作技術者は、 使用者の負担と する。		
レインボーホール照明器具(Aセット)		1式	50,000				
レインボーホール照明器具(Bセット)		1式	20,000				
電気 得点 表示 装置	レインボーホール	大	1式	9,000		移動式	
		中	1式	3,000		移動式	
	レインボープール、レインボーアイ スアリーナ		1式	3,000		移動式	
	50メートル温水プール		1式	3,000		固定式	
	弓道場		1式	2,000		固定式	
	第2競技場・第3競技場	大	1式	午前	2,300		移動式
				午後1	2,300		
				午後2	2,300		
				夜間	2,300		
	第2競技場・第3競技場	中	1式	午前	800		固定式
午後1				800			
午後2				800			
夜間				800			

附属設備名		単位	利用料金の額		備考
拡声装置	レインボープール、レインボーアイスアリーナ、50メートル温水プール	1式	3,000		固定式
	弓道場	1式	2,000		固定式
	第2競技場・第3競技場	1式	午前	800	固定式
			午後1	800	
午後2			800		
夜間			800		
冷暖房装置	レインボーホール	1式	1時間当たり	20,000	
	レインボープール、レインボーアイスアリーナ	1式	1時間当たり	7,700	
体操競技器具		1種目	1,000		
種目別体育器具 バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス、ハンドボール、インディアカ、フットサル、カローリング		1式	1種目1回	1,000	置き式支柱を含む。
レインボープール、レインボーアイスアリーナ、50メートル温水プール種目別体育器具 競泳、飛込、水球、シンクロナイズド・スイミング、フィギュアスケート、アイスホッケー、ショートトラック		1式	1種目1回	3,000 (7,000)	()内の額は、水球器具を使用する場合に適用する。
種目別体育器具(バウンドテニス)		1式	200		
その他の種目用体育器具(多目的支柱)		1式	1,000		
卓球台		1台	200		
審判台(国際式)		1台	1,000		
バスケットボールコートパネル		1面	200,000		国際大会用
テニスコートマット		1面	100,000		
バドミントンコートマット		1面	10,000		
空手マット		1面	1,000		
バウンドテニスマット		1面	500		
簡易フロアシート		平方メートル	3		
レインボープール自動審判計時装置		1式	3,000		タッチボード等

附属設備名	単位	利用料金の額		備考
スタッキングチェア	1脚	50		
壁面収納可動席	1席	50		
組立て舞台ユニット	1基	1,000		
プロセニウム幕	1式	5,000		
中割幕	1式	5,000		
一文字幕	1式	2,000		
ホリゾント幕	1枚	2,000		
金びょうぶ	1双	5,000		
演台(マイクロホン付)	1個	2,000		
司会台(マイクロホン付)	1個	1,000		
指揮者台	1個	500		
花台	1個	300		
グランドピアノ	1台	15,000		調律は、使用者の負担とする。
ピンスポットライト(3キロワット)	1台	5,000		操作技術者は、使用者の負担とする。
ピンスポットライト(2キロワット)	1台	3,000		
吊りフック	1式	30,000		
吊りバトン	1式	4本以上6本未満	10,000	
		6本以上	20,000	
機材運搬車	1式	10,000		
備考				
1 利用料金の額は、特段の標記のあるものを除き、1日当たりの額とする。				
2 この表中、「午前」は9時～12時、「午後1」は12時～15時、「午後2」は15時～18時、「夜間」は18時～21時の間の使用とする。				
3 設営、撤去及び操作は、使用者の負担とする。				

別表第8 文化施設附属設備

(単位:円)

附属設備名		単位	利用料金の額	備考
拡声装置	マイク(5本まで)	1式	2,000	
	追加マイク	1本	500	
	マイクなし	1式	1,000	
拡声装置(ポータブル)		1式	500	
舞台照明装置		1式	4,000	
スポットライト(2キロワット)		1式	2,000	(2基)
スポットライト(1キロワット)		1式	1,000	(2基)
ビデオテープレコーダー		1台	2,000	
テープレコーダー		1台	1,000	
コンパクトディスクプレーヤー		1台	1,000	
ミニディスクレコーダー		1台	2,000	
スライドプロジェクター		1台	800	
オーバーヘッドプロジェクター		1台	1,000	
デジタルプロジェクター		1台	3,000	
グランドピアノ		1台	3,000	調律は、使用者の負担とする。
金びょうぶ		1双	1,000	
レーザーポインター		1個	300	
備考				
1 利用料金の額は、1供用区分当たりの額とする。				
2 設営、撤去及び操作は、使用者の負担とする。				

別表第9 陸上競技場等専用使用施設

(単位:円)

施設区分	使用区分	利用料金						
		午前	午後	午前午後	夜間	延長料金(30分当たり)		
		8時30分～12時	13時～16時30分	8時30分～16時30分	17時30分～20時30分	供用時間前	供用時間内	供用時間後
陸上競技場	全部を使用する場合	51,000	51,000	102,000	64,000	7,300	7,300	10,700
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	76,500	76,500	153,000	96,000	10,950	10,950	16,050
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	102,000	102,000	204,000	128,000	14,600	14,600	21,400
	観覧席を使用しない場合	25,500	25,500	51,000	32,000	3,650	3,650	5,350
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	38,250	38,250	76,500	48,000	5,475	5,475	8,025
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	51,000	51,000	102,000	64,000	7,300	7,300	10,700
附属設備会議室		1回 2,300						
北陸上競技場		23,000	23,000	46,000	適用なし	3,300	3,300	3,300
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	34,500	34,500	69,000	適用なし	4,950	4,950	4,950
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	46,000	46,000	92,000	適用なし	6,600	6,600	6,600
田辺陸上競技場		3,400	3,400	6,800	適用なし	500	500	500
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	5,100	5,100	10,200	適用なし	750	750	750
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	6,800	6,800	13,600	適用なし	1,000	1,000	1,000
レクリエーション広場		4,600	4,600	9,200	適用なし	700	700	700
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	6,900	6,900	13,800	適用なし	1,050	1,050	1,050
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	9,200	9,200	18,400	適用なし	1,400	1,400	1,400

施設区分	使用区分	利用料金						の額	
		午前	午後	午前午後	夜間	延長料金(30分当たり)			
		8時30分～12時	13時～16時30分	8時30分～16時30分	17時30分～20時30分	供用時間前	供用時間内	供用時間後	
ラグビー場	全部を使用する場合	40,000	40,000	80,000	50,000	5,800	5,800	8,400	
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	60,000	60,000	120,000	75,000	8,700	8,700	12,600	
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	80,000	80,000	160,000	100,000	11,600	11,600	16,800	
	観覧席を使用しない場合	20,000	20,000	40,000	25,000	2,900	2,900	4,200	
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	30,000	30,000	60,000	37,500	4,350	4,350	6,300	
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	40,000	40,000	80,000	50,000	5,800	5,800	8,400	
	附属設備大会議室								1回 2,700
	附属設備小会議室(1室につき)								1回 2,300
	附属設備入浴場								1回 4,600
	ラグビー練習場		2,300	2,300	4,600	適用なし	400	400	400
入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)		3,450	3,450	6,900	適用なし	600	600	600	
入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合		4,600	4,600	9,200	適用なし	800	800	800	
相撲場		5,700	5,700	11,400	適用なし	900	900	900	
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	8,550	8,550	17,100	適用なし	1,350	1,350	1,350	
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	11,400	11,400	22,800	適用なし	1,800	1,800	1,800	

別表第10 野球場

(単位:円)

施設区分	使用区分	利用料金額							
		午前	午後	午前午後	夜間	延長料金(30分当たり)			
		8時30分～12時	13時～16時30分	8時30分～16時30分	17時30分～21時30分	供用時間前	供用時間内	供用時間後	
野球場	全部を使用する場合	23,000	23,000	46,000	28,000	3,300	3,300	3,500	
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	34,500	34,500	69,000	42,000	4,950	4,950	5,250	
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	46,000	46,000	92,000	56,000	6,600	6,600	7,000	
	観覧席を使用しない場合	11,500	11,500	23,000	14,000	1,650	1,650	1,750	
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	17,250	17,250	34,500	21,000	2,475	2,475	2,625	
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	23,000	23,000	46,000	28,000	3,300	3,300	3,500	
	附属設備会議室(1室につき)	1回 2,300							
	備考								
	野球場を夜間に使用する場合であってその使用する時間が夜間の使用時間の始期又は終期を含めて2分の1以内であるときは、その利用料金の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。								

別表第11 弓道場・アーチェリー場

(単位:円)

施設区分	使用区分	利 用 料 金 の 額						
		午前	午後	午前午後	夜間	延長料金(30分当たり)		
		9時～12時 30分	13時～16 時30分	9時～16時 30分	17時～21 時	供用時間前	供用時間内	供用時間後
弓道場		3,100	3,100	6,200	5,200	500	500	700
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	4,650	4,650	9,300	7,800	750	750	1,050
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	6,200	6,200	12,400	10,400	1,000	1,000	1,400
アーチェリー場		3,100	3,100	6,200	5,200	500	500	700
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	4,650	4,650	9,300	7,800	750	750	1,050
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	6,200	6,200	12,400	10,400	1,000	1,000	1,400

別表第12 テニスコート・プール

(単位:円)

施設区分	使用区分	利用料金の額	
		2時間	1時間単位
テニスコート (1面につき)		1,000	500
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	1,500	750
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	2,000	1,000 (入場料等を徴収する場合)
	附属設備会議室		1回 1,300
プール	練習プール	12,000	適用なし
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	18,000	適用なし
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	24,000	適用なし
	屋内プール	13,000	適用なし
	入場料等を徴収する場合	32,500	適用なし
	営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	26,000	適用なし

別表第13 北陸上競技場等個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使用区分		利 用 料 金 の 額				
			1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券	
北陸上競技場	大人		200	11回分 2,000			
	小人		100	11回分 1,000			
弓道場	大人	午前	200	11回分 2,000			
		午後	200				
		夜間	300	11回分 3,000			
	小人	午前	100	11回分 1,000			
		午後	100				
		夜間	100	11回分 1,000			
アーチェリー場	大人	午前	200	11回分 2,000			
		午後	200				
		夜間	300	11回分 3,000			
	小人	午前	100	11回分 1,000			
		午後	100				
		夜間	100	11回分 1,000			
プ ー ル	練習プール (※)	大人	300	11回分 3,000			
		小人	100	11回分 1,000			
	屋内プール (※)	大人			11回分 5,000	4,000	32,000
				500	25回分 10,000		
小人	大人			11回分 2,000	2,000	16,000	
			200	25回分 4,000			
トレーニング室(※)	大人	300	5回分 1,000		1,600	12,800	
	小人	100	5回分 400		800	6,400	
宿泊研修室	大人					1泊 1,600	
	小人					1泊 800	
駐車場	大型自動車 (1台につき)		2,000				
	普通自動車 (1台につき)			11回分 5,000			
			500	25回分 10,000			
				50回分 15,000			
備考							
1 この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校(トレーニング室にあっては、中学校又はこれに準ずる学校)に在学する者をいう。							
2 この表中、「午前」は9時～12時30分、「午後」は13時～16時30分、「夜間」は17時～21時の間の使用とする。							
3 宿泊研修室の1泊とは、午前9時から翌日の午前9時までの使用をいう。							
※ 屋内プール及びトレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)並びに練習プールの回数券については、当該施設に限り使用できる券を指す。							

別表第14 瑞穂運動場附属設備

(単位:円)

附属設備の種類又は品目	備付け場所	使用区分	利 用 料 金 の 額
陸上競技器具	陸上競技場		15,000
	北陸上競技場		15,000
拡声器	陸上競技場		9,000
	北陸上競技場		9,000
	ラグビー場		9,000
	野球場		9,000
	テニスコート		2,500
大型映像装置	陸上競技場	静止画像の表示のみに使用する場合(陸上競技場の撮影設備を使用する場合を除く。)	12,000
		広告の表示に使用する場合	72,000
		その他の場合	70,000
		広告の表示に使用する場合	350,000
	ラグビー場	静止画像の表示のみに使用する場合(ラグビー場の撮影設備を使用する場合を除く。)	12,000
		広告の表示に使用する場合	42,000
		その他の場合	70,000
		広告の表示に使用する場合	115,000
電光表示装置	北陸上競技場		12,000
		広告の表示に使用する場合	42,000
スコアボード	野球場		12,000
		得点及び判定の表示のみに使用する場合	4,000

別表第15 名古屋市露橋・稲永・北・千種スポーツセンター専用使用

(単位:円)

施設 区分			利用料金の額										
			2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
				9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
		平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等		
第1競技場 (露橋スポーツセンターについては、競技場)	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	8,900	9,790	8,900	9,790	8,900	9,790	12,900	14,190	2,200	2,420	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	17,800	19,580	17,800	19,580	17,800	19,580	25,800	28,380	4,400	4,840	
		その他の場合	44,500	48,950	44,500	48,950	44,500	48,950	64,500	70,950	11,000	12,100	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	89,000	97,900	89,000	97,900	89,000	97,900	129,000	141,900	22,000	24,200	
	一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400			
		バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400			
		テニス(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400			
		バドミントン(コート1面につき)		800		800		800		1,000			
		卓球(コート1面につき)		500		500		500		600			
		その他スポーツ(400平方メートル以内につき)		1,600		1,600		1,600		1,900			
柔道場 (露橋スポーツセンターに限る。)	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,500	3,850	3,500	3,850	3,500	3,850	5,200	5,720	900	990		
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	7,000	7,700	7,000	7,700	7,000	7,700	10,400	11,440	1,800	1,980		
	その他の場合	17,500	19,250	17,500	19,250	17,500	19,250	26,000	28,600	4,500	4,950		
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	35,000	38,500	35,000	38,500	35,000	38,500	52,000	57,200	9,000	9,900		
剣道場 (露橋スポーツセンターに限る。)	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,500	3,850	3,500	3,850	3,500	3,850	5,200	5,720	900	990		
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	7,000	7,700	7,000	7,700	7,000	7,700	10,400	11,440	1,800	1,980		
	その他の場合	17,500	19,250	17,500	19,250	17,500	19,250	26,000	28,600	4,500	4,950		
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	35,000	38,500	35,000	38,500	35,000	38,500	52,000	57,200	9,000	9,900		

施設 区分	利用料金の額											
	2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金		
		9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)		
		平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	
第2競技場 (稲永ス ポーツセン ター)	全 面 を 専 用 す る 場 合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	4,600	5,060	4,600	5,060	4,600	5,060	6,800	7,480	1,200	1,320
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	9,200	10,120	9,200	10,120	9,200	10,120	13,600	14,960	2,400	2,640
		その他の場合	23,000	25,300	23,000	25,300	23,000	25,300	34,000	37,400	6,000	6,600
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	46,000	50,600	46,000	50,600	46,000	50,600	68,000	74,800	12,000	13,200
	一 部 を 専 用 す る 場 合	バスケットボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		テニス(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バドミントン(コート1面につき)		800		800		800		1,000		
		卓球(コート1面につき)		500		500		500		600		
		その他スポーツ(400平方メートル以内につき)		1,600		1,600		1,600		1,900		
第2競技場 (北・千種ス ポーツセン ター)	全 面 を 専 用 す る 場 合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,500	3,850	3,500	3,850	3,500	3,850	5,200	5,720	900	990
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	7,000	7,700	7,000	7,700	7,000	7,700	10,400	11,440	1,800	1,980
		その他の場合	17,500	19,250	17,500	19,250	17,500	19,250	26,000	28,600	4,500	4,950
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	35,000	38,500	35,000	38,500	35,000	38,500	52,000	57,200	9,000	9,900
	用 2 分 の 場 合 1 を 専 用 す る 場 合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,750		1,750		1,750		2,600		
		その他の場合		8,750		8,750		8,750		13,000		
軽運動室 (稲永ス ポーツセン ター)	全 面 を 専 用 す る 場 合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,600		1,600		1,600		1,900		400
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		3,200		3,200		3,200		3,800		800
		その他の場合		8,000		8,000		8,000		9,500		2,000
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		16,000		16,000		16,000		19,000		4,000
	一 部 を 専 用 す る 場 合	卓球(コート1面につき)		500		500		500		600		
		その他スポーツ(200平方メートル以内につき)		800		800		800		1,000		

施設区分	利用料金の額										
	2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
		9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
		平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等
軽運動室 (北・千種スポーツセンター)	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,600	1,600	1,600	1,900	400			
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		3,200	3,200	3,200	3,800	800			
		その他の場合		8,000	8,000	8,000	9,500	2,000			
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		16,000	16,000	16,000	19,000	4,000			
	一場部を専用する	卓球(コート1面につき)		500	500	500	600				
		その他スポーツ(200平方メートル以内につき)		800	800	800	1,000				
プール (露橋・北・千種スポーツセンターに限る。)			13,000								
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		32,500								
アーチェリー練習場 (千種スポーツセンターに限る。)			1,300	1,300	1,300	1,600	300				
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		2,600	2,600	2,600	3,200	600				
弓道練習場 (稲永・北スポーツセンターに限る。)			1,300	1,300	1,300	1,600	300				
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		2,600	2,600	2,600	3,200	600				
会議室(1室につき) (稲永・北・千種スポーツセンターに限る。)			1,000	1,000	1,000	1,100	200				
会議室(1室につき) (露橋スポーツセンターに限る。)			600	600	600	700	200				
備考											
1 日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。											
2 軽運動室にあつては、管理上支障がないと認めるときは、使用区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げる。)とする。											

別表16 名古屋市露橋・稲永・北・千種スポーツセンター個人使用

(単位:円)

施設区分	使用区分	利用料金の額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
露橋スポーツセンター					
柔道場	大人	200	11回分 2,000		
	小人	100	11回分 1,000		
剣道場	大人	200	11回分 2,000		
	小人	100	11回分 1,000		
北・千種スポーツセンター					
第2競技場	大人	200	11回分 2,000		
	小人	100	11回分 1,000		
露橋・北・千種スポーツセンター					
プール(※)	大人	500	11回分 5,000	4,000	32,000
			25回分 10,000		
	小人	200	11回分 2,000	2,000	16,000
			25回分 4,000		
露橋・稲永・北・千種スポーツセンター					
トレーニング室(※)	大人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小人	100	5回分 400	800	6,400
稲永・北スポーツセンター					
弓道練習場(※)	大人	200		1,600	12,800
	小人	100		800	6,400
千種スポーツセンター					
アーチェリー練習場	大人	200		1,600	12,800
	小人	100		800	6,400
備考					
この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校(トレーニング室にあつては、中学校又はこれに準ずる学校)に在学する者をいう。					
※ プール、弓道練習場及びトレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。					

別表第17 名古屋市枇杷島・中村・名東・中スポーツセンター専用使用施設

(単位:円)

施設 区分		利 用 料 金 の 額										
		2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
			9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
			平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等
第1競技場 (中スポーツセンターを除く。)	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	8,900	9,790	8,900	9,790	8,900	9,790	12,900	14,190	2,200	2,420
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	17,800	19,580	17,800	19,580	17,800	19,580	25,800	28,380	4,400	4,840
		その他の場合	44,500	48,950	44,500	48,950	44,500	48,950	64,500	70,950	11,000	12,100
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	89,000	97,900	89,000	97,900	89,000	97,900	129,000	141,900	22,000	24,200
	一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		テニス(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バドミントン(コート1面につき)		800		800		800		1,000		
		卓球(コート1面につき)		500		500		500		600		
		その他スポーツ(400平方メートル以内につき)		1,600		1,600		1,600		1,900		
第1競技場 (中スポーツセンターに限る。)	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	6,400	7,040	6,400	7,040	6,400	7,040	9,500	10,450	1,600	1,760
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	12,800	14,080	12,800	14,080	12,800	14,080	19,000	20,900	3,200	3,520
		その他の場合	32,000	35,200	32,000	35,200	32,000	35,200	47,500	52,250	8,000	8,800
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	64,000	70,400	64,000	70,400	64,000	70,400	95,000	104,500	16,000	17,600
	一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		テニス(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バドミントン(コート1面につき)		800		800		800		1,000		
		卓球(コート1面につき)		500		500		500		600		
		その他スポーツ(280平方メートル以内につき)		1,100		1,100		1,100		1,300		
第2競技場 (枇杷島・中村スポーツセンター)	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,500	3,850	3,500	3,850	3,500	3,850	5,200	5,720	900	990
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	7,000	7,700	7,000	7,700	7,000	7,700	10,400	11,440	1,800	1,980
		その他の場合	17,500	19,250	17,500	19,250	17,500	19,250	26,000	28,600	4,500	4,950
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	35,000	38,500	35,000	38,500	35,000	38,500	52,000	57,200	9,000	9,900

施設 区分			利 用 料 金 の 額										
			2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
				9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
				平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等
	用2分の1を専 用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,750		1,750		1,750		2,600			
		その他の場合		8,750		8,750		8,750		13,000			
第2競技場 (名東・中 スポーツセン ター)	全 面 を 専 用 す る 場 合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		3,500	3,850	3,500	3,850	3,500	3,850	5,200	5,720	900	990
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		7,000	7,700	7,000	7,700	7,000	7,700	10,400	11,440	1,800	1,980
		その他の場合		17,500	19,250	17,500	19,250	17,500	19,250	26,000	28,600	4,500	4,950
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		35,000	38,500	35,000	38,500	35,000	38,500	52,000	57,200	9,000	9,900
	一 部 を 専 用 す る 場 合	バレーボール(コート1面につき)			2,000		2,000		2,000		2,400		
		バドミントン(コート1面につき)			800		800		800		1,000		
卓球(コート1面につき)				500		500		500		600			
その他スポーツ(2分の1を専用する場合)				1,750		1,750		1,750		2,600			
軽運動室	全 面 を 専 用 す る 場 合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,600		1,600		1,600		1,900		400	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		3,200		3,200		3,200		3,800		800	
		その他の場合		8,000		8,000		8,000		9,500		2,000	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		16,000		16,000		16,000		19,000		4,000	
	一 部 を 専 用 す る 場 合	卓球(コート1面につき)			500		500		500		600		
その他スポーツ(200平方メートル以内につき)				800		800		800		1,000			
プール			13,000										
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	32,500										
弓道練習場 (枇杷島・中 村スポーツ センター)				1,300		1,300		1,300		1,600		300	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		2,600		2,600		2,600		3,200		600	
大会議室(枇杷島スポーツセンターに限る。)				1,500		1,500		1,500		1,700		300	
会議室(1室につき)				1,000		1,000		1,000		1,100		200	
軽運動室兼会議室(1室につき)(中スポーツセンターに限る。)				1,200		1,200		1,200		1,300		300	

備考

1 日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。

2 軽運動室及び軽運動室兼会議室にあつては、管理上支障がないと認めるときは、使用区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げる。)とする。

別表第18 名古屋市枇杷島・中村・名東・中スポーツセンター個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使用区分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
第2競技場 (枇杷島・中村スポーツ センター)	大人	200	11回分 2,000		
	小人	100	11回分 1,000		
プール(※)	大人	500	11回分 5,000	4,000	32,000
			25回分 10,000		
	小人	200	11回分 2,000	2,000	16,000
			25回分 4,000		
弓道練習場(※) (枇杷島・中村スポーツ センター)	大人	200		1,600	12,800
	小人	100		800	6,400
トレーニング室(※)	大人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小人	100	5回分 400	800	6,400
備考 この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校(トレーニング室にあっては、中学校又はこれに準ずる学校)に在学する者をいう。 ※ プール、弓道練習場及びトレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。					

別表第19 名古屋市露橋・枇杷島・稲永・北・中村・名東・千種・中スポーツセンター附属設備

(単位:円)

附属設備名	単位	利用料金の額	
拡声装置	1式	午前	800
		午後1	800
		午後2	800
		夜間	800
電気得点表示装置	1式	午前	800
		午後1	800
		午後2	800
		夜間	800
種目別体育器具 バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス、ハンドボール、インディアカ、フットサル、カローリング	1式	1種目 1回	1,000
種目別体育器具 (バウンドテニス)	1式		200
体操競技器具	1種目		1,000
卓球台	1台		200
その他の種目用体育器具 (多目的支柱)	1式		1,000
空手マット	1面		1,000
バウンドテニスマット	1面		500
審判台(国際式)	1台		1,000
簡易フローシート	平方メートル		3
備考			
1 利用料金の額は、特段の標記のあるものを除き、1日当たりの額とする。			
2 この表中、「午前」は9時～12時、「午後1」は12時～15時、「午後2」は15時～18時、「夜間」は18時～21時の間の使用とする。			
3 設営、撤去及び操作は、使用者の負担とする。			
4 軽運動室の使用区分を1/2に区切って使用を許可する場合における拡声装置及び電气得点表示装置の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。			
5 卓球台の利用料金の額は、露橋スポーツセンターにあっては競技場、枇杷島スポーツセンター、北スポーツセンター、中村スポーツセンター及び千種スポーツセンターにあっては第1競技場、稲永スポーツセンター、名東スポーツセンター及び中スポーツセンターにあっては第1競技場又は第2競技場において卓球台を使用する場合に適用する。			

別表第20 名古屋市南陽・山田西・富田北プール

(1) 専用使用施設

(単位:円)

施設区分		利 用 料 金 の 額							
		2時間	午前	午後1	午後2	夜間			
			9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時			
軽運動室 (南陽プールに限る。)	卓球に使用する場合(コート1面につき)		300	300	300	350			
	その他の場合(全面)		1,300	1,300	1,300	1,600			
体育室 (富田北プールに限る。)	す全 る面 場を 合専 用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	1,800	1,800	1,800	2,100			
		その他の場合	9,000	9,000	9,000	10,500			
	一 部 を 専 用 す る 場 合	バドミントン(コート1面につき)	700	700	700	900			
		インディアカ(コート1面につき)	700	700	700	900			
		卓球(コート1面につき)	450	450	450	500			
		その他スポーツ(25平方メートル以内につき)	900	900	900	1,100			
屋内プール		13,000							
会議室(南陽プールに限る。)			1,100	1,100	1,100	1,200			
備考									
1 軽運動室にあっては、管理上支障がないと認めるときは、使用時間の区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げる。)とする。									
2 入場料その他これに類するものを徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2(屋内プールを使用する場合にあっては、2.5)を乗じて得た額とする。									

(2) 個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使 用 区 分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
プール(※)	大 人	500	11回分 5,000	4,000	32,000
			25回分 10,000		
	小 人	200	11回分 2,000	2,000	16,000
			25回分 4,000		
トレーニング室(南陽プールに限る。)(※)	大 人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小 人	100	5回分 400	800	6,400
備考					
この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。					
※ プール及びトレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。					

別表第21 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター

(1) 専用使用施設

(単位:円)

施設区分		利 用 料 金 の 額			
		午前	午後1	午後2	夜間
		9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
軽運動室	卓球に使用する場合(コート1面につき)	300	300	300	400
	その他の場合(全面)	2,100	2,100	2,100	2,400
備考					
軽運動室にあつては、管理上支障がないと認めるときは、使用時間の区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げる。)とする。					

(2) 個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使 用 区 分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
トレーニング室 (※)	大 人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小 人	100	5回分 400	800	6,400
浴室サウナ室		400	11回分 4,000		
			25回分 8,000		
備考					
この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。					
※ トレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。					

別表第22 名古屋市港サッカー場専用使用

(単位:円)

施設区分	使用区分	利用料金額							
		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	一日	延長料金(30分当たり)	
		9時～12時30分	13時～16時30分	17時30分～20時30分	9時～16時30分	13時～20時30分	9時～20時30分	使用時間前	使用時間後
サッカー場	全部を使用する場合	40,000	40,000	50,000	80,000	90,000	130,000	5,800	8,400
	入場料その他これに類するものを徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	60,000	60,000	75,000	120,000	135,000	195,000	8,700	12,600
	入場料その他これに類するものを徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とする場合	80,000	80,000	100,000	160,000	180,000	260,000	11,600	16,800
	観覧席を使用しない場合	20,000	20,000	25,000	40,000	45,000	65,000		
	入場料その他これに類するものを徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	30,000	30,000	37,500	60,000	67,500	97,500		
	入場料その他これに類するものを徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とする場合	40,000	40,000	50,000	80,000	90,000	130,000		
会議室		1日1回 2,700							

別表第23 名古屋市港サッカー場附属設備

(単位:円)

附属設備名		単位	利用料金の額
拡声装置		1式	9,000
電光表示装置	広告の表示に使用する場合	1式	42,000
	その他の場合	1式	12,000

名古屋市緑スポーツセンター、名古屋市昭和スポーツセンター、
名古屋市鳴海プール、名古屋市香流橋プール、名古屋市志段味ス
ポーツランド及び名古屋市名城庭球場の利用料金の公告

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第3条第3項、名古屋
市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第6条第3項、名古屋市志段味
スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）第3条第3項及び名古屋
市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）第4条第3項の規定に基づ
き、平成26年4月1日から平成30年3月31日までに適用される名古屋市緑スポ
ーツセンター、名古屋市昭和スポーツセンター、名古屋市鳴海プール、名古屋
市香流橋プール、名古屋市志段味スポーツランド及び名古屋市名城庭球場の利
用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

平成26年4月4日

名古屋市教育委員会委員長 野田 敦 敬

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

別表第1 名古屋市緑スポーツセンター専用使用施設

(単位:円)

施設 区分		利 用 料 金 の 額										
		2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
			9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
			平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等
第1競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	8,900	9,790	8,900	9,790	8,900	9,790	12,900	14,190	2,200	2,420
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	17,800	19,580	17,800	19,580	17,800	19,580	25,800	28,380	4,400	4,840
		その他の場合	44,500	48,950	44,500	48,950	44,500	48,950	64,500	70,950	11,000	12,100
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	89,000	97,900	89,000	97,900	89,000	97,900	129,000	141,900	22,000	24,200
	一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		テニス(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バドミントン(コート1面につき)		800		800		800		1,000		
		卓球(コート1面につき)		500		500		500		600		
		その他スポーツ(400平方メートル以内につき)		1,600		1,600		1,600		1,900		
第2競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,500	3,850	3,500	3,850	3,500	3,850	5,200	5,720	900	990
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	7,000	7,700	7,000	7,700	7,000	7,700	10,400	11,440	1,800	1,980
		その他の場合	17,500	19,250	17,500	19,250	17,500	19,250	26,000	28,600	4,500	4,950
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	35,000	38,500	35,000	38,500	35,000	38,500	52,000	57,200	9,000	9,900
	用2分の場1を専	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,750		1,750		1,750		2,600		
		その他の場合		8,750		8,750		8,750		13,000		
軽運動室	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,600		1,600		1,600		1,900		400
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		3,200		3,200		3,200		3,800		800
		その他の場合		8,000		8,000		8,000		9,500		2,000
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		16,000		16,000		16,000		19,000		4,000
	る一部を専用す	卓球(コート1面につき)		500		500		500		600		
		その他スポーツ(200平方メートル以内につき)		800		800		800		1,000		
プール		13,000										
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	32,500										

施設 区分		利 用 料 金 の 額										
		2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
			9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
			平日	土曜日・日 曜日等	平日	土曜日・日 曜日等	平日	土曜日・日 曜日等	平日	土曜日・日 曜日等	平日	土曜日・日 曜日等
弓道練習場			1,300		1,300		1,300		1,600		300	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		2,600		2,600		2,600		3,200		600	
会議室(1室につき)			1,000		1,000		1,000		1,100		200	
備考												
1 日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。												
2 軽運動室にあつては、管理上支障がないと認めるときは、使用区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げる。)とする。												

別表第2 名古屋市緑スポーツセンター個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使用区分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
第2競技場	大人	200	11回分 2,000		
	小人	100	11回分 1,000		
プール(※)	大人	500	11回分 5,000	4,000	32,000
			25回分 10,000		
	小人	200	11回分 2,000	2,000	16,000
			25回分 4,000		
弓道練習場(※)	大人	200		1,600	12,800
	小人	100		800	6,400
トレーニング室(※)	大人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小人	100	5回分 400	800	6,400
備考 この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校(トレーニング室にあっては、中学校又はこれに準ずる学校)に在学する者をいう。 ※ プール、弓道練習場及びトレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。					

別表第3 名古屋市昭和スポーツセンター専用使用施設

(単位:円)

施設区分		利用料金の額										
		2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
			9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
			平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等
第1競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	6,400	7,040	6,400	7,040	6,400	7,040	9,500	10,450	1,600	1,760
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	12,800	14,080	12,800	14,080	12,800	14,080	19,000	20,900	3,200	3,520
		その他の場合	32,000	35,200	32,000	35,200	32,000	35,200	47,500	52,250	8,000	8,800
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	64,000	70,400	64,000	70,400	64,000	70,400	95,000	104,500	16,000	17,600
	一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		テニス(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バドミントン(コート1面につき)		800		800		800		1,000		
		卓球(コート1面につき)		500		500		500		600		
		その他スポーツ(280平方メートル以内につき)		1,100		1,100		1,100		1,300		
	第2競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,500	3,850	3,500	3,850	3,500	3,850	5,200	5,720	900
入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合			7,000	7,700	7,000	7,700	7,000	7,700	10,400	11,440	1,800	1,980
その他の場合			17,500	19,250	17,500	19,250	17,500	19,250	26,000	28,600	4,500	4,950
入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合			35,000	38,500	35,000	38,500	35,000	38,500	52,000	57,200	9,000	9,900
一部を専用する場合		バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400		
		バドミントン(コート1面につき)		800		800		800		1,000		
		卓球(コート1面につき)		500		500		500		600		
		その他スポーツ(2分の1を専用する場合)		1,750		1,750		1,750		2,600		

施設 区分		利 用 料 金 の 額										
		2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
			9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
			平日	土曜日・日 曜日等	平日	土曜日・日 曜日等	平日	土曜日・日 曜日等	平日	土曜日・日 曜日等	平日	土曜日・日 曜日等
軽運動室	全 面 を 専 用 す る 場 合	アマチュアスポーツ又はレクリ エーションに使用する場合		1,600		1,600		1,600		1,900		400
		入場料その他これに類するも のを徴収する場合又は営利を 目的とする場合		3,200		3,200		3,200		3,800		800
		その他の場合		8,000		8,000		8,000		9,500		2,000
		入場料その他これに類するも のを徴収する場合又は営利を 目的とする場合		16,000		16,000		16,000		19,000		4,000
	一 部 を 専 用 す る 場 合	卓球(コート1面につ き)		500		500		500		600		
		その他スポーツ(200平方 メートル以内につき)		800		800		800		1,000		
プ ー ル		13,000										
	入場料その他これに類するも のを徴収する場合又は営利を 目的とする場合	32,500										
会議室(1室につき)			1,000		1,000		1,000		1,100		200	
備考												
1 日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。												
2 軽運動室にあつては、管理上支障がないと認めるときは、使用区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げる。)とする。												

別表第4 名古屋市昭和スポーツセンター個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使用区分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
プール(※)	大人	500	11回分 5,000	4,000	32,000
			25回分 10,000		
	小人	200	11回分 2,000	2,000	16,000
			25回分 4,000		
トレーニング室(※)	大人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小人	100	5回分 400	800	6,400
備考 この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校(トレーニング室にあっては、中学校又はこれに準ずる学校)に在学する者をいう。 ※ 回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。					

別表第5 名古屋市緑・昭和スポーツセンター附属設備

(単位:円)

附属設備名	単位	利用料金の額	
拡声装置	1式	午前	800
		午後1	800
		午後2	800
		夜間	800
電気得点表示装置	1式	午前	800
		午後1	800
		午後2	800
		夜間	800
種目別体育器具 バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス、ハンドボール、インディアカ、フットサル、カローリング	1式	1種目 1回	1,000
種目別体育器具 (バウンドテニス)	1式		200
体操競技器具	1種目		1,000
卓球台	1台		200
その他の種目用体育器具 (多目的支柱)	1式		1,000
空手マット	1面		1,000
バウンドテニスマット	1面		500
審判台(国際式)	1台		1,000
簡易フローシート	平方メートル		3
備考			
1 利用料金の額は、特段の標記のあるものを除き、1日当たりの額とする。			
2 この表中、「午前」は9時～12時、「午後1」は12時～15時、「午後2」は15時～18時、「夜間」は18時～21時の間の使用とする。			
3 設営、撤去及び操作は、使用者の負担とする。			
4 軽運動室の使用区分を1/2に区切って使用を許可する場合における拡声装置及び電気得点表示装置の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。			
5 卓球台の利用料金の額は、緑スポーツセンターにあつては第1競技場、昭和スポーツセンターにあつては第1競技場又は第2競技場において卓球台を使用する場合に適用する。			

別表第6 名古屋市鳴海・香流橋プール

(1) 専用使用施設

(単位:円)

施設区分	利 用 料 金 の 額	
	2 時 間	
屋内プール	13,000	
備考 入場料その他これに類するものを徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2.5を乗じて得た額とする。		

(2) 個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使 用 区 分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
プール(※)	大 人	500	11回分 5,000	4,000	32,000
			25回分 10,000		
	小 人	200	11回分 2,000	2,000	16,000
			25回分 4,000		
備考 この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。 ※ 回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。					

別表第7 名古屋市志段味スポーツランド専用使用施設(屋外施設)

(単位:円)

施設区分		利 用 料 金 の 額					
		1時間	2時間	午前	午後	午前午後	延長料金 (1時間につき)
				9時～ 12時30分	13時～ 16時30分	9時～ 16時30分	16時30分～ 日の入相当時刻
少年野球場				1,100	1,100	2,200	300
	入場料その他これに類するものを徴収する場合			2,200	2,200	4,400	600
庭球場 (1面につき)		500	1,000				
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	1,000	2,000				
備考							
1 少年野球場とは、15歳未満の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する15歳以上の者を含む。以下「少年」という。)が使用するものをいう。ただし、少年の使用を妨げない限度において、少年以外の者にも使用させることができる。							
2 必要に応じて、庭球場の一部を1時間を単位とした専用使用に供するものとする。							

別表第8 名古屋市志段味スポーツランド専用使用施設(屋内施設)

(単位:円)

施設区分	利 用 料 金 の 額											
	1時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金		
		9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)		
		平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	
競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	6,000	6,600	6,000	6,600	6,000	6,600	8,800	9,680	1,500	1,650
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	12,000	13,200	12,000	13,200	12,000	13,200	17,600	19,360	3,000	3,300
		その他の場合	30,000	33,000	30,000	33,000	30,000	33,000	44,000	48,400	7,500	8,250
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	60,000	66,000	60,000	66,000	60,000	66,000	88,000	96,800	15,000	16,500
一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400			
	バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400			
	テニス(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400			
	バドミントン(コート1面につき)	300	800		800		800		900			
	インディアカ(コート1面につき)	300	800		800		800		900			
	卓球(コート1面につき)	200	500		500		500		600			
	その他スポーツ(250平方メートル以内につき)		1,000		1,000		1,000		1,200			
	会議室兼軽運動室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,200		1,200		1,200		1,300		300
その他の場合		6,000		6,000		6,000		6,500		1,500		
備考												
1 日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。												
2 必要に応じて、競技場の一部を1時間を単位とした専用使用に供するものとする。												
3 会議室兼軽運動室にあっては、管理上支障がないと認めるときは、使用区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。												

別表第9 名古屋市志段味スポーツランド個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使用区分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
トレーニング室(※)	大人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小人	100	5回分 400	800	6,400
<p>備考</p> <p>この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校又はこれに準ずる学校に在学する者をいう。</p> <p>※ 回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。</p>					

別表第10 名古屋市志段味スポーツランド附属設備

(単位:円)

附属設備名	単位	利用料金の額	
拡声装置	1式	午前	800
		午後1	800
		午後2	800
		夜間	800
種目別体育器具 バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス、インディアカ、カローリング	1式	1種目 1回	1,000
種目別体育器具 (バウンドテニス)	1式		200
その他の種目用体育器具 (多目的支柱)	1式		1,000
バウンドテニスマット	1面		500
簡易フローシート	平方メートル		3
備考			
1 利用料金の額は、特段の標記のあるものを除き、1日当たりの額とする。			
2 この表中、「午前」は9時～12時、「午後1」は12時～15時、「午後2」は15時～18時、「夜間」は18時～21時の間の使用とする。			
3 設営、撤去及び操作は、使用者の負担とする。			
4 会議室兼軽運動室の使用区分を1/2に区切って使用を許可する場合における拡声装置の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。			

別表第11 名古屋市名城庭球場

(単位:円)

施設 区分	使用区分	利用料金の額	
		2時間	1時間単位
テニス コート (1面につき)	観覧席付テニスコート	1,500	750
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	3,000	1,500
	観覧席付テニスコート(観覧席を利用しない場合)及びその他のテニスコート	1,000	500
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	2,000	1,000